特別史跡大宰府跡保存活用計画

平成29年3月

太 宰 府 市

目次

1. 保存活用計画策定の目的 ……1

1-1 目的
1-2 計画の位置づけ
1-3 計画対象範囲
1-4 分科会等の設置と審議内容
1-5 大宰府跡の保存活用
1-6 保存活用の基本的考え方
1-7 計画の構成

2. 史跡指定 ……11

2-1 指定に関する内容
2-2 管理団体
2-3 公有化

3. 位置と環境 ……17

3-1 位置
3-2 環境
3-3 風景

4. 史跡を取り巻く市の施策・情勢 ……43

4-1 文化遺産からはじまるまちづくり
4-2 関連法による取り組み
4-3 観光経済施策

5. 保存活用の経緯と現状 ……55

5-1 保存管理の経緯と現状
5-2 活用の経緯と現状
5-3 整備の経緯と現状
5-4 調査研究の経緯と現状
5-5 管理運営の経緯と現状

6. 保存活用に関する課題 ……63

6-1 保存管理に関する課題
6-2 活用に関する課題
6-3 整備に関する課題
6-4 調査研究に関する課題
6-5 管理運営に関する課題

7. 保存活用の方針・計画 ……69

7-1 大宰府跡の価値
7-2 目指す方向
7-3 保存管理計画
7-4 活用方針
7-5 整備方針
7-6 調査研究方針
7-7 管理運営方針

8. 今後の取り組み ……83

8-1 推進プログラム
8-2 計画の見直し

9. 参考資料 ……87

9-1 現状変更申請の分析
9-2 史跡指定地内の文化遺産リスト
9-3 地元座談会記録（要旨）
9-4 地元報告会記録（要旨）
9-5 パブリック・コメント
9-6 文化財保護法（抜粋）
9-7 文化財保護法関連法令（抜粋）
9-8 関連法令リスト

凡例

・「大宰府（だざいふ）」と「太宰府（だざいふ）」の違いについて

行政的な表記としては、古代律令時代の役所、及びその遺跡に関するダザイフは「大宰府」として、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記している。

１．保存活用計画策定の目的

1-1 目的

1-2 計画の位置づけ

1-3 計画対象範囲

1-4 分科会等の設置と審議内容

1-5 大宰府跡の保存活用

1-6 保存活用の基本的考え方

1-7 計画の構成

写真１：現在の大宰府跡

1．保存活用計画策定の目的

まずはじめに、計画策定の目的、計画の位置づけ、計画対象範囲を明らかにするとともに、計画策定の体制として太宰府市史跡対策委員会と同分科会等の構成と審議内容、そして大宰府跡の保存活用、保存活用の基本的な考え方、計画の構成を明記します。

1-1 目的

本市は、平成17（2005）年、市内所在の文化遺産（※1）を市民等とともに守り、育む「文化遺産からはじまるまちづくり」を掲げた『太宰府市文化財保存活用計画』を策定しました。同計画では、市内所在の8つの史跡を「大宰府関連史跡」として一体的に保存活用していくことを目指して『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』を定めました。時を経て、平成28（2016）年、この保存活用方針を改訂し、今後、個々の史跡の保存活用計画を策定していく方向性を定めました。

一方、本市は、平成27（2015）年2月、国との協議を踏まえ「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）／平成20（2008）年施行」に基づく『太宰府市歴史的風致維持向上計画』の再認定を果たしました。今後は同計画に基づき「大宰府関連史跡整備事業」、「大宰府跡ガイダンス施設等整備事業」、「特別史跡大宰府跡（客館跡）整備事業」などの推進を図ります。

特別史跡大宰府跡（以下、本史跡）の保存管理については、昭和45（1970）年に文化庁文化財保護部長名で福岡県教育委員会と太宰府町教育委員会（※2）に通知された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』に基づいています。しかし、同計画も策定から47年が経過し、現状と計画内容がそぐわないところも目立つようになっており新しい計画が求められています。

本計画は、大宰府関連史跡の中枢である本史跡において、史跡の保存を第一にしながら、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出することを目的とします。

※1：文化遺産とは、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたいモノ・コトです。

※2：太宰府町は、明治25（1892）年9月13日に、町制を施行し、御笠郡太宰府町が誕生しました。その後、昭和30（1955）年3月1日に、筑紫郡水城村と合併し、筑紫郡太宰府町となりました。更に、昭和57（1982）年4月1日の市制施行により、太宰府市となり、現在に至っています。

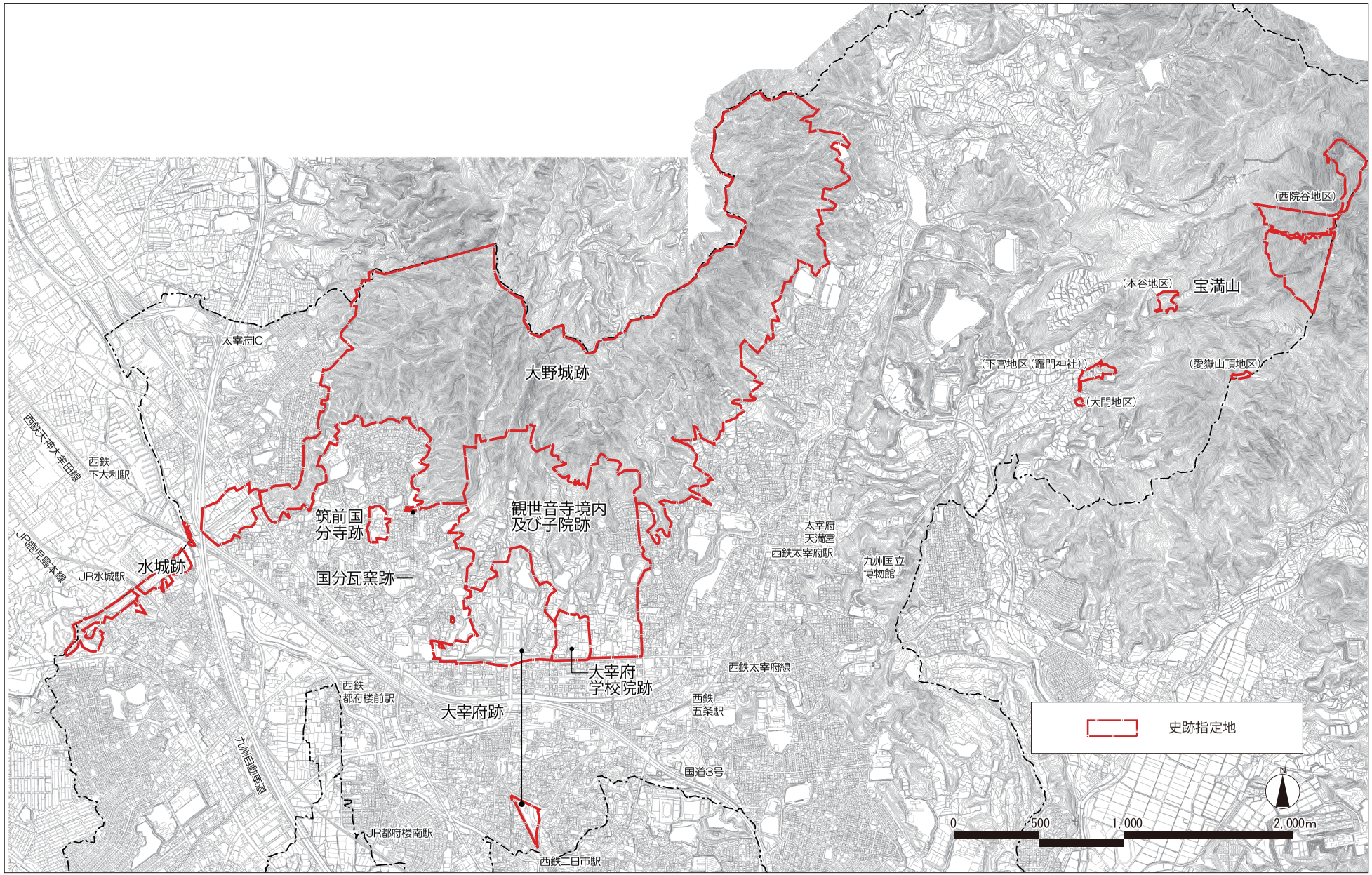

図１：大宰府関連史跡（市内所在）

1-2 計画の位置づけ

本計画は、『太宰府市歴史文化基本構想』を構成する『太宰府市文化財保存活用計画／平成17（2005）年策定』に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成28（2016）年3月改訂』の下に位置づけられる保存活用計画です。

本計画の策定後、本史跡に関しては、昭和45（1970）年9月に示された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』はその役割を終えることとします。

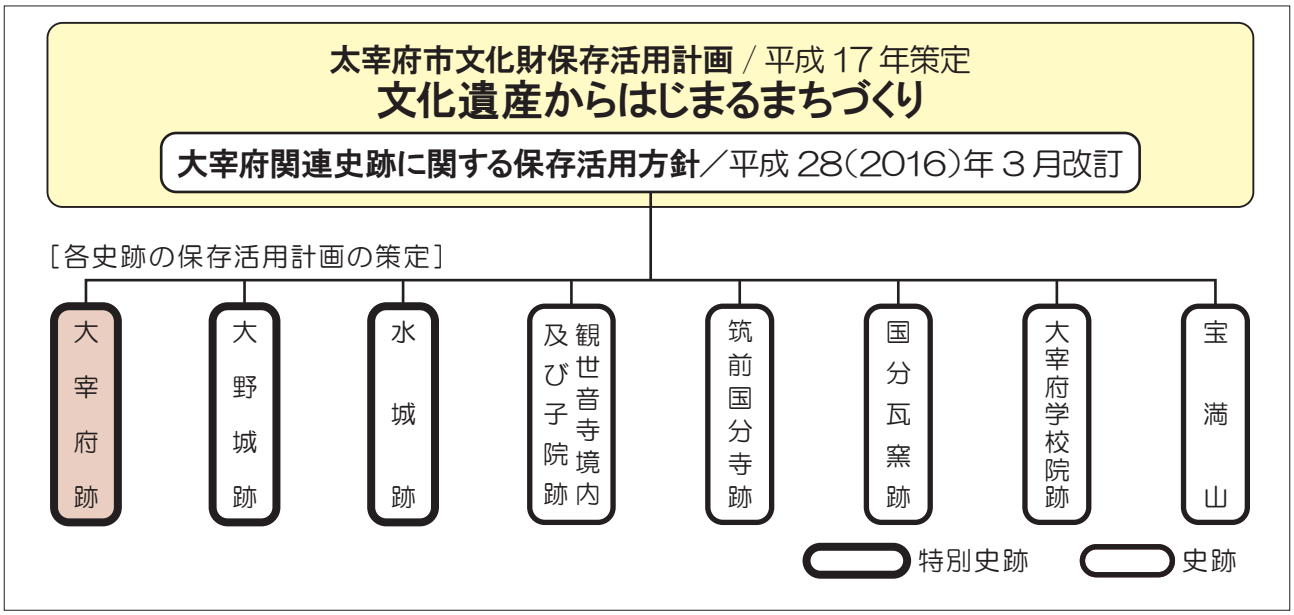

図２：本計画の位置づけ

『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成28（2016）年3月改訂』は、社会情勢等の変化を踏まえ、市内に点在する8つの史跡を大宰府関連史跡として俯瞰的に捉え、一体的に保存活用していくことを目的に、『太宰府市歴史文化基本構想』に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成17（2005）年策定』の見直しを行ったものです。

『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』による基本理念には、大宰府関連史跡の価値を確実に保存し、広く発信していくこと、そして史跡指定地に住んでいる人、また史跡を訪れる人にとって、大宰府関連史跡が心地よい空間であることを目指して、以下を掲げています。

「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間」
～生活と共生する8つの史跡～

※本計画では、史跡「観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡」を、史跡「観世音寺境内及び子院跡」と表記しています。

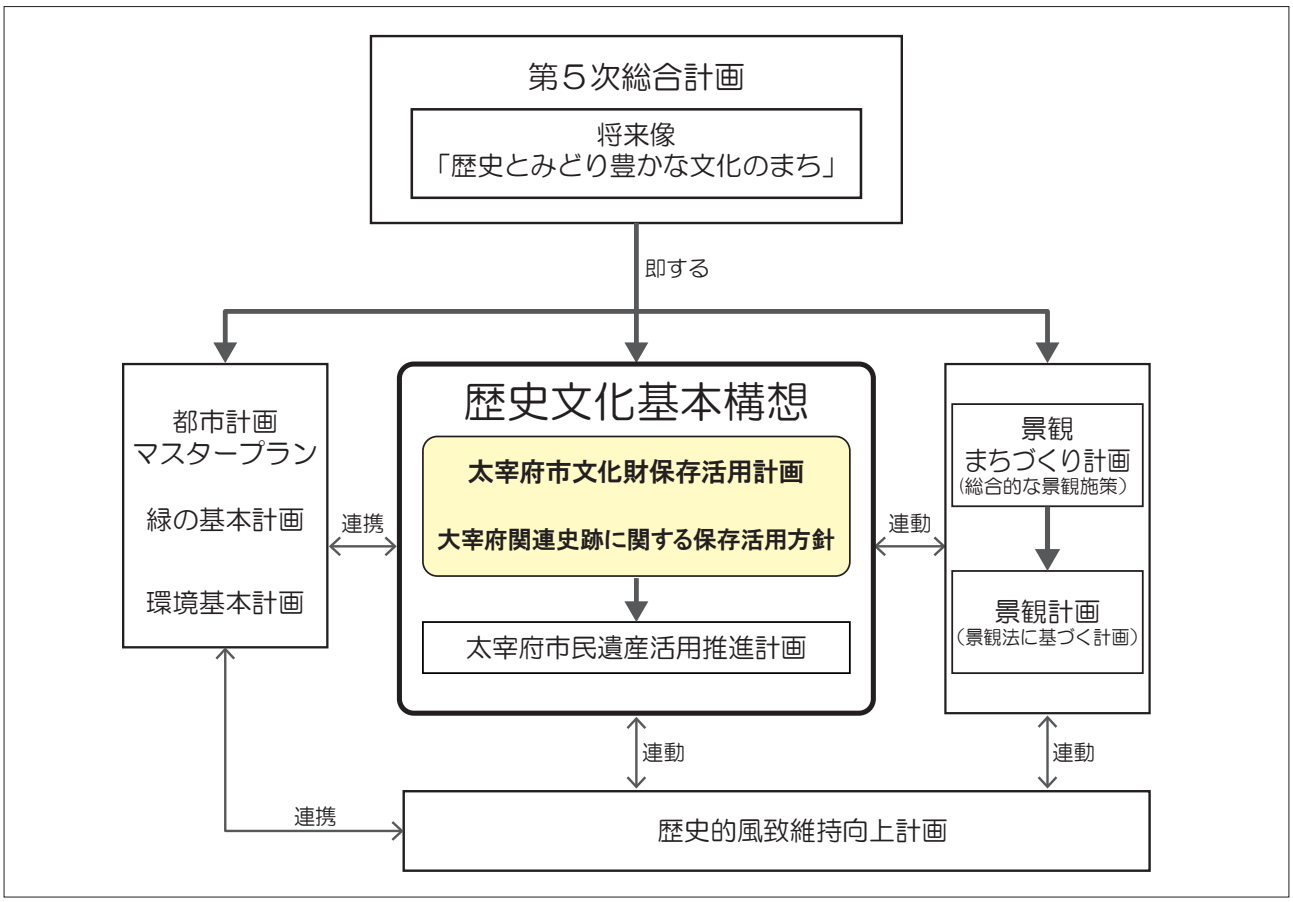

図３：『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』の位置づけ

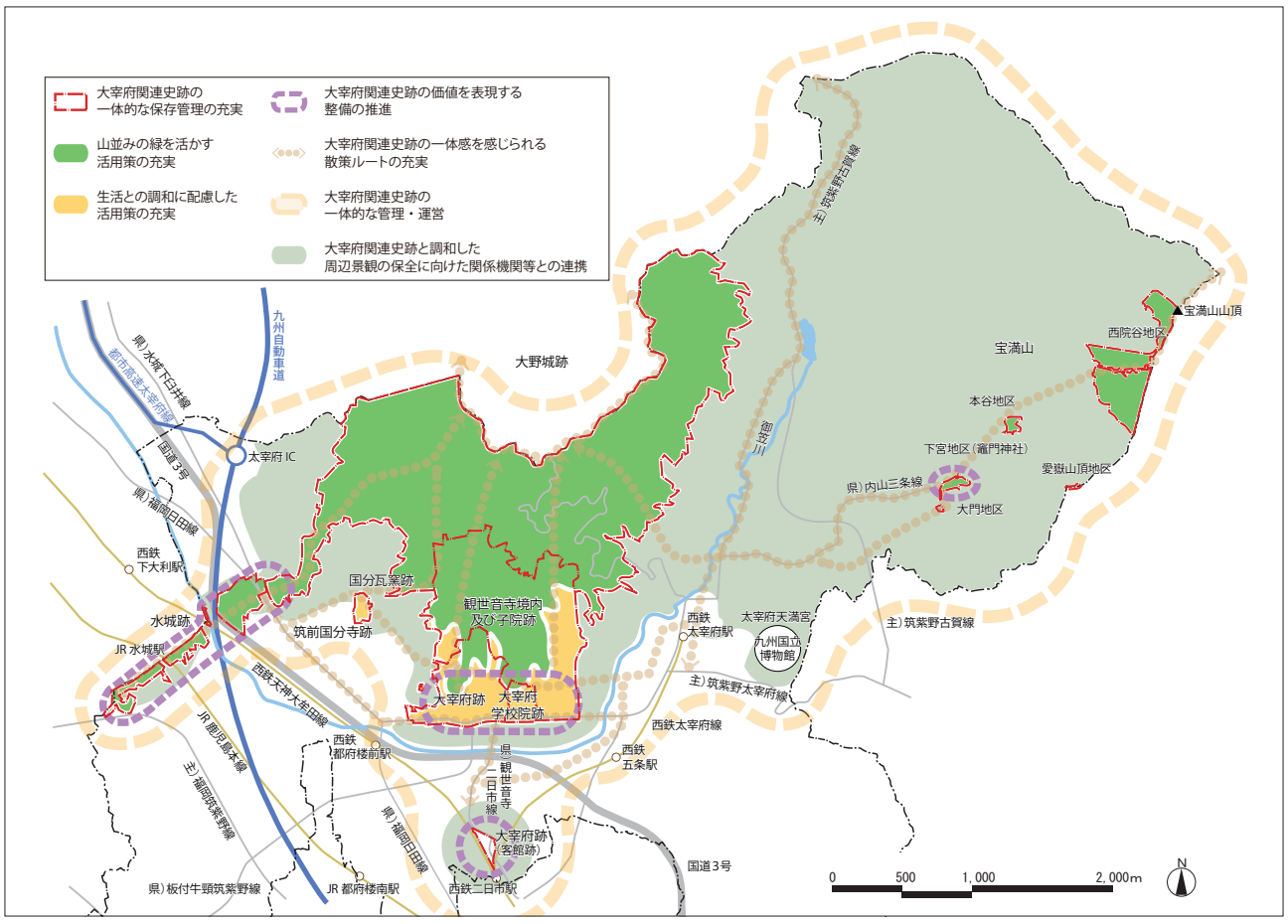

図４：『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』＜基本方針図＞

1-3 計画対象範囲

計画対象範囲は、本史跡の史跡指定地に保護を要する範囲を加えた以下の範囲とします。

本史跡は、政庁跡と平成26（2014）年10月に飛び地で追加指定された客館跡（きゃっかんあと）で構成されますが、各地区は約1ｋｍ離れ、周囲の状況も大きく異なります。本計画では政庁跡とその周辺を政庁地区、客館跡を客館地区と呼びます。

なお、本計画の策定にあたっては、必要に応じて、計画対象範囲外についても保存活用の方向性を設定します。

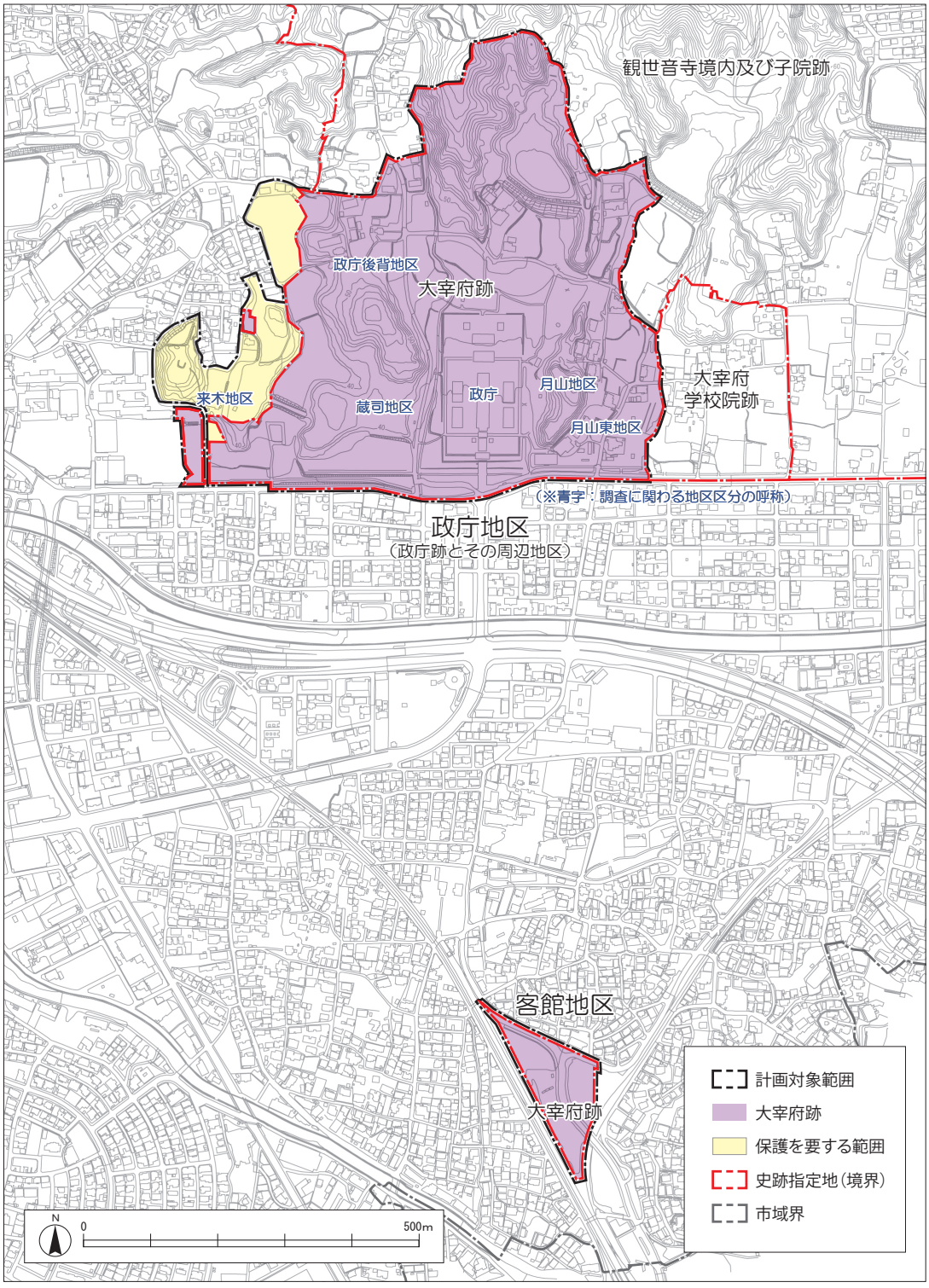

図５：計画対象範囲

1-4 分科会等の設置と審議内容

（1）分科会等の設置

本計画の策定にあたっては、太宰府市史跡対策委員会に分科会を設け、審議を行いました。加えて、住民の皆さまのご理解とご協力を得ることを目的に座談会を開催しています。

＜分科会メンバー＞

太宰府市史跡対策委員会	会長	櫻井康治
九州芸術工科大学	名誉教授	杉本正美
佐賀大学	教授	重藤輝行
九州歴史資料館	室長	小田和利
太宰府市文化ふれあい館	主査	重松敏彦

＜オブザーバー＞

文化庁文化財部記念物課史跡部門	主任文化財調査官	佐藤正知
福岡県文化財保護課文化財保護係	係長	杉原敏之
福岡県文化財保護課企画係	技術主査	入佐友一郎

＜事務局＞

教育委員会

教育長	木村甚治
教育部長	緒方扶美
文化財課長	城戸康利
保護活用係長	江坂研治
主任主査	廣見京子、髙橋学
主事	有田ゆきな、久木原駿史、伊藤裕貴
調査係長	山村信榮
主任主査	井上信正、宮崎亮一
主任技師	遠藤茜、沖田正大、中村茂央

都市計画課 景観・歴史のまち推進係

係長	中島恒次郎（文化財課事務取扱）
主任技師	長岡健二郎

（2）審議内容

開催		主な内容
第1回	平成28（2016）年 9月29日	・保存活用計画策定の目的　・まちづくりにおける文化財関連施策 ・史跡指定　・保存活用の経緯と現状、課題の整理 ・位置と環境
第2回	平成28（2016）年 11月24日	・保存活用の経緯　・保存管理　・調査研究 ・保存活用の課題　・活用　・管理運営 ・目指す方向　・整備
第3回	平成29（2017）年 2月3月	・過去2回分の振り返り、保存活用の方針・計画 ・今後の取り組み

（3）座談会

開催		開催場所	主な内容
第1回	平成28（2016）年 11月10日	観世音寺公民館	・住んでよいところ、不自由なところ ・現在お住いの住宅の建て替えや改築の計画について ・現在の耕作についての問題点 ・観光客について（近隣での渋滞問題など）
第2回	平成28（2016）年 12月26日	観世音寺公民館	・保存活用計画の概要について ・現状変更の取り扱いについて ・活用の先進事例について

（4）報告会

開催	開催場所	主な内容
平成29（2017）年2月15日	観世音寺公民館	・計画、現状変更行為の取扱基準（案）等の報告 ・パブリックコメント実施の連絡

1-5 大宰府跡の保存活用

本史跡は、約500年前の室町時代には既に遺跡として認知されていたことが知られています。近世には太宰府天満宮に詣でる「さいふまいり」の名所としても知られていました。福岡藩によって礎石の配置図の作成等の調査が行われると共に、礎石の保存が行われていました。

また、大正10（1921）年に「史蹟名勝天然紀念物保存法／大正8（1919）年制定」に基づき史跡指定されてから約100年、昭和28（1953）年に「文化財保護法／昭和25（1950）年制定」に基づき特別史跡に指定されてから約70年が経ちました。47年前の昭和45（1970）年には、『太宰府地区史跡の保存・管理計画』に基づく、本格的な保存管理が開始されています。更に、約10年前には『大宰府関連史跡に関する保存活用方針／平成17（2005）年策定』を含む『太宰府市文化財保存活用計画』が策定、この『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』については、平成28（2016）年3月に改訂を行いました。

本計画は、保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営それぞれの項目で、過去の来歴を知り、現状の問題点と課題を把握し、それらを解決していくための方針を作り、未来へ向けての本史跡の持続的な保存活用を目指し定めるものです。

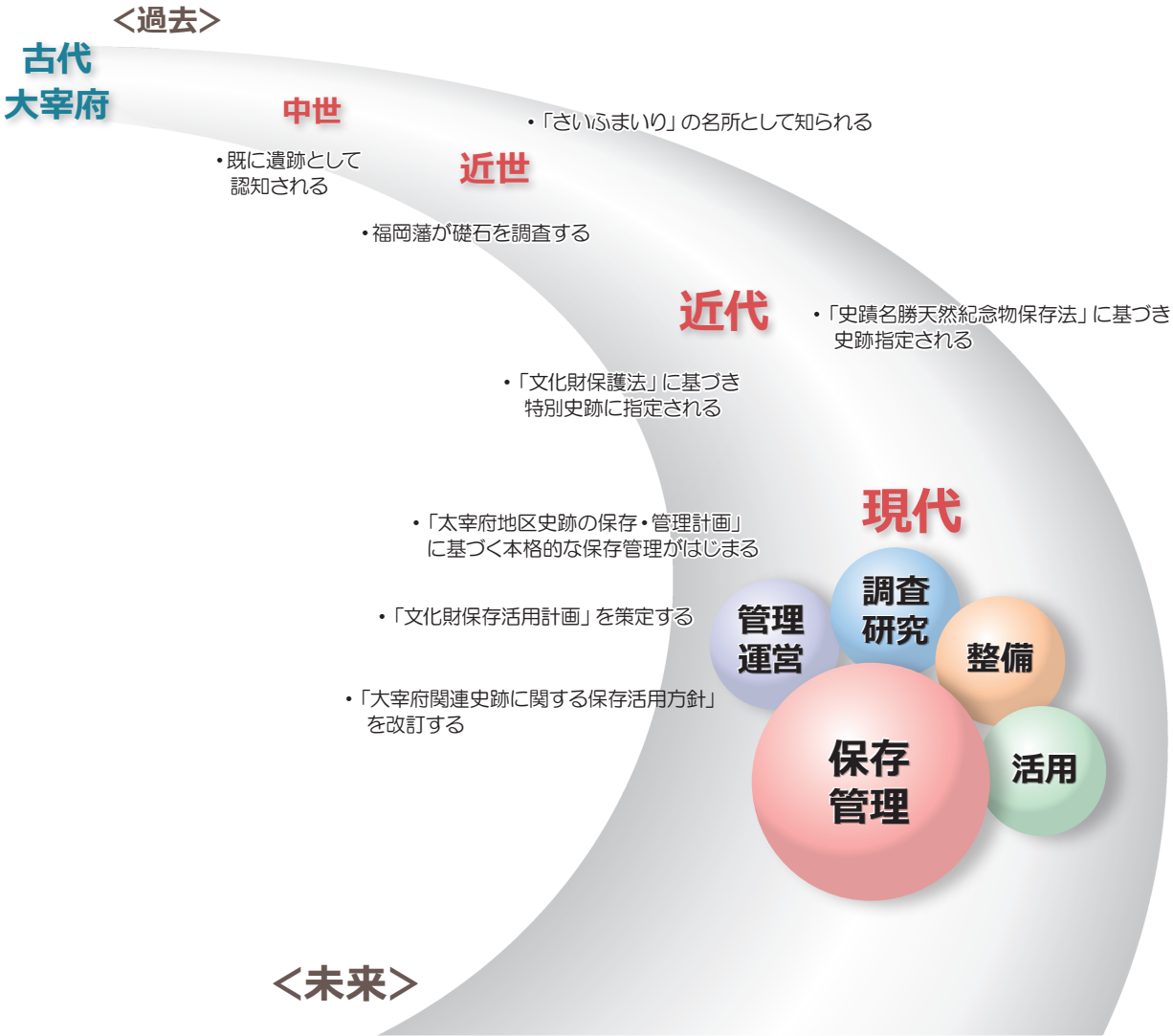

図６：大宰府跡の保存活用の展開イメージ

1-6 保存活用の基本的考え方

史跡の保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営に関する基本的な考え方を、以下に整理します。

●保存管理

史跡を確実に保存し、より良い状態で未来へ残していくことです。

●活用

史跡と、地元住民、市民、来訪者との結びつきを高めていく取り組みです。

●整備

史跡の保存と活用の両立を目的に、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出する取り組みです。

●調査研究

史跡に関する事実や事象を調べ明らかにし、公開・普及していく取り組みです。

●管理運営

本史跡の保存管理、活用、整備、調査研究を一体的かつ円滑に推進する仕組みや体制を構築し、その推進を図る取り組みです。

1-7 計画の構成

本計画の構成は、以下となります。1～6章において計画策定の目的や位置づけ、史跡の経緯と現状や課題等を整理し、7章において本史跡の価値と目指す方向性を設定します。その後、保存管理計画と活用・整備・調査研究・管理運営に関する各方針を設定します。

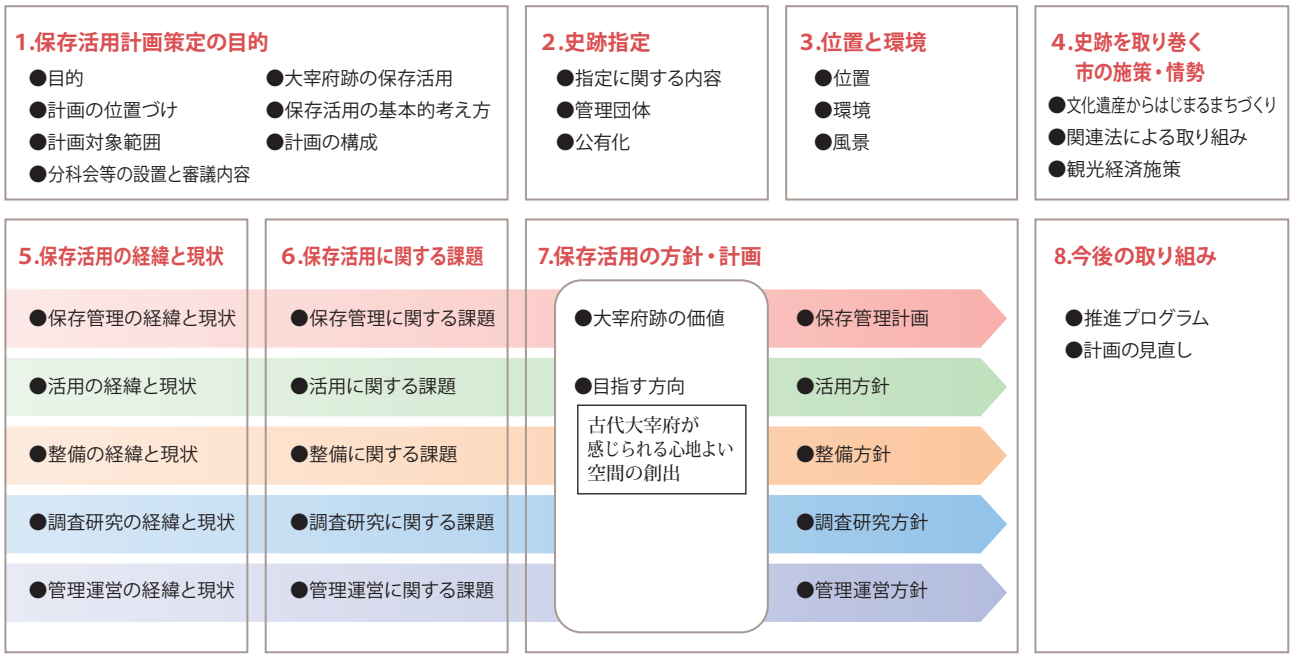

図７：計画の構成

2．史跡指定

2-1 指定に関する内容

2-2 管理団体

2-3 公有化

写真２：大正期の政庁跡
／『史蹟名勝写真第1輯　北九州の部』二日市大日本史蹟名勝写真刊行会（大正15（1926）年）より転載

2．史跡指定

ここでは、史跡指定に関する基本的な情報として、本史跡の指定に関する内容、管理団体、公有化の状況を概観します。

2-1 指定に関する内容

明治30（1897）年以降、全国で近代化、資本主義化による土地開発が盛んに行われるようになり、それに伴い土地に根付く文化財の毀損（きそん）行為が目立つようになりました。そのため大正8（1919）年4月10日に「史蹟名勝天然紀念物保存法／法律第44号」が制定されました。礎石が地上に露出していた本史跡は、早くから保護すべき対象と認められ、建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に、大正10（1921）年3月3日に同法に基づき史跡に指定されました。また、戦後、昭和25（1950）年5月30日に「文化財保護法／法律第214号」が制定され、昭和28（1953）年3月31日には、同法に基づき特別史跡に指定されました。

政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定されたのは昭和45（1970）年9月21日です。その後も蔵司西側地域や来木地区の一部が追加指定され、大宰府政庁跡の南約1ｋｍに位置する客館跡が追加指定されたのが平成26（2014）年10月6日です。

以下、国の官報告示等を踏まえ、指定名称、指定年月日、指定要件を整理します。

【指 定 名 称】

大宰府跡

【指定年月日と官報告示】

大正10（1921）年	3月3日	史跡指定（内務省告示第三十八号） ※建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に史跡指定
昭和28（1953）年	3月31日	特別史跡指定（文化財保護委員会告示第十七号）
昭和45（1970）年	9月21日	追加指定（文部省告示第二百七十四号） ※政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定
昭和49（1974）年	6月25日	追加指定（文部省告示第百二十号） ※蔵司西側地域が追加指定
平成21（2009）年	2月12日	追加指定（文部科学省告示第八号） ※来木地区の一部が追加指定
平成26（2014）年	3月18日	追加指定（文部科学省告示第三十三号） ※来木地区の一部が追加指定
平成26（2014）年	10月6日	追加指定（文部科学省告示第百三十九号） ※客館跡が追加指定
平成27（2015）年	3月10日	追加指定（文部科学省告示第四十一号） ※来木地区の一部が追加指定

【所　在　地】

福岡県太宰府市観世音寺三丁目、四丁目、大字観世音寺、坂本三丁目、大字坂本、朱雀三丁目

【指 定 面 積】

320,235.91 ㎡（平成 28（2016）年 3 月 31 日現在）

【指 定 基 準】

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26（1951）年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二による。

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

二　都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

【指 定 要 件 】

古代、大陸・半島との外交・防衛を掌るとともに、九州（西海道）諸国の行政を統轄した役所の跡。我が国古代の政治・外交を知る上で貴重。

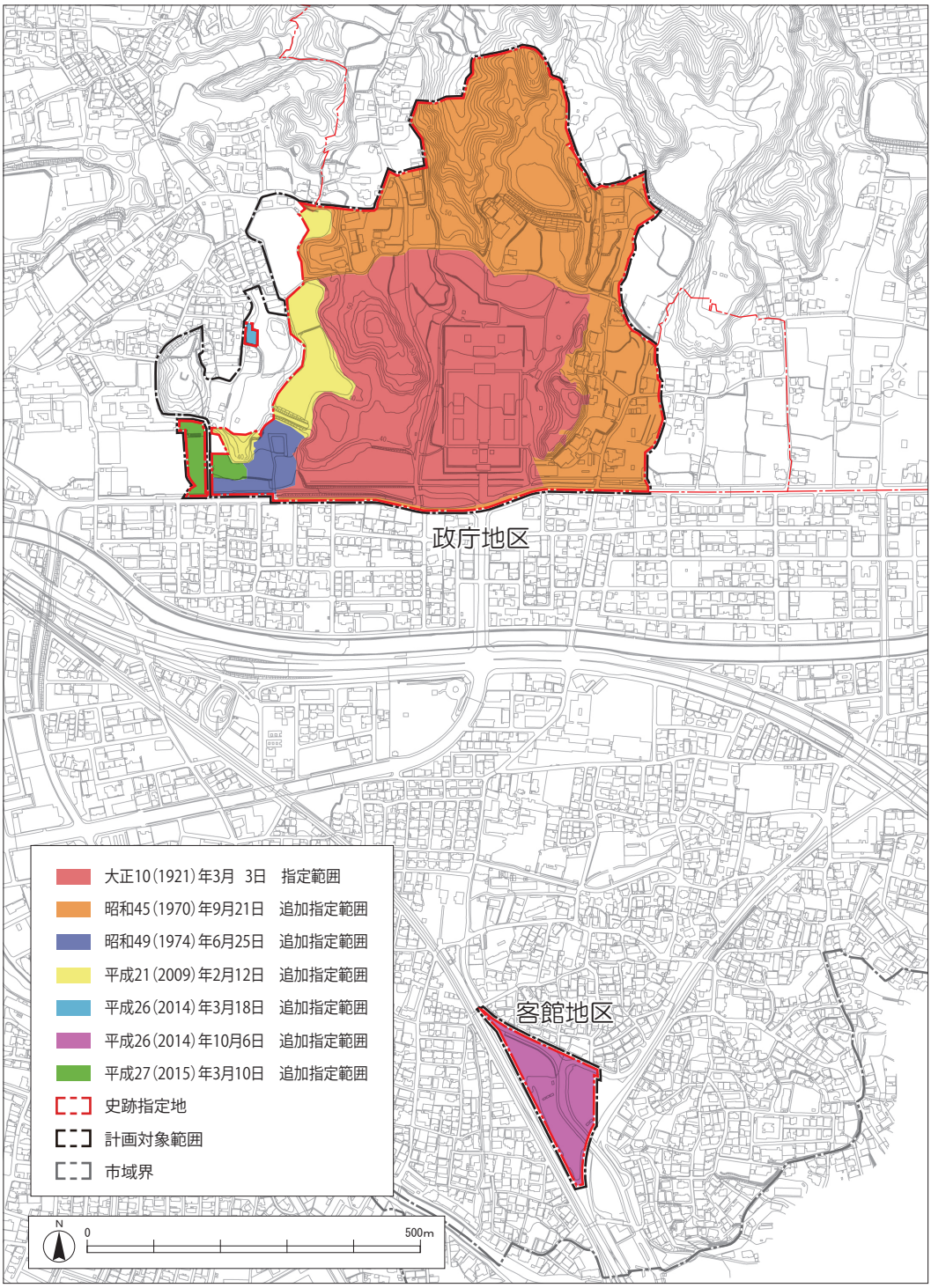

図８：指定範囲の経緯／市資料

2-2 管理団体

文化財保護法第113条第1項の規定による史跡を管理すべき地方公共団体として、本市が指定されています。

本市は、管理団体として、史跡を保存管理するために必要な施設（標識、解説サイン、注意札、境界標、覆屋、囲い柵等）の設置、管理・保護行為（除草、清掃、見廻り等）、災害等によって毀損している場合の復旧措置や毀損の拡大を防止するための応急措置などに取り組んでいます。

また、史跡指定地の管理、活用、公開について、本市は公益財団法人古都大宰府保存協会（以下、保存協会）に業務を委託しています（保存協会・設立の経緯や現状については、「5-5 管理運営の経緯と現状」の中で詳しく述べています）。

写真３：保存協会事務局が所在する大宰府展示館

2-3 公有化

公有化は、昭和40年代初め～昭和46（1971）年頃がピークになりました。その後縮小化し、平成9年度から再度、一定規模の公有化が続いています。平成28（2016）年3月31日現在の公有化率は78.4%に至っています。

政庁地区の史跡指定地内の未公有地は、北側の一部に山林が残存しますが、多くは住宅の敷地や農地、社寺等となっています。客館地区の公有化は平成28年度に完了予定です。

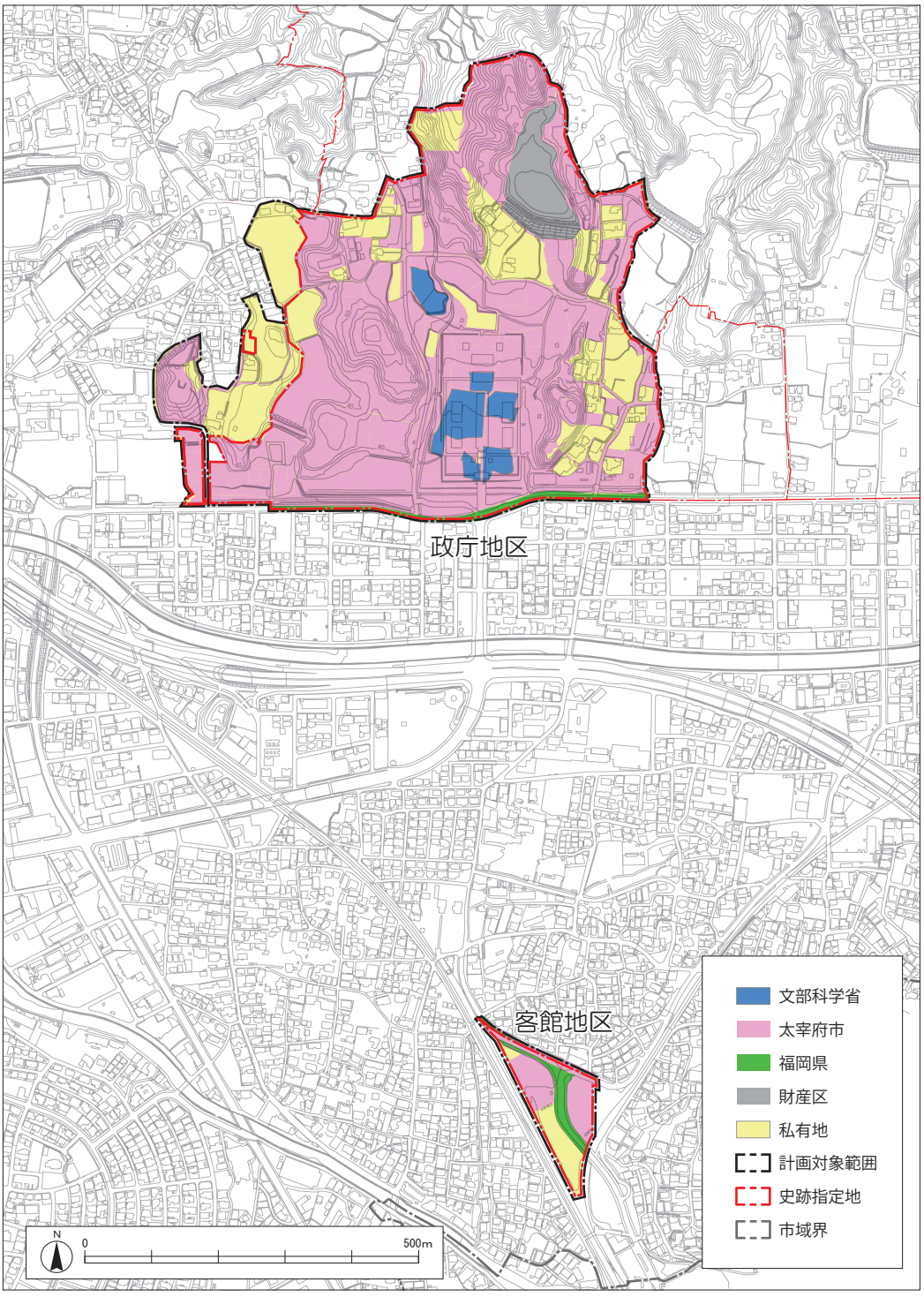

図９：土地の所有関係／市資料

3．位置と環境

3-1 位置

3-2 環境

3-3 風景

写真４：大宰府跡の位置

3．位置と環境

ここでは、本史跡の位置と環境を把握します。最後に位置と環境を総合し、古代大宰府が感じられる空間として史跡指定地に育まれてきた風景を整理します。

3-1 位置

本史跡は、日本の九州地方北部の福岡県の内陸部にあたる太宰府市に所在する史跡です。政庁跡が本市のほぼ中心に位置し、その約3ｋｍ圏に宝満山（ほうまんざん）を除く大宰府関連史跡が位置しています。

政庁地区は、四王寺山（しおうじやま）の南麓に位置し、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡とは隣接しています。市行政区では、観世音寺区、坂本区に含まれます。

客館地区は政庁地区の南約1ｋｍに位置し、市行政区では観世音寺区、坂本区に含まれます。

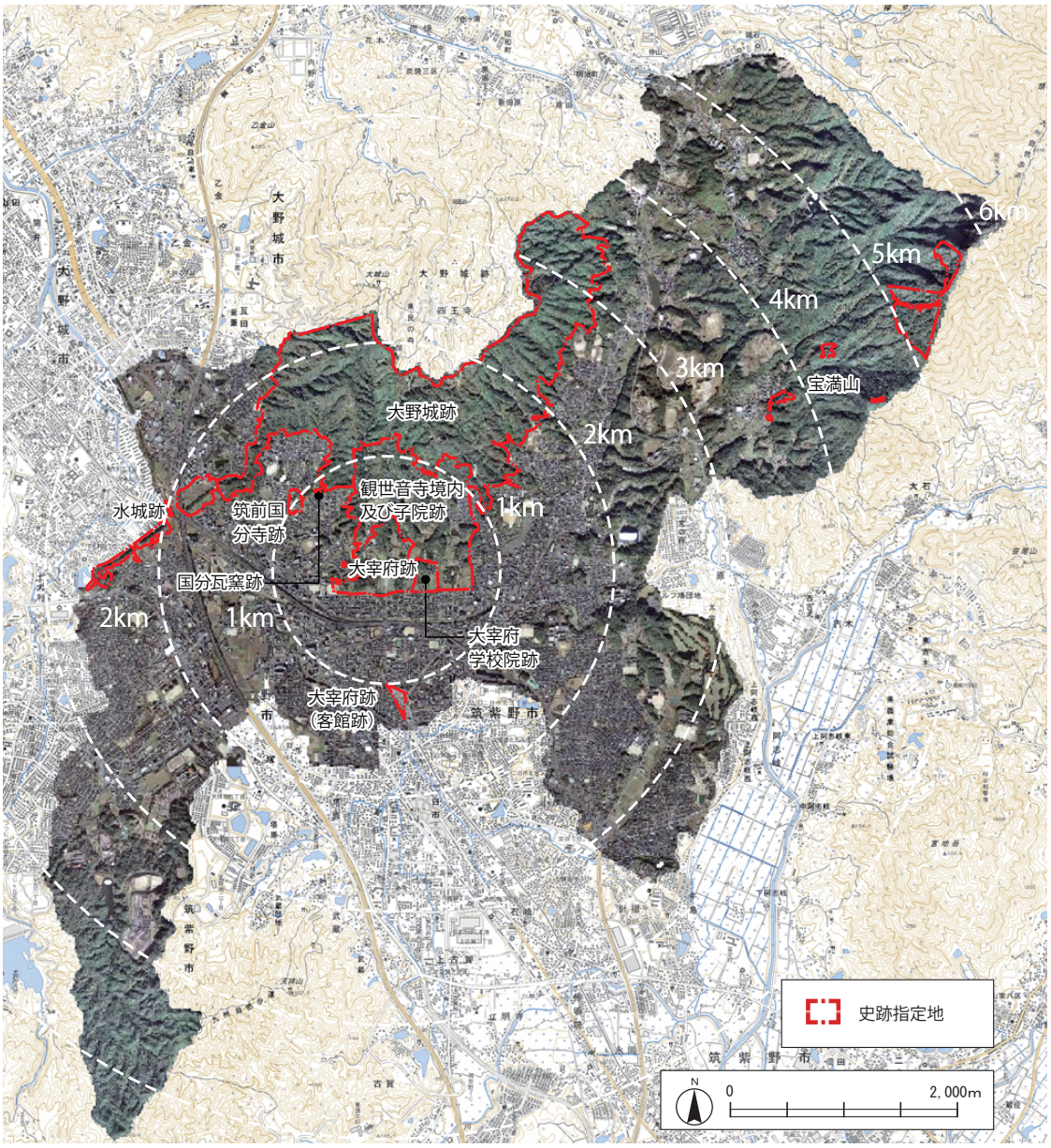

図10：大宰府跡の位置
／国土地理院発行1／2.5万地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用

3-2 環境

本史跡の環境を自然、歴史、社会の観点から整理します。

（1）自然環境

1）地形

政庁地区は、標高30～80mと起伏が豊かなところです。四王寺山の麓に政庁跡が位置し、その東と西にそれぞれ標高50～60m程度の丘陵が控えています。東に位置する丘陵は、月山（つきやま）と呼ばれています。西には小字名から蔵司（くらつかさ）と呼ばれる地区があり、その中に丘陵があります。

客館地区は、標高30～40mのなだらかな平地に位置しています。当時、政庁と客館は南北に延びる朱雀大路（すざくおおじ）で結ばれていました。

丘陵裾の地形を改変し、三方を山に囲まれた空間に政庁を置き、南側には平野が広く広がる等古代都城を設置するにふさわしい好条件がそろった地形と言えます。

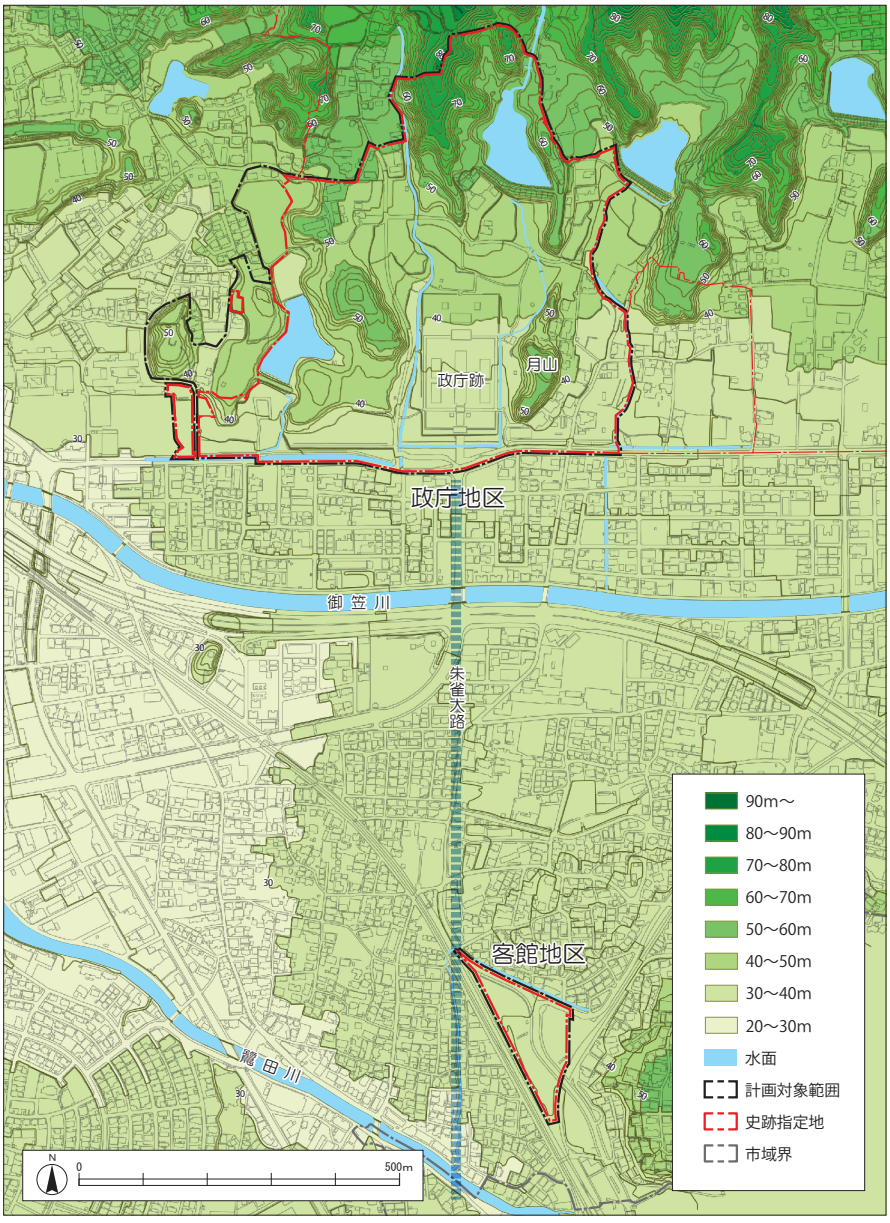

図11：標高分布／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』　一部加筆

2）地質

地質は、早良花崗岩、沖積地堆積地（砂礫及び粘土）、新規段丘構成層（砂礫及びシルト）に分けられます。

政庁地区は、四王寺山から連なる尾根筋の丘陵が早良花崗岩、谷筋が新規段丘構成層（砂礫及びシルト）と沖積地堆積地（砂礫及び粘土）で構成され、比較的安定した地盤で構成されています。但し、丘陵の花崗岩類は風化によって土壌化しており、急な傾斜地等においては大雨の際に地崩れ等も発生しています。

客館地区は、新規段丘構成層（砂礫及びシルト）にあり、安定した地盤の上に位置しています。

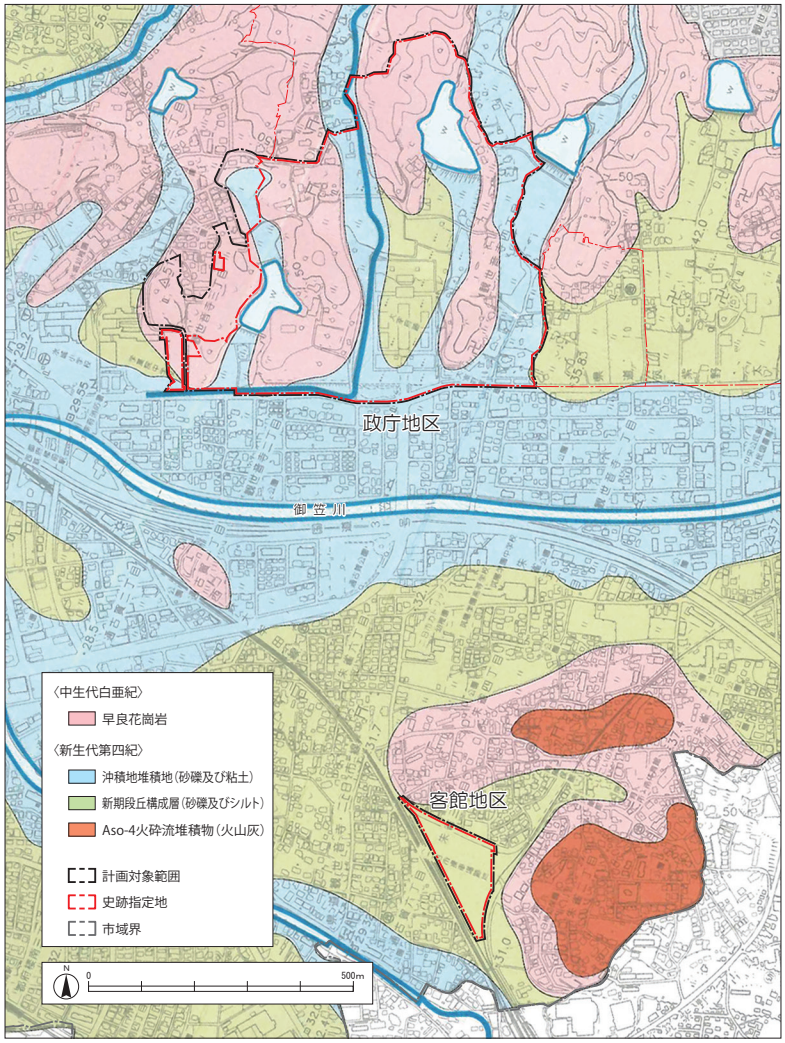

図12：地質分類／『太宰府市環境資料編』付図3太宰府市地質図　一部加筆

表１：地質の概要

早良花崗岩	中生代白亜紀後期の約9,300万年前に地下のマグマが固結してできたものです。市域を構成する硬い岩盤の殆どは花崗岩類が占めています。
沖積地堆積地（砂礫及び粘土）	現河川の流域の谷底平野の平坦面（沖積面）を占める沖積地の堆積物であり、市内においては過去1万年以前の第四期完新世に現在の河川によって河谷が埋積されて形成されたごく若い堆積物であり、下流に向かって厚くなります。
新規段丘構成層（砂礫及びシルト）	御笠川沿いの観世音寺付近、鷺田川沿いの筑紫野市二日市から上古賀にかけての、いわゆる「二日市低地帯」等を構成し、これらは沖積面より一段高い平坦面を形成しています。御笠川中流以下と鷺田川流域の新規段丘構成層は平坦な低段丘を形成し、細礫や小礫からなります。礫種は花崗岩類・脈石英が多く、風化花崗岩を覆っています。
Aso－4火砕流堆積物	阿蘇カルデラに由来する火山灰です。阿蘇カルデラは過去4回生じたことが判明しており、古い方から阿蘇1、阿蘇2、阿蘇3、阿蘇4と名付けられています。

3）水系

政庁地区では御笠川に、客館地区では鷺田川（さぎたがわ）に合流する2つの水系に分けられます。

政庁地区の水系は、四王寺山を集水域とし、一部ため池から政庁跡沿いの水路を経て、主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）沿いを流れて、御笠川に注いでいます。水路の殆どは石積やコンクリートで整備されています。一部すうだ池と松ヶ浦池の下流域に未整備の流路が存在し、流水によって護岸が徐々に削られています。石積やコンクリートで整備された箇所であっても、大雨の際の崩落が記録されています。一方、生活雑排水の流入が少ないこともあり、メダカ、カワエビ、ドジョウ、ザリガニ、ホタル等、今では貴重な水生動物の生息環境が維持されています。政庁跡前面の濠には、4～5月に白い花を咲かせる福岡県絶滅危惧種「ミツガシワ」が近隣から移植されて根付いています。

客館地区には、史跡指定地内を流れる水路はありません。東側の丘陵部から西側に流れる水路が史跡指定地の北側に位置し、鷺田川に注いでいます。

写真５：すうだ池下流で、流水が蔵司西側の水際を削る未整備の水路

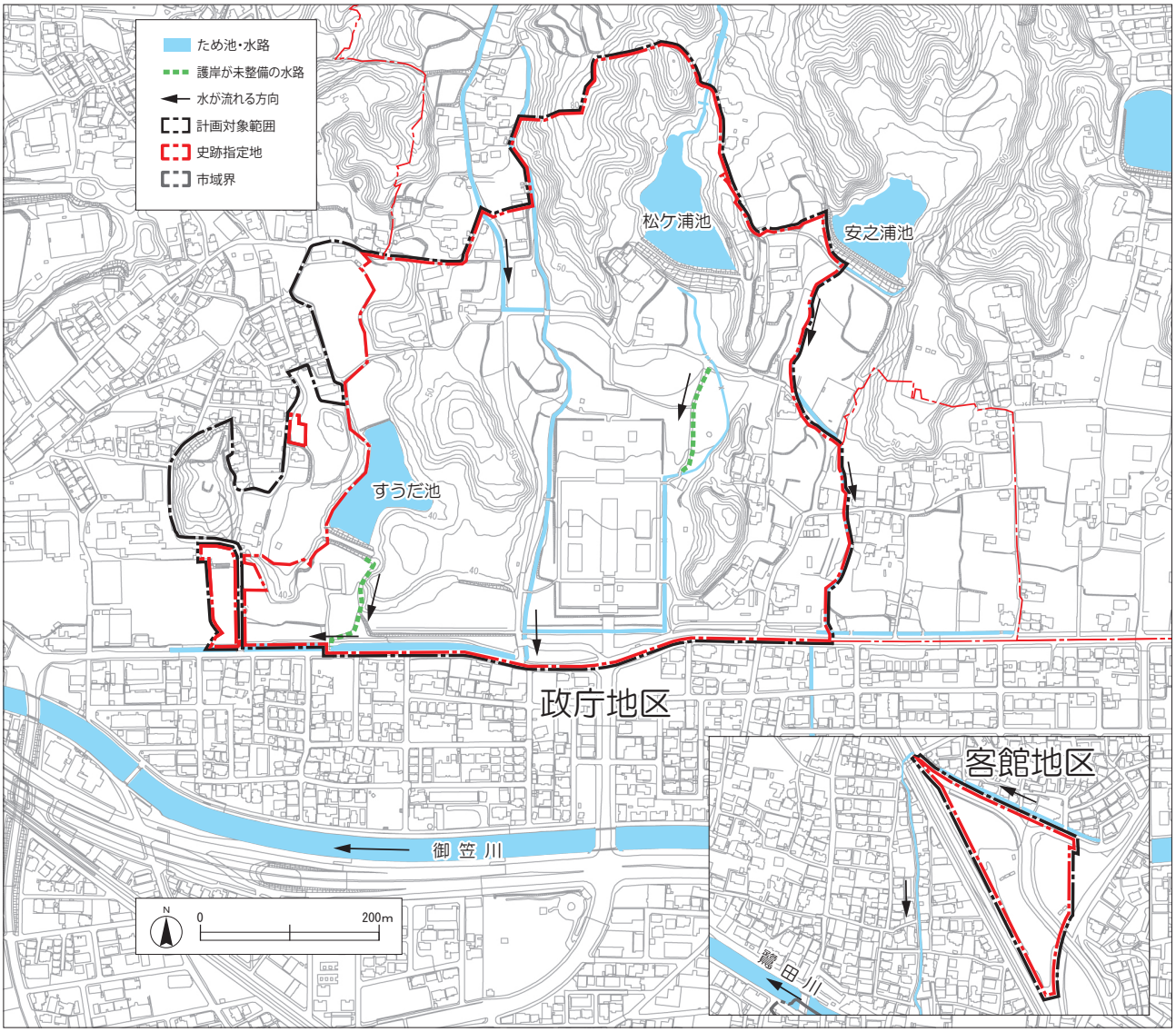

図13：水系／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』／太宰府市環境資料編付図8太宰府市水利図　一部加筆

4）動植物

①植生

現在の植生は古代大宰府の植生とは大きく異なります。また、豊かな緑が残される政庁地区に対して、客館地区は西鉄二日市操車場として利用され、自然の植生は残されていません。政庁地区の植生について見ていくと、大部分は常緑広葉樹です。大きく広葉樹林、モウソウチク優占の広葉樹林、マダケ優占の広葉樹林、モウソウチク林、植栽林に分けられます。

広葉樹林は松ヶ浦池や、すうだ池の周辺、及び月山地区、蔵司地区の北側等に分布しています。その周囲には、モウソウチク優占の常緑広葉樹林やマダケ優占の広葉樹林、モウソウチク林が点在しています。これら竹林は管理が不十分であり、徐々に生育地が拡大しています。

植栽木は政庁跡周辺にウメ、ソメイヨシノ、ヤマモミジ等があり、春の花見や秋の紅葉を目当てに訪れる人々も数多く存在します。月山地区、蔵司地区ともに巨木・高木が目立ち、倒木の危険性が増していること、また林床が暗くなっています。これらは間伐・剪定などの管理不足と言えます。

ソメイヨシノについては、近年、てんぐ巣病が確認され、その駆除が継続中です。

写真６：蔵司地区の荒れたモウソウチク林

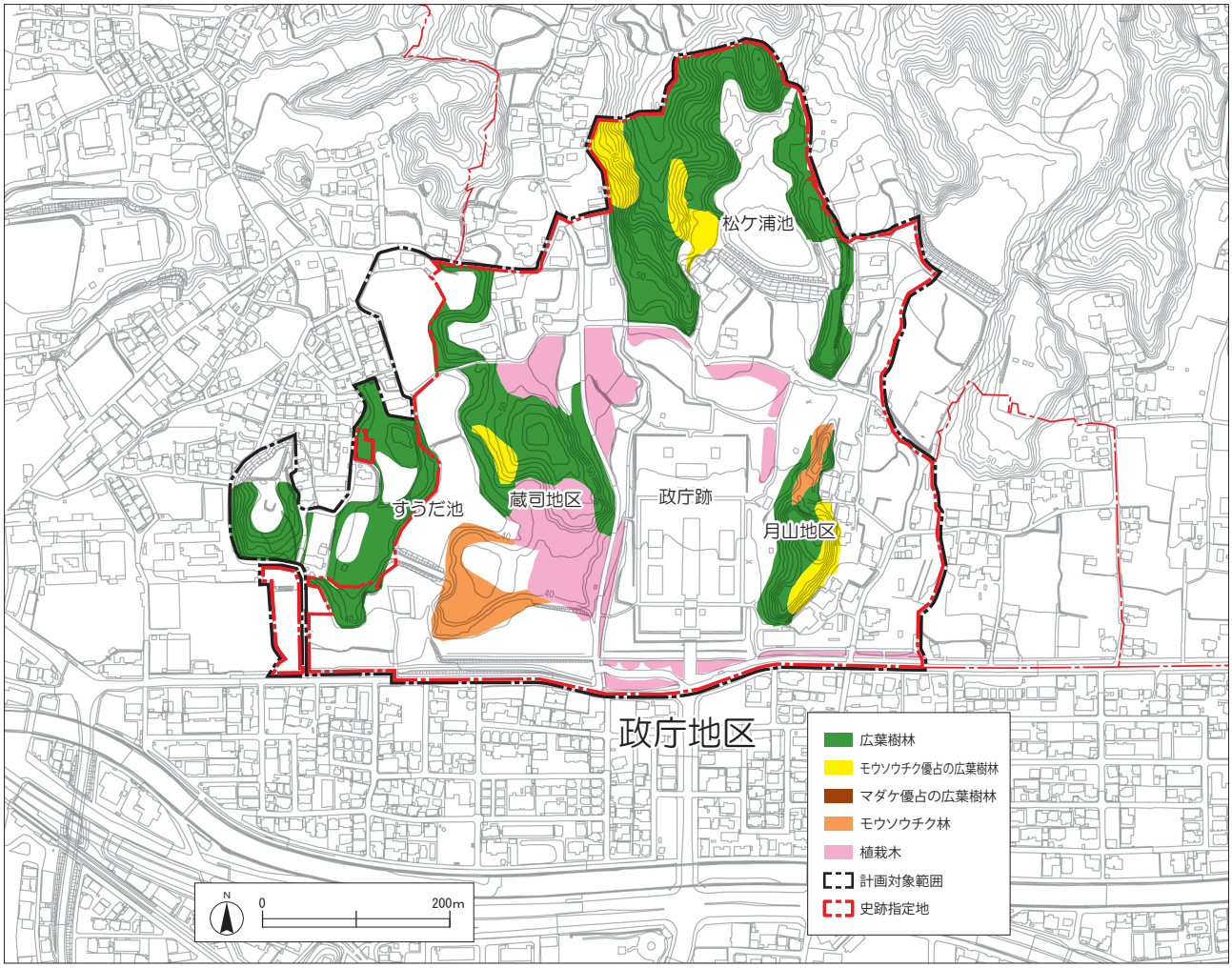

図14：現況植生
／『四王寺山周辺環境整備計画策定業務報告書（平成24（2012）年1月）』現況植生図　一部加筆

②動物

西鉄二日市操車場として開発されていた客館地区に対して、豊かな自然環境が残される政庁地区は様々な動物の生息地にもなっています。政庁地区が位置する四王寺山一帯に生息する動物については、市内で生き物を通した環境教育を推進している市民団体「まほろば自然学校／設立平成17（2005）年8月」により『太宰府市民の森いきもの図鑑　まほろば自然学校」にまとめられています。

多様な動物の生息が確認される一方、イノシシをはじめとする鳥獣被害が問題になっています。イノシシは政庁地区でも目撃され、農地の周りにはイノシシの侵入防止柵が巡らされています。地面を掘り起こした跡は史跡指定地の中でも数多く発見されており、整備地の表土が掘り起こされて、復元整備したものが毀損されている箇所もあります。住民や来訪者への被害も危惧されています。また、蔵司前面官衙（かんが）跡、月山東官衙跡ではモグラが穴を多く開けており、イノシシと同様に、遺跡の保存に影響がでています。

一方、政庁地区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」28条に基づき「福岡県鳥獣保護区」に指定され、狩猟が禁止されています。農作物の被害軽減を目的とした有害駆除について、市では、『太宰府市・那珂川町広域鳥獣被害防止計画」を策定し、猟友会に箱罠を用いた駆除を依頼しています。平成27年度には太宰府市内で約300頭のイノシシが駆除されました。しかし、平成28年度もイノシシの目撃情報や被害報告は減少せず、深刻な問題となっています。

「太宰府市民の森」に生息する動物／出典：『太宰府市民の森いきもの図鑑　まほろば自然学校」
【哺乳類】タヌキ、イタチ類、イノシシ、ノウサギ、アナグマ、カヤネズミ、モグラ等
【爬虫類】カナヘビ、トカゲ、シマヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ等
【両生類】ヌマヘビ、アマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル、二ホンヒキガエル、アカハライモリ、ウシガエル等
【鳥　類】コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、キビタキ、サンコウチョウ、ハイタカ、ノスリ、フクロウ、サギ類、カモ類、カワセミ等

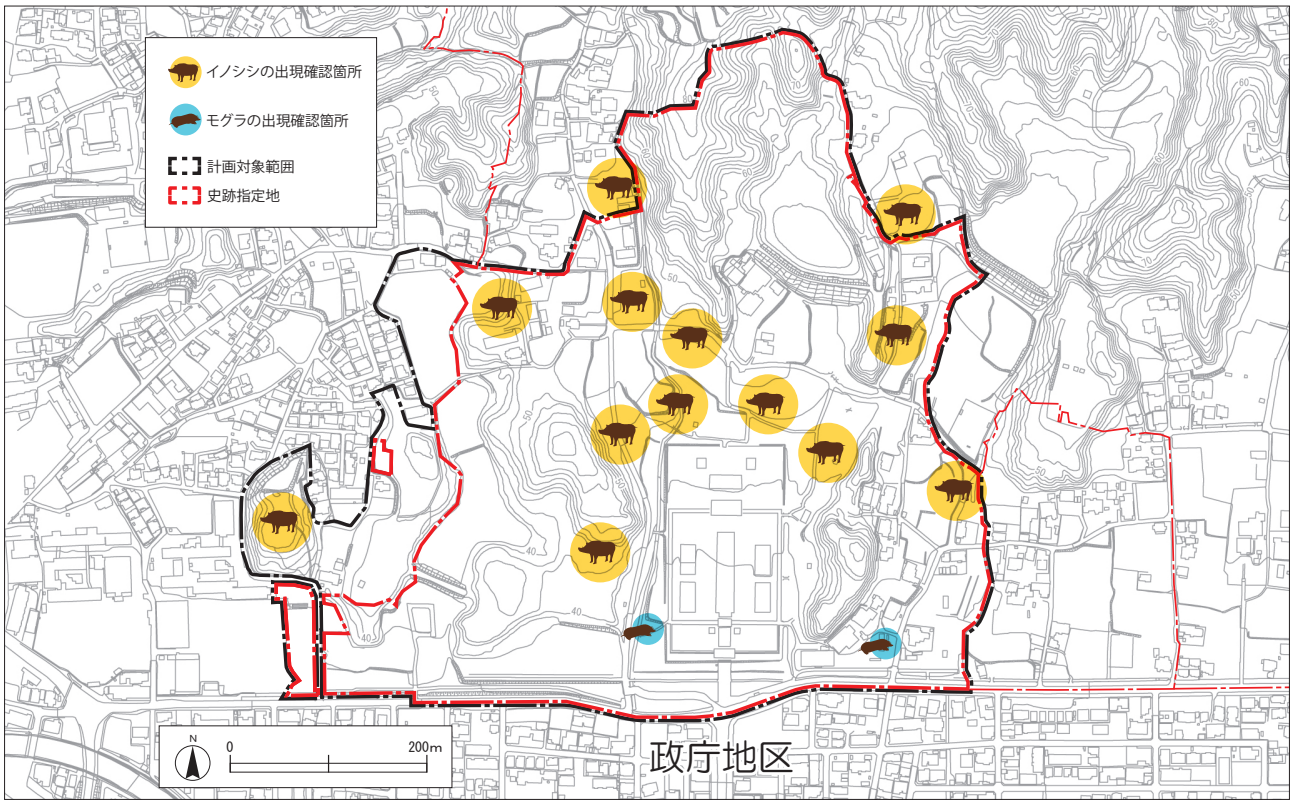

図15：イノシシ・モグラの出現確認箇所

（２）歴史環境

１）歴史

大宰府は、日本律令国家の対外的役割と軍事の一翼を担い、西海道を統括した古代の律令制下最大の地方官庁です。

大宰府の起源としては諸説ありますが、史料にみえる官名は、筑紫大宰、筑紫大宰帥、筑紫率、筑紫総領等があります。特に筑紫大宰は、日本書紀の推古朝（593～628年）の記事から登場しています。

白村江の戦い（663年）以後、大陸から攻められるかもしれないという緊張の中、天智天皇は、対馬、壱岐、筑紫の国々に防人を配し、水城、山城、烽を設置し防衛網を構築しました。そうした軍事的な緊張感が継続するなかで筑紫大宰が果たした役目は大きいものだったと推測されます。

その後、大宝律令（701年）によって他の大宰は廃止され、筑紫大宰のみが残されて、以後、大宰府として存続します。８世紀には藤原広嗣の乱がおこり、大宰府は一時廃止されますが、その数年後には復活します。9世紀には対新羅政策の転換があり、以後、唐商人らがやってくるようになりました。一方、筑紫館は鴻臚館と呼ばれるようになり、唐商人の安置・供給を行うようになりました。特別史跡大宰府跡に追加指定された大宰府客館も発掘調査の成果からこの段階まで機能していたことがわかっています。

9世紀には西海道において旧来大宰府の持っていた郡司銓擬権が否定されましたが、西海道諸国に対して影響力が大きく落ちることはありませんでした。9～10世紀にかけて、他の国の国庁は機能しなくなることに比べると、大宰府は政庁としての機能を維持し続けました。

10世紀前半に起こった藤原純友の乱により、大宰府でも大きな被害と影響がでました。発掘調査の成果により、Ⅱ期政庁を覆うように政庁内で何カ所も焼土層が確認されましたが、その焼土は純友の乱により焼けた時のものと考えられています。しかし、時期を置かずⅡ期政庁とほぼ同規模でⅢ期政庁として立て直しが行われたことも調査成果からわかりました。Ⅲ期政庁段階には現地に赴任してきた大宰権帥、あるいは大宰大弐といった大宰府官長と地元有力者との結びつきが強まり、後の府官と呼ばれる階層を生み出し大宰府の管内支配に大いに役立ったと思われます。その権勢は12世紀前半まで続きます。大宰府官長が、永久５（1117）年に大宰権帥に任じられた源重資を最後に大宰府に赴任をしなくなることや、発掘調査により、12世紀前半には大宰府政庁の施設は廃されたことがわかっていますので、大宰府跡での官庁の機能は終焉したといえるでしょう。しかしながら、府官らにより大宰府機構は維持され、鎌倉時代には九州の御家人を統括した鎮西奉行が大宰府の機能を継承しています。

7世紀後半から8世紀末にかけて宮都や地方官衙が次々と場所を変えて変遷していったことに比べて、大宰府が同じ場所で継続して機能し続けたことは極めて珍しいと言えます。また、形骸化しながらも中世以降に至るまで権威・権力の象徴であったことも注目できる点です。

2）大宰府跡の研究史

ここでは主に本史跡に関する研究史を見ていくことで研究の流れを押さえます。

大宰府が現在の地で役割を終えて、建物などが遺跡化したのは、発掘調査の成果によりおおよそ12世紀前半だったと考えられています。その後、大宰府跡に触れているのは300年ほど時代が下って文明12（1480）年に筑紫に来訪した連歌師宗祇です。彼はその著書『筑紫道記』で、「境内皆秋の野らにて、大きなる礎の数を知らず。都府楼の月古へを思ふに、昨日の観音寺の鐘又聞くが如し」と、大宰府跡のことに触れています。

大宰府についての研究は古くから行われてきましたが、総じて関心の高まりと忘却の繰り返しでした。

18世紀に入ると大宰府への関心が高まります。亀井南冥による大宰府顕彰碑文も作成されました。福岡藩による地誌作成が始まり、貝原益軒による『筑前国続風土記／元禄16（1703）年』でも「太宰府旧址」の項目を設けて詳述しています。

近代に至ると、昭和39（1964）年に刊行がはじまった竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料』の編集・刊行は大宰府文献研究の基礎となるものです。他にも大宰府の歴史を通史的に記述した倉住靖彦や大宰府の成立過程に1つの見通しを立てた八木充の研究があげられます。

19世紀中頃から後半、大宰府の遺跡に再び光を当てたのは、大正7（1918）年に政庁跡の測量調査を行った池上年です。池上は、トランシットやポールを用いて大宰府史跡の正確な測量図を作成しました。その後、九州大学教授であった鏡山猛が大宰府政庁跡の遺構配置の復原を行いました。また、鏡山は大宰府周辺の条里の分析や文書での条坊の記載から、大宰府に条坊制が採用されていたことを、本格的な発掘調査が行われる前に推定していました。小田富士雄は瓦の分析や古代寺院、官衙の研究を進めて考古学研究により大宰府の研究を発展させました。

一方、遺物の面から見ると、大正時代初期からの中山平次郎の活動が注目されます。中山は、大宰府跡を中心に地表面で採取した瓦を紹介し、それらを研究雑誌で紹介しました。

本市は、平成4（1992）年の市政施行十周年を機に『太宰府市史』の刊行を始めました。資料編9冊、通史編3冊、通史編別編『「古都太宰府」の展開』1冊、年表編1冊の全14冊に、大宰府の多角的な視点での研究成果が記述されています。

また、近年、大宰府の都市部にあたる大宰府条坊跡の調査が進み、大宰府の都市部の様相が明らかになってきました。それにより大宰府の成り立ちや変遷については通説を見直す成果があがってきました。

3）発掘調査

発掘調査において、大宰府政庁を中心とし、その周辺に広がる官衙跡は、「大宰府政庁周辺官衙跡」の総称で呼ばれます。その範囲は、調査成果に基づき、周辺の小字名等を用いて、政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木（らいき）地区、政庁後背地区、そして日吉地区、政庁前面広場地区、不丁（ふちょう）地区、大楠地区、広丸（ひろまる）地区に分けられています。

本計画対象範囲の政庁地区に係る政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区、そして客館地区を加えて、発掘調査の成果を概観します。

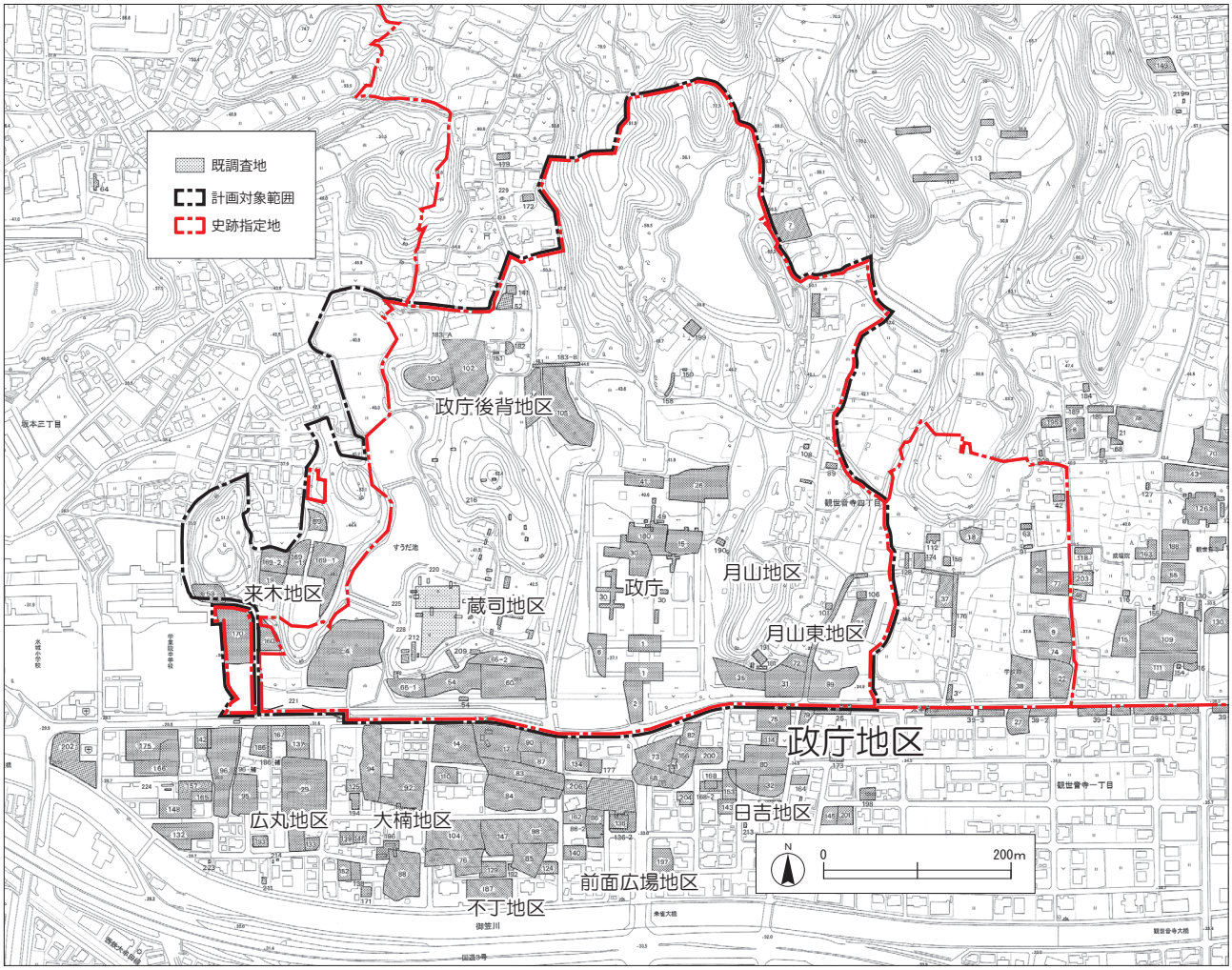

図16：大宰府政庁周辺官衙跡の発掘調査箇所と地区分け／九州歴史資料館資料

なお、政庁前面域の県道以南から御笠川にかけては、「不丁」という小字の存在から、遺構の存在が予測されていたところです。昭和54（1979）年から太宰府町が進めた土地区画整理事業に伴う発掘調査では、当時、太宰府町の体制が整っていなかったため、九州歴史資料館が担当しました。発掘調査の結果、大規模な官衙と考えられる建物群や柵、地域を区切る南北溝等が発掘されました。これらの遺構は、大宰府に関係する役所跡と考えられています。

①政庁地区

●政庁の調査

本史跡の中心である政庁跡の発掘調査は、昭和43（1968）年に福岡県教育委員会によって始められました。昭和47（1972）年に九州歴史資料館が設置されると、同館が発掘調査を行うことになりました。以後、本史跡の調査は大宰府史跡調査研究指導委員会の指導に基づき、年次計画に従って実施してきました。政庁跡の調査は、補足調査を含め、これまで計11回行われています。昭和43（1968）年から10年に及び発掘調査により、政庁は遺構の重複関係からⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に時期区分が出来ることがわかりました。

大宰府史跡発掘調査開始から30年が経つ平成10（1998）年には正殿跡（せいでんあと）の調査が行われ、南門（なんもん）・中門跡（ちゅうもん）と同様に正殿跡においても3段階の遺構変遷が確認されました。さらに、正殿の整地土や建物の切り合い関係から、Ⅰ期の遺構については、古段階、新段階、Ⅱ期造成段階の3時期があると想定されています。ただし、時期を決定できる遺物が少ないことや土器編年の限界もあり、この3時期区分の具体的な年代については、研究者によって多少意見が分かれていますが、Ⅱ期、すなわち政庁完成を8世紀初頭とする点では、意見はほぼまとまっています。

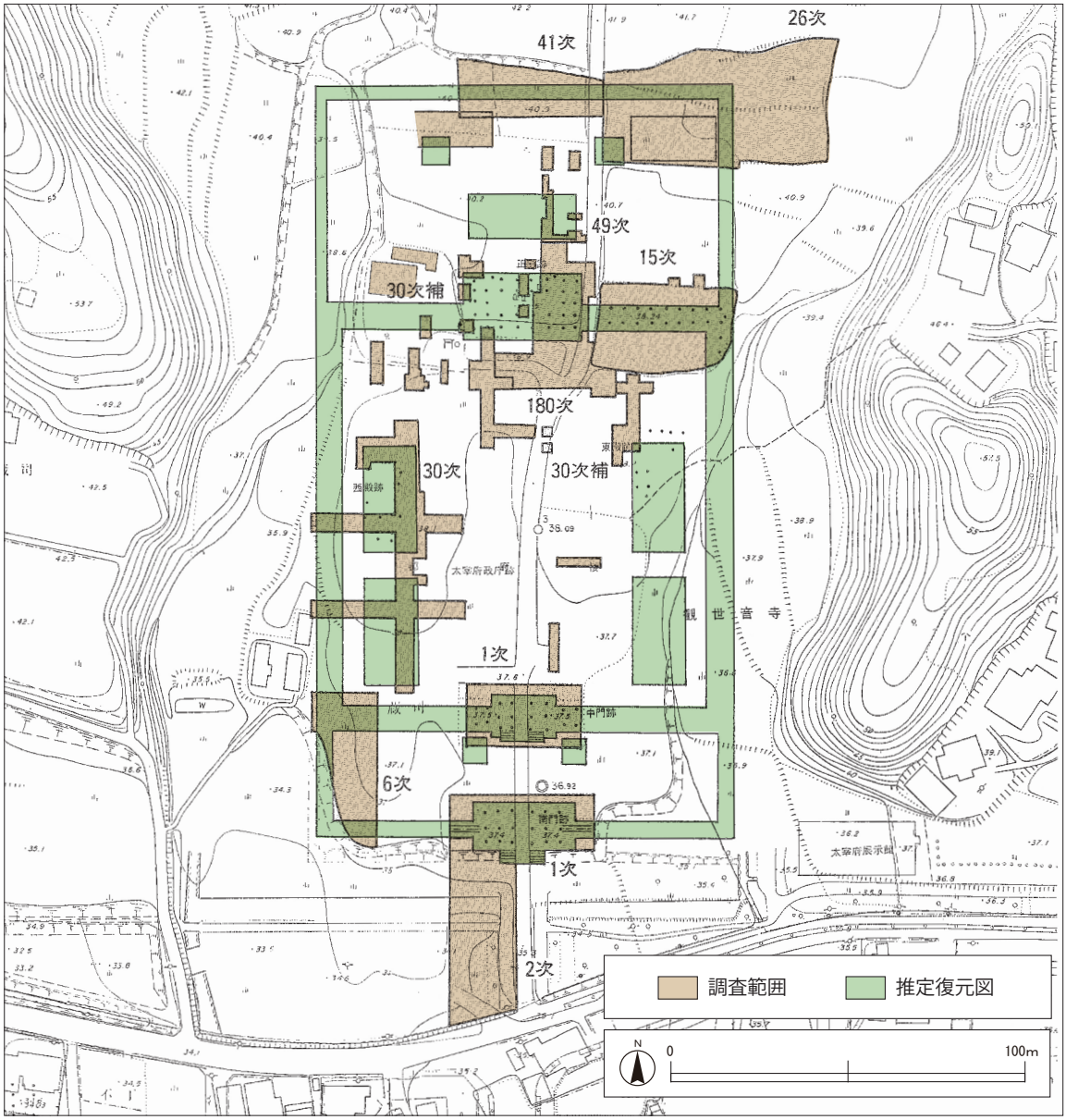

図17：政庁跡の調査箇所／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002　一部加筆

＜第１次・１次補足調査＞

調査目的は、南門・中門と正殿を通して政庁の軸線を確認し、今後の調査の基準線を決めることでした。南門は建物焼失後、当初（政庁Ⅱ期）の基壇を拡幅する形で、Ⅲ期の基壇が造られていました。門の規模はⅡ・Ⅲ期同じです。南門には基壇幅4.4mの築地がとりつきます。

中門では、3時期にわたる遺構が検出され、今後の大宰府史跡の調査の方向性を決定した重要な調査となりました。中門前面に階段を確認しています。中門の南側両脇で、衛門舎と想定される建物が2棟、左右対称に検出されています。南門・中門それぞれのⅡ期の門造営に伴う鎮壇具が検出されています。

○調査箇所　南門及び中門

○調査期間　1次調査：昭和43（1968）年12月3日～昭和44（1969）年12月27日
　　補足調査：昭和50（1975）年10月22日～11月5日

○調査面積　1,480㎡（うち補足調査面積は80㎡）

＜第２次調査＞

南門の南側前面の調査です。調査の結果、南門の東端部を破壊して西側に流れる大きな自然流路としがらが検出されましたが、想定していた外濠は確認できませんでした。

○調査箇所　政庁前面外濠地区

○調査期間　昭和44（1969）年8月6日～昭和45（1970）年8月15日

○調査面積　1,265㎡

＜第６次調査＞

政庁南西側の回廊前面築地及びその接続部分の調査です。南面回廊は政庁中軸線から西へ約55m付近で北へ折れること、3時期の回廊遺構が存在することが確認されました。回廊上には建て替えに伴う鋳造遺構があり、回廊前面の整地層中から鋳造製品に関係する遺物が出土していることからも、この場所で鋳造製品の生産が行われていることがわかりました。

○調査箇所　回廊西南隅部

○調査期間　昭和45（1970）年8月17日～同年12月27日

○調査面積　550㎡

＜第15次調査＞

正殿建物と北回廊との接続状況の確認及び政庁の東側の範囲を確認するために行われた調査です。調査により、正殿に接続する北面回廊及びこれに直行して南へ延びる東面回廊、北面回廊に接続して北側に延びる東面築地が検出されました。回廊は2時期（Ⅱ・Ⅲ期）確認されていますが、Ⅱ期の礎石はほとんど残っていませんでした。

○調査箇所　回廊東北隅部

○調査期間　昭和46（1971）年9月17日～昭和47（1972）年9月4日

○調査面積　1,000㎡

＜第26次調査＞

正殿後方の諸施設についての調査です。15次調査の築地の延長を確認し、政庁の北側の範囲が確定できました。東面築地の近くで、建て替えが認められる礎石建物が検出され、その近くで、

Ⅲ期の礎石建物が検出されています。土坑から930点の木簡及びその削り屑が出土し、政庁内から検出された唯一の木簡出土遺構として非常に重要です。

○調査箇所　後背築地東北隅部
○調査期間　昭和48（1973）年4月1日～同年11月19日
○調査面積　1,800㎡

＜第 30 次・30 次補足調査＞

脇殿の規模・配置などを明確にするために行った調査です。南北に並ぶ塼積の基壇建物が2棟検出されました。また、西脇殿の東側に玉砂利遺構が検出され、補足調査の結果、東西両脇殿及び正殿・中門に囲まれた回廊内中央部には、ほぼ全面に渡って玉石が敷かれていたことが判明しています。

○調査箇所　東西両脇殿及び前庭部
○調査期間　30次調査：昭和48（1973）年11月19日～昭和49（1974）年4月2日
　　補足調査：昭和49（1974）年9月9日～同年12月16日
○調査面積　1,930㎡（うち補足調査面積は540㎡）

＜第 41 次調査＞

正殿後方の北門遺構の検出を目的に行った調査です。北面築地が検出されましたが、北門の遺構は検出されませんでした。石列や基壇の状況から、基壇の張り出しを持たない脇門的な門だった可能性が指摘されています。

○調査箇所　北門
○調査期間　昭和51（1976）年4月27日～同年8月10日
○調査面積　350㎡

＜第 49 次調査＞

後殿の位置及び規模を把握し、さらに正殿の基壇化粧を明らかにすることを目的に行われた調査です。正殿の北側に、後殿と考えられる7間×3間の礎石建物を検出しました。正殿の北側の基壇の高さは約0.9mを測り、基壇化粧は地覆石が残存しており、3基の階段のうち、中央と東側の2基が検出されました。

○調査箇所　正殿及び後殿
○調査期間　昭和52（1977）年5月11日～30日
○調査面積　75㎡

＜第 180 次調査＞

正殿の過去の調査検証作業を行い、正殿の規模や構造及び変遷を明らかにすることを目的に行った調査です。南側と東側の礎石は原位置を保っていないことがわかりました。正殿の建て替えは、2時期（Ⅱ、Ⅲ期）にわたり政庁内の他の建物と同様の変遷をたどることが判明しています。またその下層から掘立柱建物、柵、溝、暗渠等が検出され、Ⅰ期の遺構については3時期があると想定されています。

○調査箇所　正殿
○調査期間　平成9（1997）年12月3日～平成12（2000）年2月4日
○調査面積　1,800㎡

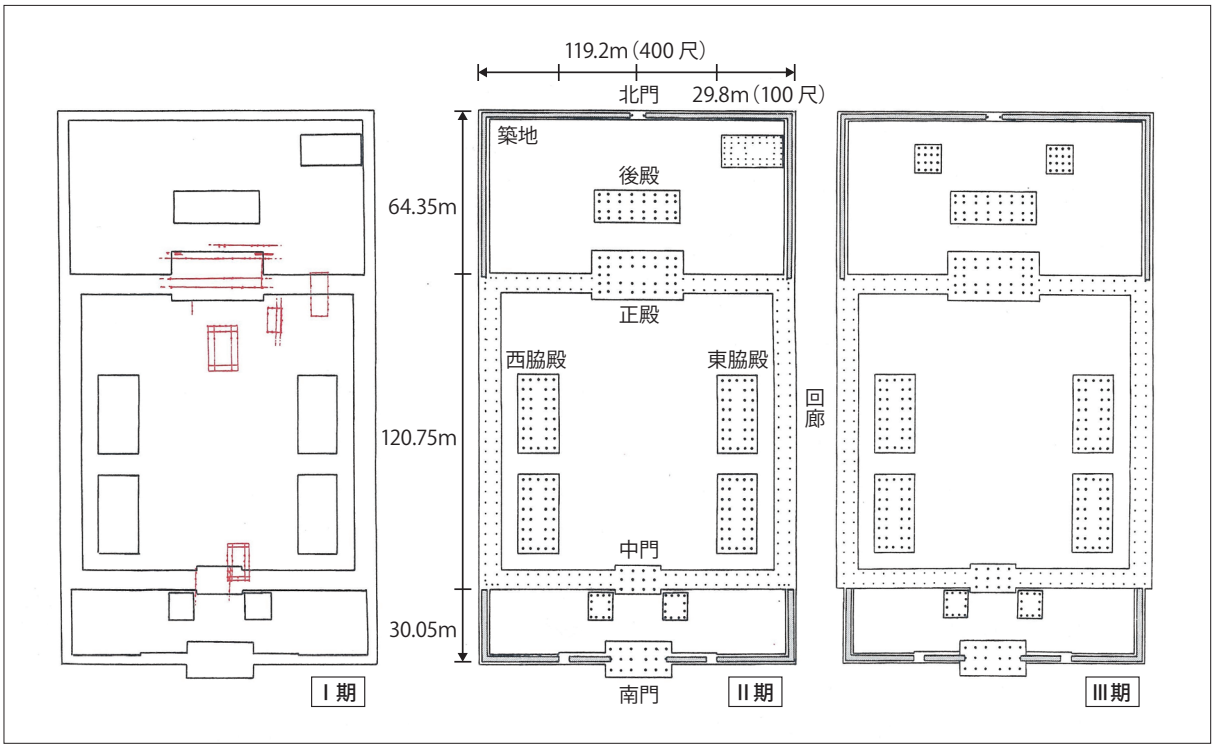

図18：政庁跡の変遷／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002　一部加筆

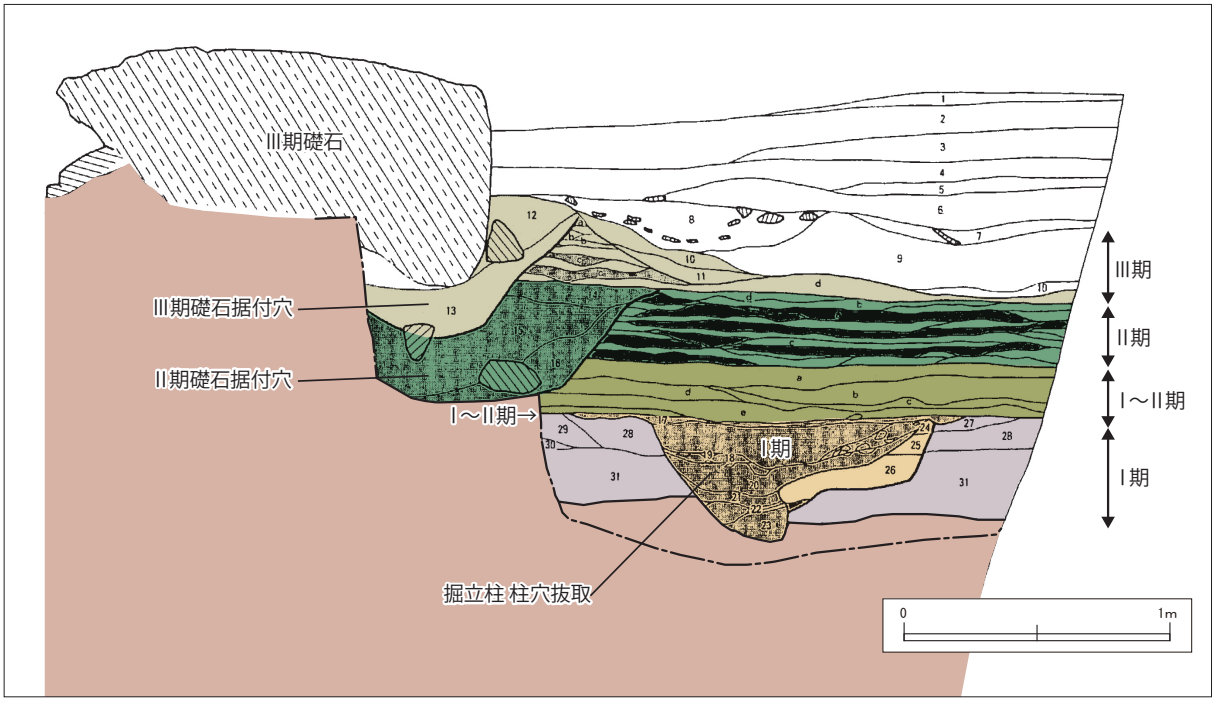

図19：礎石周辺の土層にみる政庁跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期の遺構の位置関係／九州歴史資料館『大宰府史跡』
平成10年度発掘調査概報　平成11年　1999　一部加筆

●蔵司地区

政庁跡の西側を小字名から蔵司地区と呼称しています。江戸時代から蔵司地区の丘陵に礎石があるのは知られており、文政3（1820）年の「礎石改め図」に礎石の並びが記入されています。

対象地の公有化が完了したことをうけ、九州歴史資料館により平成21（2009）年～平成25（2013）年にかけて確認調査が行われました。平成26（2014）年からは重点調査を行っています。大型礎石建物については調査が進み、規模がほぼ確定しました。また、政庁Ⅰ期段階の掘立柱建物も検出されています。

●月山地区・月山東地区

政庁跡の東側の丘陵が月山と呼ばれていることから、この周辺を月山地区と呼称しています。月山地区は未発掘です。

月山の東側を月山東地区と呼称していいます。現在までに5箇所で調査が行われています。遺構は掘立柱建物９棟、柵６条が検出されており、官衙が展開していたと考えられています。出土遺物の年代からは、この地区の遺構は政庁Ⅱ期になって利用が開始され、11世紀前後に廃絶しています。

●来木地区

蔵司地区の西側に位置します。第160次・169次・170次調査が行われています。政庁Ⅰ期段階の遺構もありますが、主な遺構の年代は8世紀前半～中頃で大宰府政庁第Ⅱ期にあたります。遺構の種類から金属工房が集中して存在していた可能性が指摘されています。瓦窯も展開しています。金属関連の役所としては、史料上「匠司」、「修理器仗所」があり、この地区に想定する意見があります。

●政庁後背地区

政庁の西北側、政庁を一望できる小高い丘状地形に位置します。昭和61（1986）年～昭和62（1987）年に坂本八幡神社の南西部にあたる第102次・105次調査が行われました。遺構の大まかな変遷としては、7世紀後半代から掘立柱建物群が確認できます。また土馬を用いた地鎮遺構も見つかっています。建物群は8世紀前半代～9世紀前半代にかけて継続し、その後、最終的には11世紀前半代には主要施設は廃絶したものと考えられています。調査面積が狭小であることもあり、この地区の全体的な概要は不明ですが、官衙的施設の存在が推測されています。

※以上の調査次数は、大宰府史跡。

②客館地区

当該地では発掘調査の結果、古代都市・大宰府条坊内に置かれた客館跡が検出されました。8世紀中頃～9世紀前半頃にかけて機能したとみられ、大宰府政庁の建物（脇殿）に匹敵する大型南北棟群を中心に関連施設が配置され、一帯からは佐波理・漆器・奈良三彩・唐代の白磁・青磁といった高級品が集中的に使用されたことが確認されました。出土した仕丁・労役とみられる日数を記した歴名木簡からも、ここが大宰府に係わる施設ということが窺われます。また条坊区画も良好に遺存しており、7世紀末頃から条坊道路・区画溝が存在し、その後12世紀の廃絶期まで条坊区画の位置が変わらなかったことが検証されました。

第168次調査　(平成7 (1995) 年6月～平成8 (1996) 年1月、調査面積1,603㎡)
第236-1次・236-2次調査 (平成16 (2004) 年4月～平成17 (2005) 年6月、
調査面積約5,000㎡)
第251次調査　(平成17 (2005) 年6月～同年11月、調査面積2,351㎡)
第255次調査　(平成17 (2005) 年12月～平成18 (2006) 年3月、調査面積1,213㎡)
第257次調査　(平成18 (2006) 年3月～平成19 (2007) 年1月、調査面積1,805㎡)
第267次調査　(平成19 (2007) 年2月～平成20 (2008) 年9月、調査面積2,310㎡)
第275次調査　(平成20 (2008) 年8月～平成21 (2009) 年6月、調査面積1,600㎡)
第277次調査　(平成20 (2008) 年9月～平成24 (2012) 年3月、調査面積1,558㎡)
第285次調査　(平成22 (2010) 年10月～平成24 (2012) 年3月、調査面積1,890㎡)
※以上の調査次数は大宰府条坊跡。調査主体は太宰府市教育委員会。

図20：客館跡とその周辺の発掘調査箇所／太宰府市教育委員会資料

（３）社会環境

１）土地利用

政庁地区は、政庁跡を中心に積極的な整備が行われ、広く一般公開されています。地区内には私有地も残されており、史跡整備地と住宅、農地、山林、社寺等が相まって、多様な土地利用で構成される史跡となっています。

①住宅地

政庁地区において、住宅が比較的多いのは月山の東側一帯であり、次いで多いのは坂本八幡神社周辺です。加えて、史跡指定地外の保護を要する範囲にも住宅が点在しています。

②農地

農地は、政庁地区にのみ残されており小規模ながら営農が続けられています。政庁地区で現状行われている営農活動は地下の遺構に影響を及ぼさないため、遺跡の保存に問題はありません。逆に営農活動の継続が史跡指定地の景観を維持保全する上で有効です。政庁跡で昭和40年代の史跡整備の際に放たれたホタルの生息も確認されており、環境改善が認められます。なお、政庁地区内の農地は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地の指定は受けていません。住民の世代交代が進む中、次世代の営農者の確保が問題となっています。

③山林

山林は、政庁地区にのみ残されています。スギ・ヒノキの２次林で木材等生産機能は求められない区域です。政庁跡の東側に月山、西側に蔵司、北側には四王寺山から連なる山林が控え、政庁跡を包むように山林が展開し、緑の環境を形づくっています。なお、『太宰府森林整備計画』では、保健・レクリエーション機能を持つ山林とされています。

④社寺

政庁地区に位置する社寺は、蔵司の北に坂本八幡神社、政庁跡の北に日営寺と月山の東に仏心寺があります。坂本八幡神社は約450年前から坂本の氏神として鎮座しています。日営寺は江戸時代後期に開山した寺であり、「都府楼古蹟の保存・復元への願いと、四王寺山で繰り広げられた合戦の鎮魂のために建てられた」とされています。元々日管寺は現在の政庁跡正殿の西側にあったものを、現在地に移設しています。仏心寺は、僧であり俳人でもあった河野静雲（こうのせいうん）（明治20（1887）～昭和49（1974）年）開山の寺です。

⑤史跡整備地（復元整備箇所、緑地・広場等）

政庁地区の史跡整備地は、大きく復元整備箇所とその周辺の緑地や広場等に分けられます。

復元整備箇所は、大きく政庁跡、蔵司地区（蔵司前面官衙跡）、月山東地区に分けられます。遺構の平面復元が施され、一般公開されています。緑地・広場等は、政庁跡周辺に配置され、便益施設が配置される他、緩衝地帯としての役割を担っています。史跡指定地を辿る人々が四季の変化を楽しめるように、後述する保存協会のボランティア「ゆずるはの会」により万葉植栽として菖蒲等が植えられています。

公有化が進められる中、公有地の未整備箇所が増えています。その中で、客観地区については、整備に向けた検討が進められています。

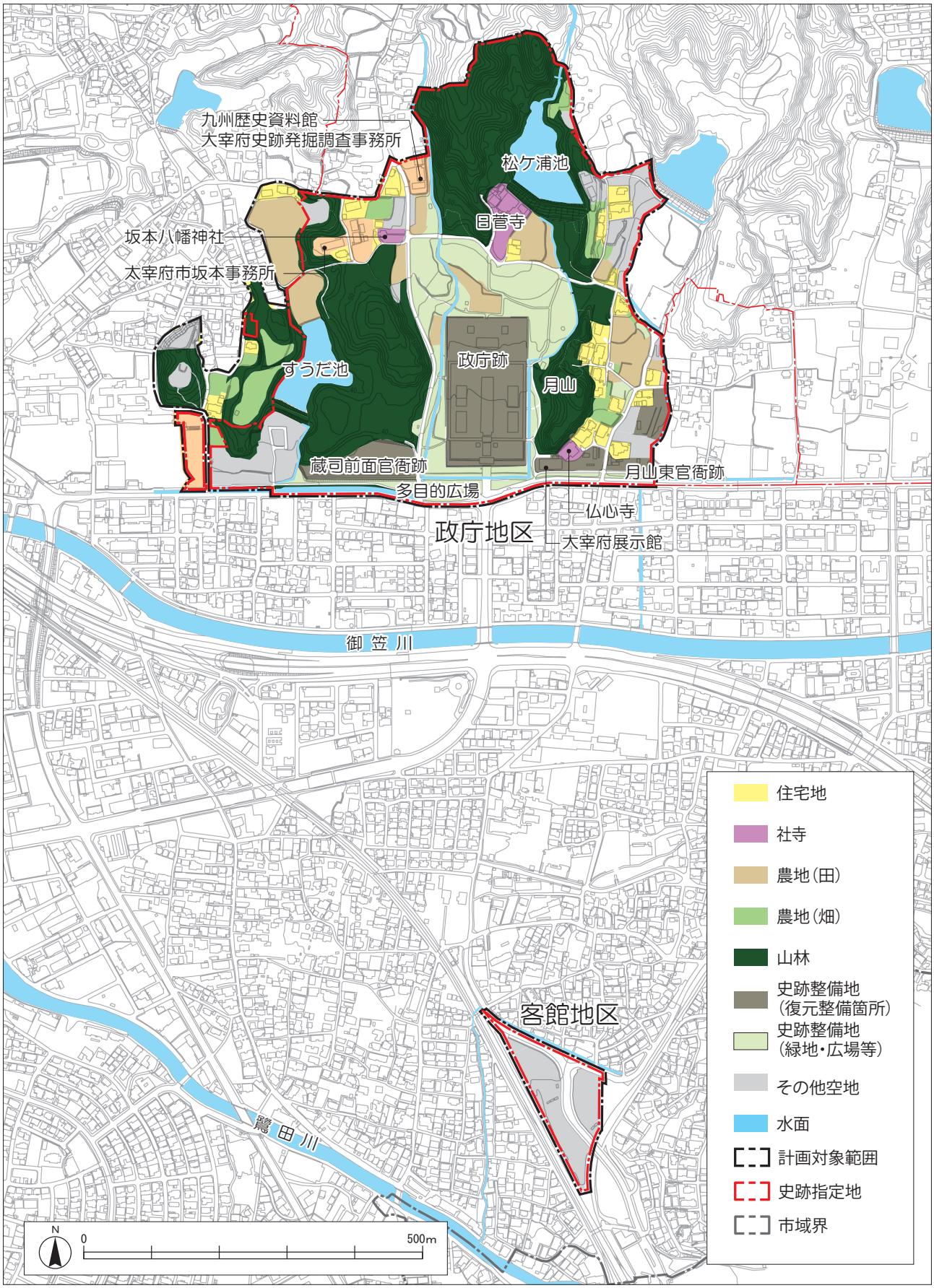

図21：土地利用区分／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』　一部加筆

2）建物現況

政庁地区に位置する建物は、住宅建築、社寺建築、史跡に関連する公共施設等に分けられます。住宅は、全て1階や2階建ての戸建て住宅です。比較的広い敷地に主屋と付属屋を構える物件が多く見られます。太宰府市民遺産に認定された芸術家冨永朝堂（とみながちょうどう）のアトリエ「吐月叢（とげつそう）」をはじめ、築50年を数える伝統家屋がわずかに存在します。住宅の建て替えや改修が必要な時期にきている家屋が多いです。社寺建築は、坂本八幡神社の本殿と拝殿、日𦾔寺や仏心寺の本堂と庫裏（くり）等です。坂本八幡神社の本殿と拝殿は伝統的な神社建築ですが、日𦾔寺や仏心寺の寺院建築は近代的な建築物となっています。主な公共施設は、大宰府展示館、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所、太宰府市坂本事務所、小さな建物は主に四阿と公衆トイレです。主要地方道筑紫野太宰府線沿いにはバス停「大宰府政庁跡」が設けられ、本史跡を訪れた人々の起点となっています。

なお、政庁地区には、4m未満の道路に接道する宅地が存在します。これらの宅地で建築基準法に基づく建築確認申請を伴う建築行為を行う際には、道路中心線から2mの場所まで壁面の後退が求められる場合があります。

客館地区には、西日本鉄道（株）保線課二日市詰所があります。

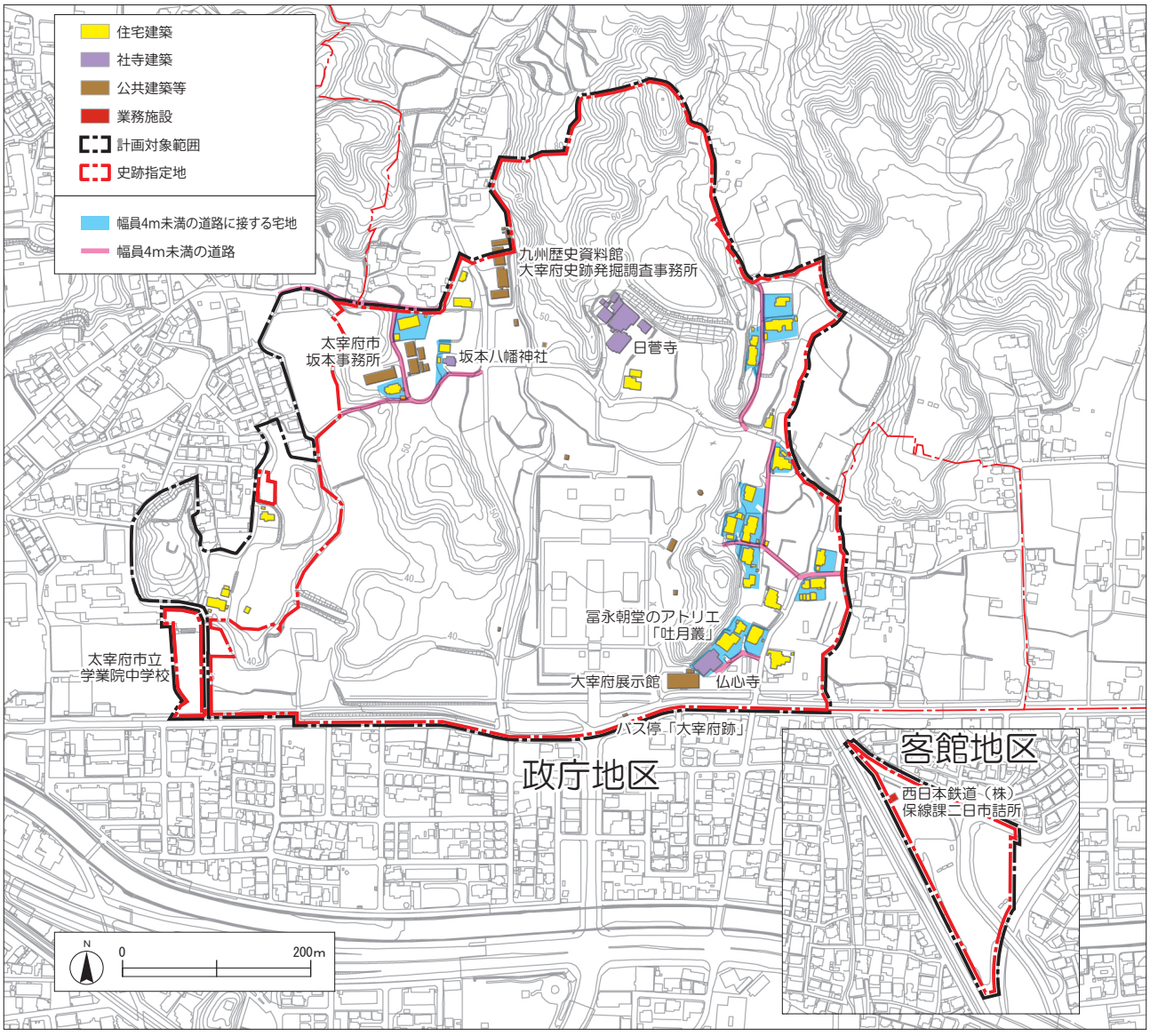

図22：建物現況／市資料

3）行政区

政庁地区に暮らす住民は、行政区の坂本と観世音寺に属しています。人々は、各行政区の清掃活動等に参加しており、こうした活動は史跡指定地の維持管理にも貢献しています。また、住民の中には作業員や見廻り監視員として史跡指定地の維持管理を担う方も存在します。

一方、客館地区は更地のため市民の居住はありません。芝原の行政区に属しています。

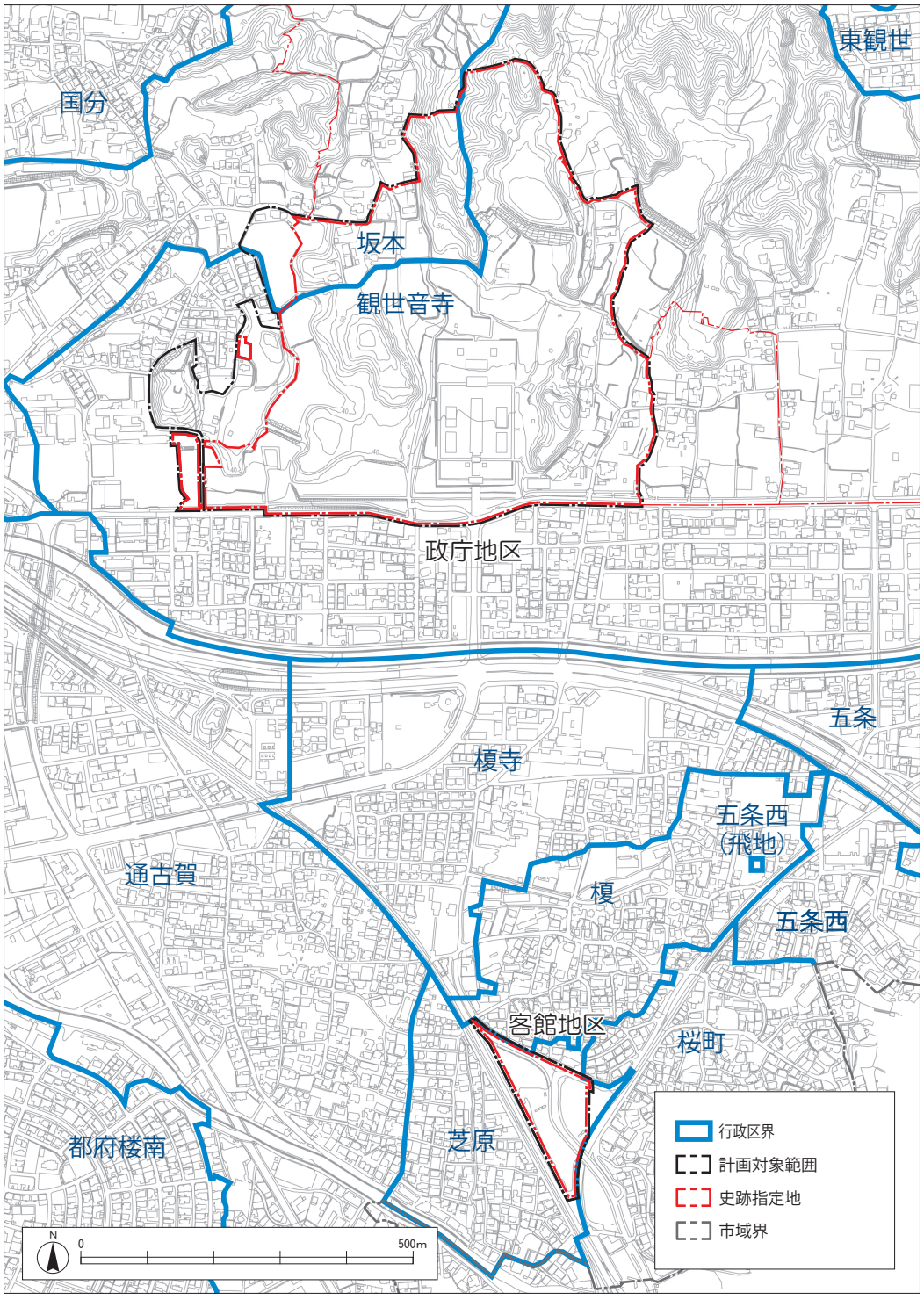

図23：行政区／市資料

4）交通

本史跡を訪れる人々の身近な公共交通手段となるのが、電車、公共バス、タクシーです。

政庁地区と客館地区の史跡指定地内には、ともに道路が通り、住民の生活道路や来訪者の回遊道路としての役割を担っています。

①鉄道

政庁地区と客館地区の最寄り駅は、西鉄天神大牟田線の都府楼前駅と西鉄二日市駅、JR鹿児島本線の都府楼南駅と二日市駅です。

②公共バス

主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）にバス停「大宰府政庁跡」があります。バス停には市内各所を巡る「まほろば号（太宰府市コミュニティバス）」、福岡市内の主要箇所と本史跡を結ぶ西鉄の「旅人号（ライナーバス）」が停車します。

③道路

政庁地区には、住民の生活道路が通り、一部が歴史の散歩道になっています。近年、通過交通が増えているとの指摘があり、路面の劣化も目立つようになっています。

なお、多目的広場に入る216／蔵司1号線から北に延伸する政庁跡の西側を通る道は、道路法に基づくものではありません。

客館地区に係る道路は、県道観世音寺二日市線と一級市道1572／御垣野（みがきの）・熊野線の共用箇所です。政庁地区と客館地区を結ぶ主要な道路として、現在、福岡県那珂県土整備事務所による整備が進展中です。この路線は歴まち事業でも整備を推進しており、新たな観光ルートの開発等に期待が寄せられています。

写真７：舗装の劣化が目立つ歴史の散歩道（市道213／月山・大裏線）

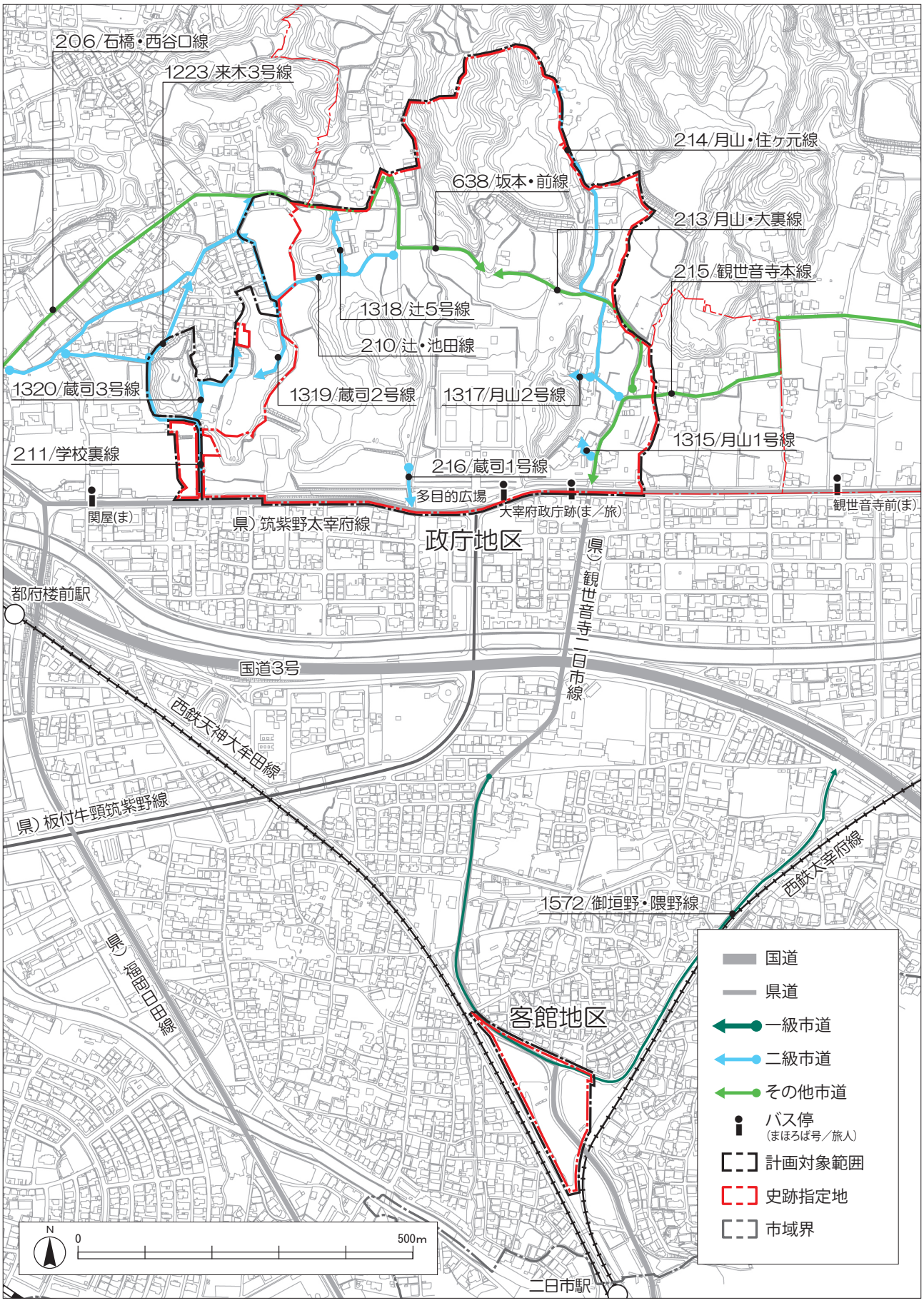

図24：交通／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』　一部加筆

５）利用の実態

政庁地区では、古代大宰府の歴史を守り、伝えることを意図し、政庁跡の復元整備や大宰府展示館の建設等が行われてきました。加えて、大宰府関連史跡を結ぶ歴史の散歩道や九州自然公園の九州自然歩道、市民が気軽に利用できる便益施設等も整備され、史跡見学だけではなく、レクレーションや観光を目的に本史跡を訪れる人々も増えています。公園が担うようなオープンスペースとしての利用も盛んです。

＜主な利用＞
・史跡見学
・観光
・散歩
・花見
・周囲の学校からや修学旅行等で児童・生徒の学習活動
・イベント
・市民ボランティアの活動場

なお、客館地区については、現在は利用されていませんが、交通アクセスの利便性からも、太宰府天満宮周辺や政庁地区への回遊性を含めた観光の核としての利用が期待されています。

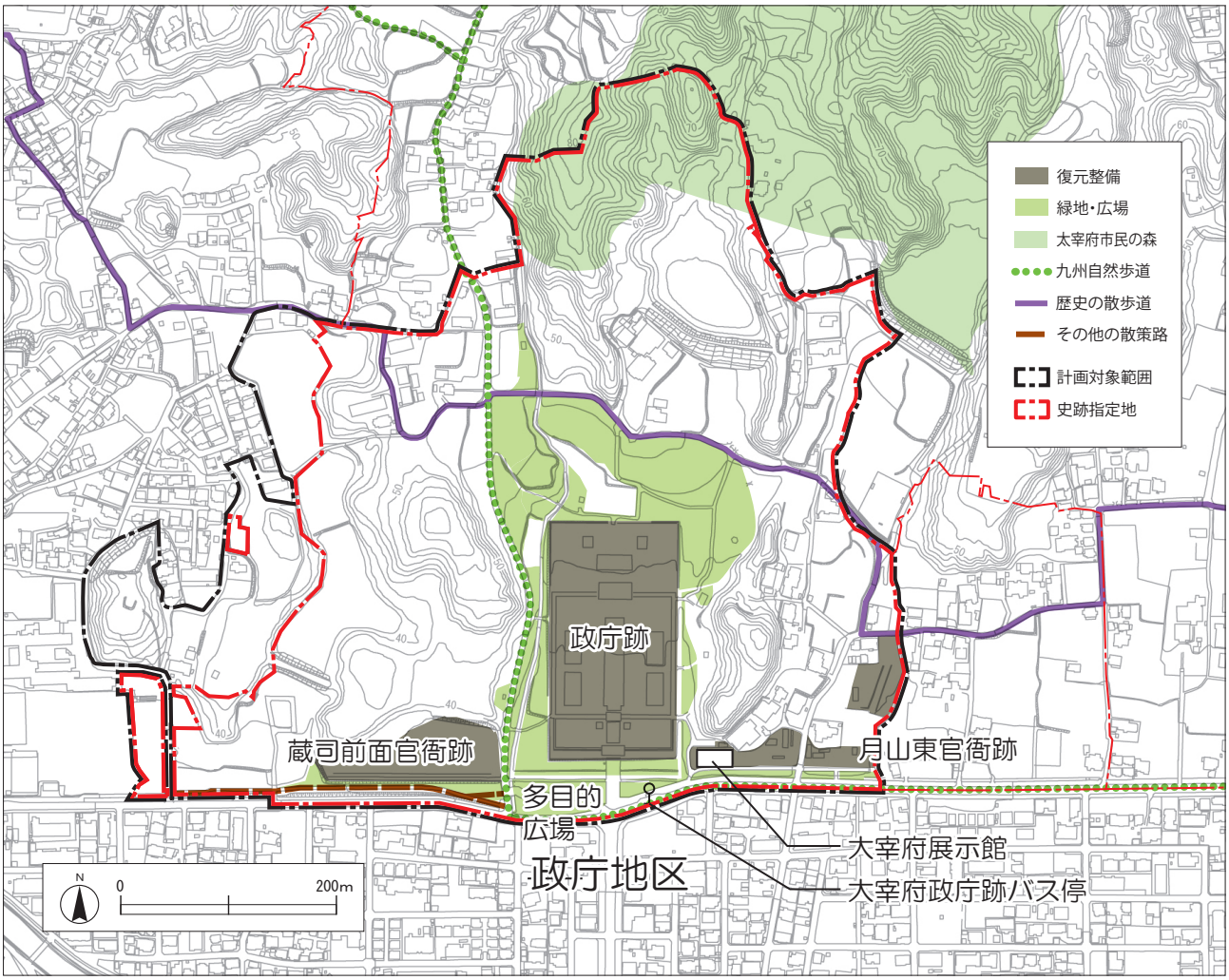

図25：史跡整備地、九州自然歩道、歴史の散歩道、大宰府展示館

3-3 風景

政庁地区、なかでも政庁跡は北側に四王寺山、東側に月山、西側に蔵司地区の丘陵に三方が囲まれて、南は広く開けています。平野部よりも標高が高いため、水はけが良い土地だったと考えられます。現在に至るまで大きな地形改変は見られないため、古代の政庁もこのような空間構成だったと推測できます。

政庁が廃絶した12世紀以後、大宰府の遺跡化が各時代の紀行文から確認できます。多くの紀行文の中には、かつてここに大宰府があった歴史に思いを馳せることのできる場所であったことが記されています。

中世の様子については、連歌師宗祇が著した『筑紫道記』の文明12（1480）年の宰府周辺の件に触れており、是斎重鑑著『九州下向記』の慶長3（1598）年の宰府周辺の名所を視察する件にも大宰府跡のことが記されていました。これらの紀行文には、大宰府跡には、広大な野中に礎石が点在し、名のある山並みがはるかに見渡せ、観世音寺の鐘の音が聞こえる様が描かれています。

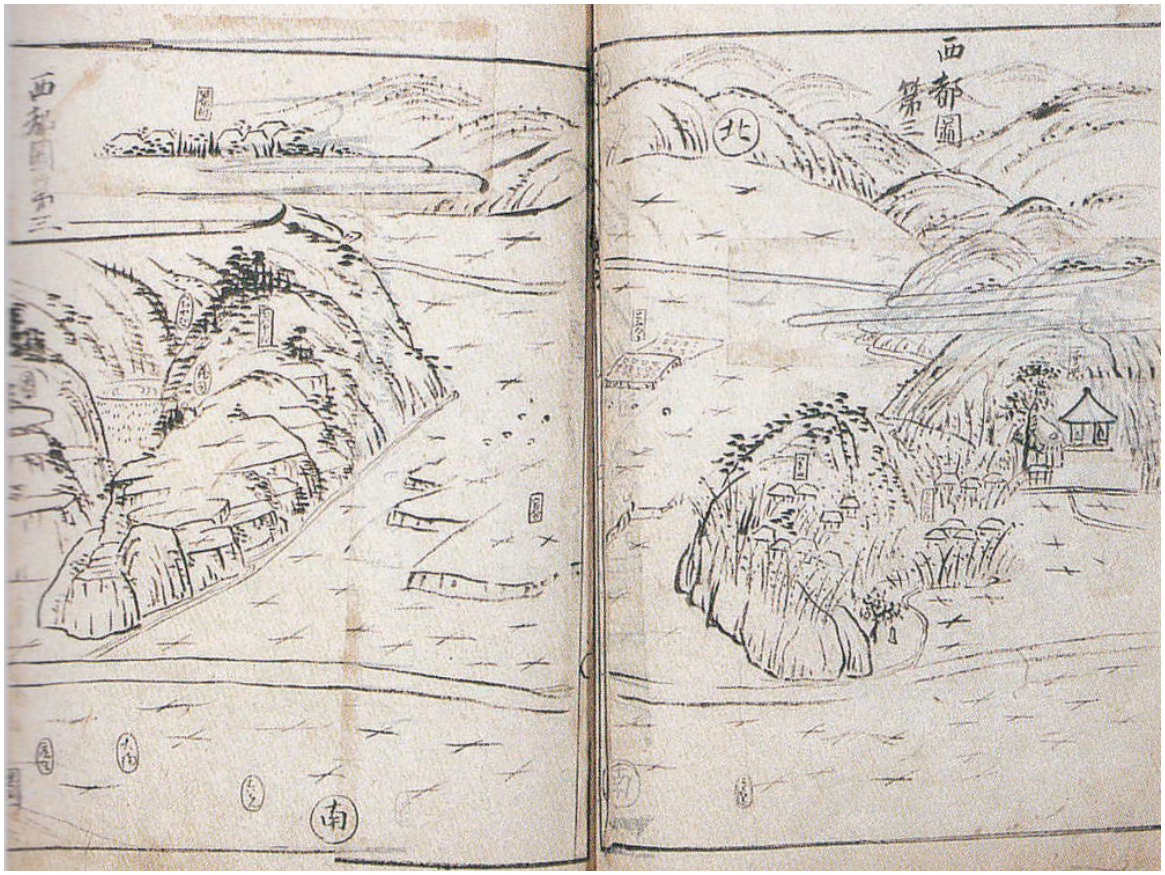

図26：『筑前名所図会』西都図第三都府楼跡　月山　蔵司　福岡市博物館蔵

近世の紀行文には多くの人に政庁跡が名所として認識され始め、来訪の記念に散在する古瓦を持ち帰るなどの慣習があったことなどが記されています。また紀行文には政庁跡の挿図として、田圃の中に礎石が残る様が描かれています。

図26の奥村玉蘭（おくむらぎょくらん）による『筑前名所図会』では、都府楼跡として、月山、蔵司も描かれています。　近代の様子は絵葉書から窺い知ることができます。図27では、正殿の東側に田畑が残っており、図28の絵葉書には、政庁跡の奥に日管寺の御堂が見え、大宰府跡が人々暮らしの身近な存在であり、人と遺跡が共存してきた歴史を今に伝えています。

図27：絵葉書　都府楼の跡　個人蔵

図28：絵葉書　都府楼　個人蔵
右上のキャプションに「陽は和やかに. 薫風静かに流れる追憶の地. 都府楼跡。」とあります。

戦後、昭和25（1950）年には、水城村が国に対して、3カ年にわたり当時の政庁跡の史跡整備のための補助金を申請しています。この時にすでに地元として大宰府跡の景観を良くしていこうとする強い意識があったことがわかります。

昭和４０年代から開始された史跡整備では、正殿跡からの寺院の移転、田畑の公有化、道路の付け替え、周辺宅地をなるべく見せないように遮蔽するための植栽の推進等を進めるなど、史跡として一体感がある景観の創出を目的として事業が進められました。それらの整備により従前の人と遺跡の共存を想起させる雰囲気は政庁跡では少なくなりましたが、それを取り巻くバッファーゾーンにおいては、人と遺跡の共存が続く空間として推移して来ました。

現在、大宰府跡の政庁跡に立つと、周辺の山々の緑豊かさや、三方を囲まれているため騒音も少ないなどに気づきます。政庁跡に訪れる人に聞くと、「政庁跡はとても落ち着く空間です」と言われます。景観に加えて、立地、地形、自然、歴史など多くの要素を内包して、風景が成り立っていることがわかります。これらの史跡整備地の環境を保つために活躍しているのは、保存協会と地域の人々で、草取りや草刈り等によって、大宰府跡の風景が保たれています。こうした人々の活躍によって、散歩や休息を楽しむ人々の姿が古代大宰府の風景に溶け込み、大宰府跡の心地よい空間の創出に繋がっています。

写真８：政庁跡からの風景（四王寺山を望む）

写真９：政庁跡からの風景（基山（きざん）と天拝山を望む）

4．史跡を取り巻く市の施策・情勢

4-1 文化遺産からはじまるまちづくり

4-2 関連法による取り組み

4-3 観光経済施策

写真10：大宰府跡で開催されるイベント「古都の光」

4．史跡を取り巻く市の施策・情勢

本市では、『第5次総合計画』において、将来像「歴史とみどり豊かな文化のまち」とともに「目標6 歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」を掲げ、その推進に取り組んでいます。

ここでは、史跡を中心に、文化遺産からはじまるまちづくりや関連法による取り組みから、観光経済施策を概観します。

4-1 文化遺産からはじまるまちづくり

「文化遺産からはじまるまちづくり」は、平成17（2005）年に策定した『太宰府市文化財保存活用計画』の中で掲げたものです。本市は、その実現に向けて『歴史文化基本構想』、『景観まちづくり計画・景観計画』、『歴史的風致維持向上計画』を連動させた景観と歴史まちづくりの推進に取り組んでいます。その成果は、日本遺産の認定にもつながっています。

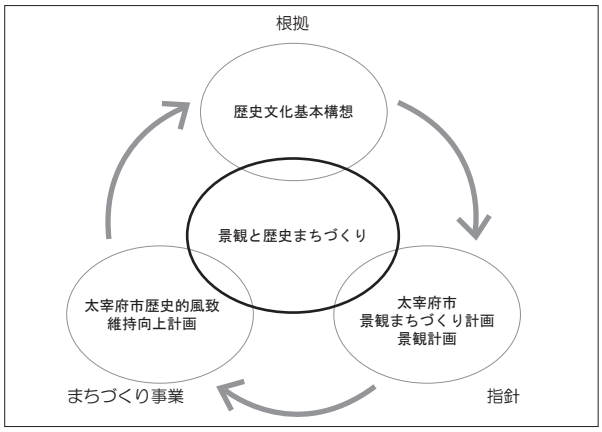

図29：景観と歴史まちづくりの概念図

（1）景観と歴史まちづくり

景観と歴史まちづくりの推進に関わる『歴史文化基本構想』、『景観まちづくり計画・景観計画』、『歴史的風致維持向上計画』を概観します。

1）歴史文化基本構想

本市は、『歴史文化基本構想（平成17（2005）年に策定した『太宰府市文化財保存活用計画』と平成23（2011）年に策定した『太宰府市遺産活用推進計画』）』に基づき、「歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち」の実現に向けて、文化遺産をそのものとして見守り、文化財として保護し、あるいは太宰府市民遺産として育成する取り組みを推進しています。

図30：実現を目指す太宰府の姿／『太宰府市民遺産活用推進計画』／平成23（2011）年策定

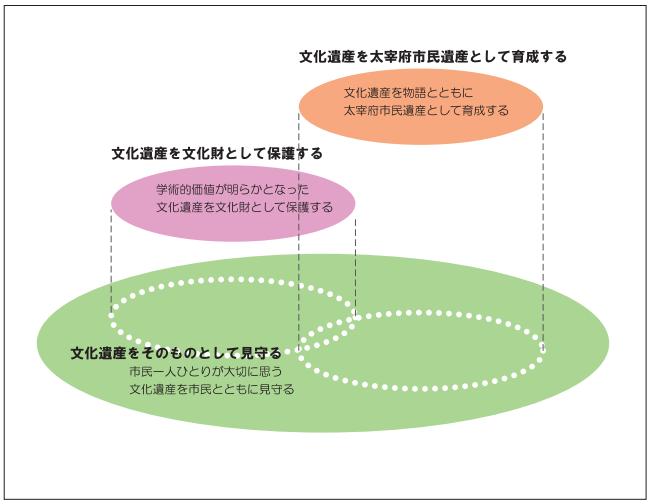

図31：文化遺産を見守る、保護する、育成する取り組みの関係

①文化遺産をそのものとして見守る

本市は、保存協会と連携・協力し、市民有志により結成された「文化遺産調査ボランティア」の活動を支援し、市民が未来に伝えていきたいと思う文化遺産に関する基礎的な情報収集に取り組んできました。市全域では、把握された文化遺産の総数は、約5,000件に及びます。これらはデータベースに入力され、一部は報告書、市ホームページ、市の窓口で公開されています。

本史跡の史跡指定地内において、現在把握されている文化遺産は、本史跡に加え、史跡に纏わる「太宰府址碑」、「太宰府碑」、「史跡大宰府址境（界）碑」等が数多く把握されています。また、集落の歴史を物語る文化遺産として「庚申塔（こうしんとう）」、「坂本八幡神社」、「観音堂」、「玉石垣支柱（たまいしがき）とトウカエデ、」、「万葉歌碑」、「旧小字標石」、そして無形の文化遺産として「坂本のダブリュウ」、「坂本地区のほんげんぎょう」、「時の記念日の行事」も取り上げられています。

これら多種多様な文化遺産は、本史跡の歴史の重層性を今に伝えています。

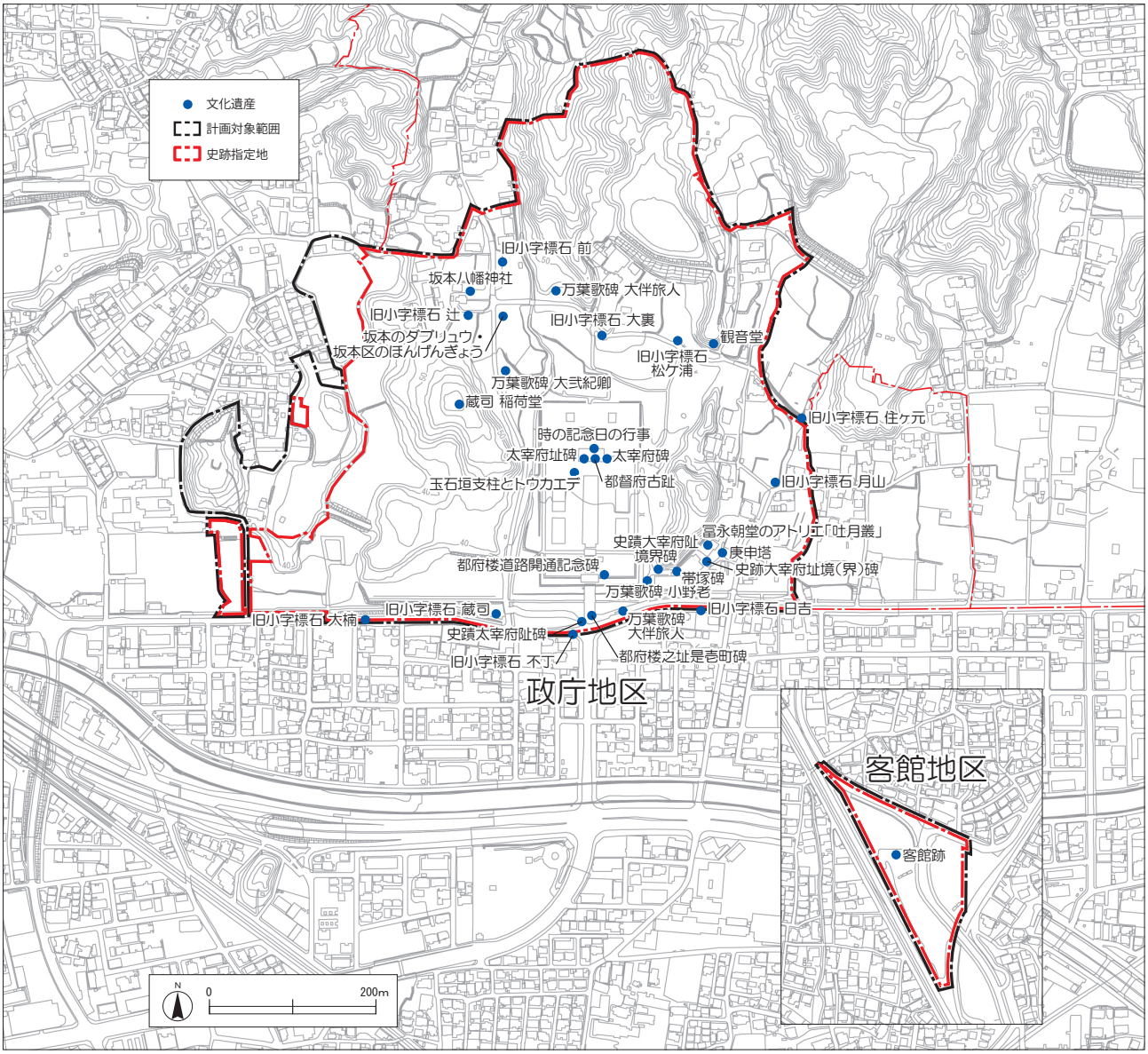

図32：史跡指定地内の主な文化遺産／太宰府市教育委員会『太宰府市文化遺産情報1』平成２４（２０１２）年を参考に作図

②文化遺産を文化財として保護する

調査の成果により史跡指定地外にも遺跡が広がっていることが判明しています。史跡指定地外の広い範囲は、埋蔵文化財包蔵地です。埋蔵文化財を保存するために、工事等が行われる前には事前に協議、調査を行い、遺跡を把握しています。

●指定文化財

本史跡は文化財保護法により特別史跡として保護されているため、現状を変更する行為を行う場合は現状変更申請を行い許可を得なければなりません。例えば、史跡指定地内で工事等を行う場合は、事前に現状変更許可申請書の提出と文化庁の審査が求められます。審査によって現状保存、立会調査、確認調査を行うことがあります。

（※史跡の保存活用についての詳細は「5.保存活用の経緯と現状」の中で紹介します。）

●埋蔵文化財包蔵地

本市では市内全域を埋蔵文化財包蔵地として取り扱っています。史跡指定地以外での埋蔵文化財包蔵地で工事等を予定される場合は、事前協議が必要です。工事の内容により確認調査や発掘調査が必要となる場合があります。既に埋蔵文化財が確認されている土地や確認調査により埋蔵文化財が確認された土地では、市との協議や県への届出・通知が求められ、埋蔵文化財への影響の有無により発掘調査や立会調査の対応、慎重工事の実施が必要となります。

また、本史跡の周辺には、古代から中世に大宰府政庁を核として整備された都市である大宰府条坊跡が広がり、地下に多くの遺構が残っています。大宰府条坊跡の範囲内において本史跡と密接な関係があると判断される遺構が確認された場合は、状況に応じ保存についての協議や追加指定についての協議が必要となる場合があります。

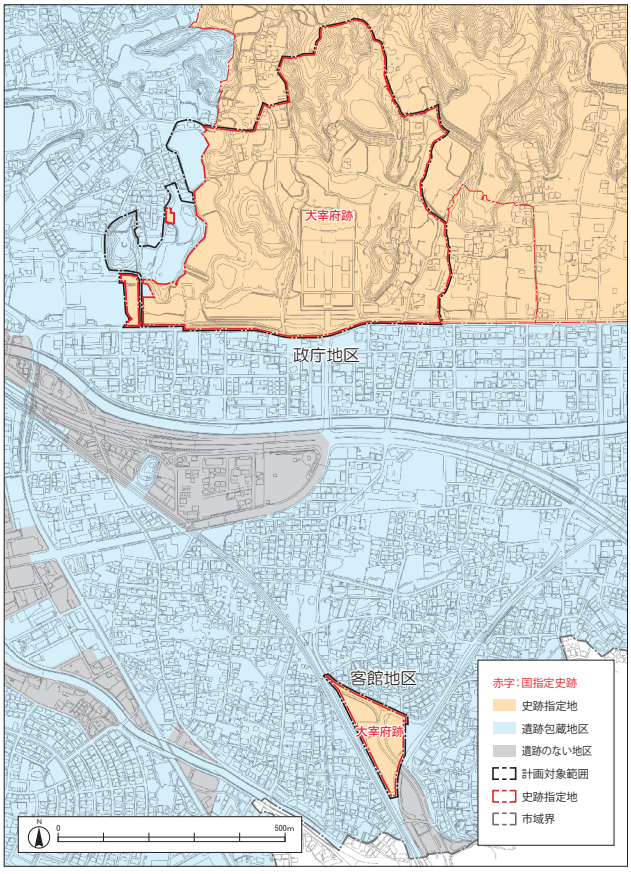

図33：指定文化財と埋蔵文化財包蔵地
／埋蔵文化財区分地図　一部加筆

③文化遺産を太宰府市民遺産として育成する

太宰府市民遺産は、物語を文化遺産とともに育成していく取り組みです。市民有志で結成された育成団体からの提案に対して、景観・市民遺産会議が認定し、市が登録します。これまで6回の景観・市民遺産会議が開催され、認定数は12件になりました。

認定された太宰府市民遺産の中には、史跡指定地の中にある文化遺産を育成している団体が存在します。

「NPO法人歩かんね太宰府」は、本史跡の月山丘陵の東に位置する芸術家冨永朝堂のアトリエ「吐月叢」をまち歩きのコースの中で案内しています。

「大宰府万葉会」は本史跡に存在する歌碑巡りのイベント等を開催しています。

「辰山会（ときやまかい）」は政庁跡を会場として毎年6月10日に「時の記念日の行事」を開催しています。

これら育成団体の活動は、本史跡と一般の市民や来訪者との関わりを深める機会にもなっています。

写真11：冨永朝堂のアトリエ「吐月叢」

写真12：大宰府万葉会による歌碑巡りの様子

写真13：毎年開催される時の記念日の行事

2）景観まちづくり計画・景観計画

本市は、平成 22 年度に総合的な景観施策を定めた『景観まちづくり計画』と景観法に基づく『景観計画』を策定、平成23（2011）年4月1日には「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を施行し、全市的な景観形成とともに、景観上重要で、積極的に良好な町並みの保全・創出を図る地区に対しては、景観育成地区を設定し、景観誘導を図っています。

①景観計画区域

政庁地区は景観計画区域の「山並み共生区域」と「遺跡共生区域」、客館地区は「平坦市街地区域」内に位置しています。それぞれ景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為の設定等行っています。

「山並み共生区域」は、農業等の生産環境が緑を保全・創出・再生することによって、四王寺山等の山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指しています。

「遺跡共生区域」は、集落や住宅団地等が低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、本史跡等の遺跡と一体化した景観形成を目指しています。

「平坦市街地区域」は、条坊の地割等を受け継いだ秩序ある市街地の区域であり、歴史や文化を感じることのできる秩序ある市街地景観の形成を目指しています。

②景観育成地区

政庁地区が「人と遺跡の共存史地区」と「天満宮と宰府宿地区（政庁通りゾーン）」内に位置し

ています。それぞれ景観育成の方針、景観育成基準、届出対象行為の設定を行い、上記景観計画区域への上乗せの景観誘導に取り組んでいます。

「人と遺跡の共存史地区」は、山並みと農村集落、住宅団地等の調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の重層を物語る景観育成を目指しています。

「天満宮と宰府宿地区」は、さいふまいりの道筋であった政庁通りをはじめとする旧道を中心に、それぞれの歴史と伝統を尊重した景観育成を目指しています。

③景観重要道路・景観重要河川

本市は、景観計画に基づき、市内における道路・河川の中から主要なものを景観重要公共施設に位置づけています。

本史跡の周辺に位置する景観重要道路は、政庁通り、朱雀大通り、国道３号、どんかん道です。

また、本史跡の南を東西に流れる御笠川が景観重要河川に位置づけられています。

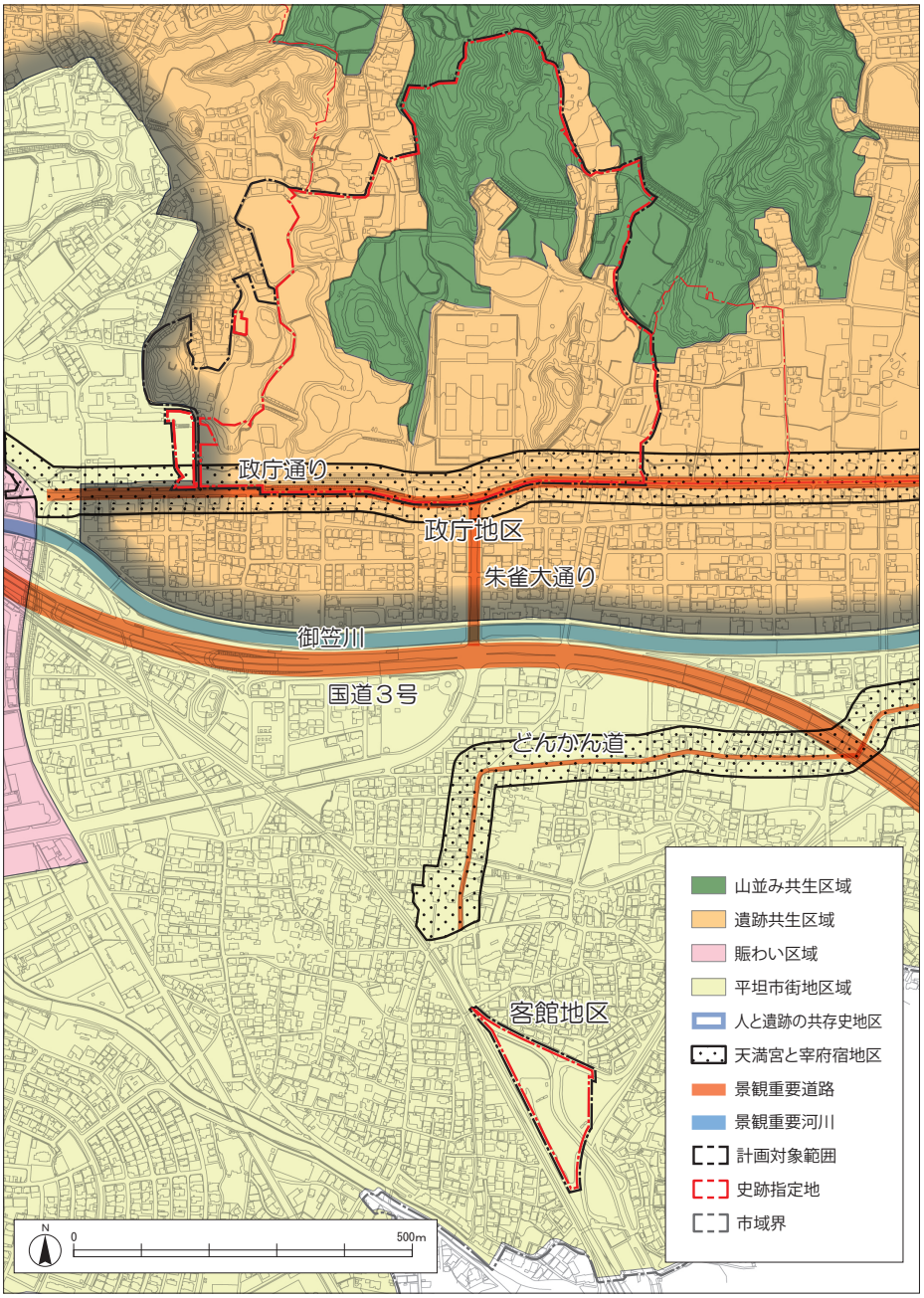

図34：景観計画区域、景観育成地区、景観重要公共施設／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』　一部加筆

３）歴史的風致維持向上計画

本市は、平成20（2008）年に施行された「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の営みが一体となった「歴史的風致」を維持向上させる歴史まちづくりの推進に向けて『太宰府市歴史的風致維持向上計画』を策定し、平成22（2010）年11月22日に国の認定を受けました。

また、新たに維持向上すべき太宰府の歴史的風致として、「大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致」を追加し、併せて事業計画の見直しを行った変更計画を策定し、平成27（2015）年2月27日に再認定を受けています。

再認定の歴史的風致維持向上計画では、重点区域「太宰府市歴史的風致維持向上地区」を約1,394haに拡大しました。その範囲には客館地区を入れた全域を含んでいます。

本史跡に関連しては、以下の事業を実施する計画としています。

＜政庁地区に関連する事業＞

- 大宰府関連史跡環境改善事業【国土交通省事業】
- 大宰府関連史跡整備事業【文化庁事業】
- 大宰府関連史跡等保存管理計画策定事業【文化庁事業】
- 大宰府史跡ガイダンス施設等整備事業【国土交通省事業】
- 政庁前駐車場整備事業【国土交通省事業】
- 蔵司通路環境整備事業【国土交通省事業】
- 四王寺山周辺環境整備事業【国土交通省事業】

＜客館地区に関連する事業＞

- 特別史跡大宰府跡（客館跡）整備事業【文化庁事業】
- 大宰府条坊跡解説広場整備事業【国土交通省事業】
- 大宰府条坊跡環境整備事業【国土交通省事業】
- 朱雀大路修景整備事業【国土交通省事業】【県事業】

＜全体に係る事業＞

- 歴史的市街地の緑化推進事業【国土交通省事業】
- 歴史的市街地の修景推進事業【国土交通省事業】
- 大宰府関連史跡群、史跡宝満山のサイン整備事業【国土交通省事業】
- 太宰府市民遺産育成支援事業【国土交通省事業】
- 太宰府発見塾事業【国土交通省事業】
- 文化財コーディネーター養成事業【国土交通省事業】

（2）日本遺産

地域にはそれぞれ歴史があり、史跡、古い建物、町並み、伝統行事などがあります。こうした地域の文化財群をパッケージ化した魅力あるストーリーを、日本の文化・伝統を語る日本遺産として国（文化庁）が認定するものです。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

平成27（2015）年4月、初の日本遺産が全国で18件誕生し、福岡県太宰府市の地域の歴史を語るストーリー、古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～が認定されました。

1）古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～

太宰府市内に点在する構成文化財を元に、ストーリーを構築しています。

構成文化財は、大宰府跡、客館跡、大野城跡、水城跡、観世音寺・戒壇院（かいだんいん）、梵鐘（ぼんしょう）、筑前国分寺跡、大宰府学校院跡、国分瓦窯跡（こくぶかわらがまあと）、宝満山、太宰府天満宮、太宰府天満宮神幸行事、太宰府天満宮の伝統行事、万葉集筑紫歌壇（つくしかだん）、大宰府条坊跡、官道、軍団印出土地[御笠団印・遠賀団印]、般若寺跡、南館跡、太宰府の梅となっています。

ストーリーでは、大宰府が世界とつながる西の都であったことや、外国使節を迎える都であり、当時の先進地からの文化が集積され、文化が花開いたことを語っています。

2）「西の都」の普及活動

認定を受けて、太宰府市日本遺産活性化協議会（以下、協議会）が設立されました。協議会では、「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」が平成27（2015）年4月に日本遺産の認定を果たしたことを受け、国の補助事業を活用し、ホームページ、スマートフォンやタブレットパソコンで使用するアプリ・パンフレットを、それぞ5カ国語（日本語・英語・中国語（簡体字、繁体字）・韓国語）で制作し、公開しています。

4-2 関連法による取り組み

本史跡の自然と歴史を守り育む上で、その他関連法も活用しています。

（１）都市計画法

市域約2,960haのうち、約76％に当たる約2,253haが都市計画区域です。区域区分により約1,182haを市街化区域、1,071haを市街化調整区域として土地利用の規制誘導を図っています。

政庁地区は、史跡指定地の殆どと北側と東側が市街化調整区域、南側は建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域、西側は市街化調整区域と建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域に指定されています。西に第一種住居地域が存在しますが、そこは太宰府市学業院中学校の校庭の一部であり、建築物の高さ制限20mの規制誘導も図られています。

また、平成28（2016）年7月には、大宰府政庁跡周辺へ「さいふまいり」の道筋にふさわしい専用店舗を立地させ回遊性を高めようと、主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）沿道南側について、全国で初めて「歴史的風致維持向上地区計画」（通称：歴まち地区計画）を都市計画決定し、「福岡広域都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例」に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限を図っています。（9月施行）

客館地区の周辺は、第一種住居地域に加えて、建築物の高さ制限20mの規制誘導が図られています。

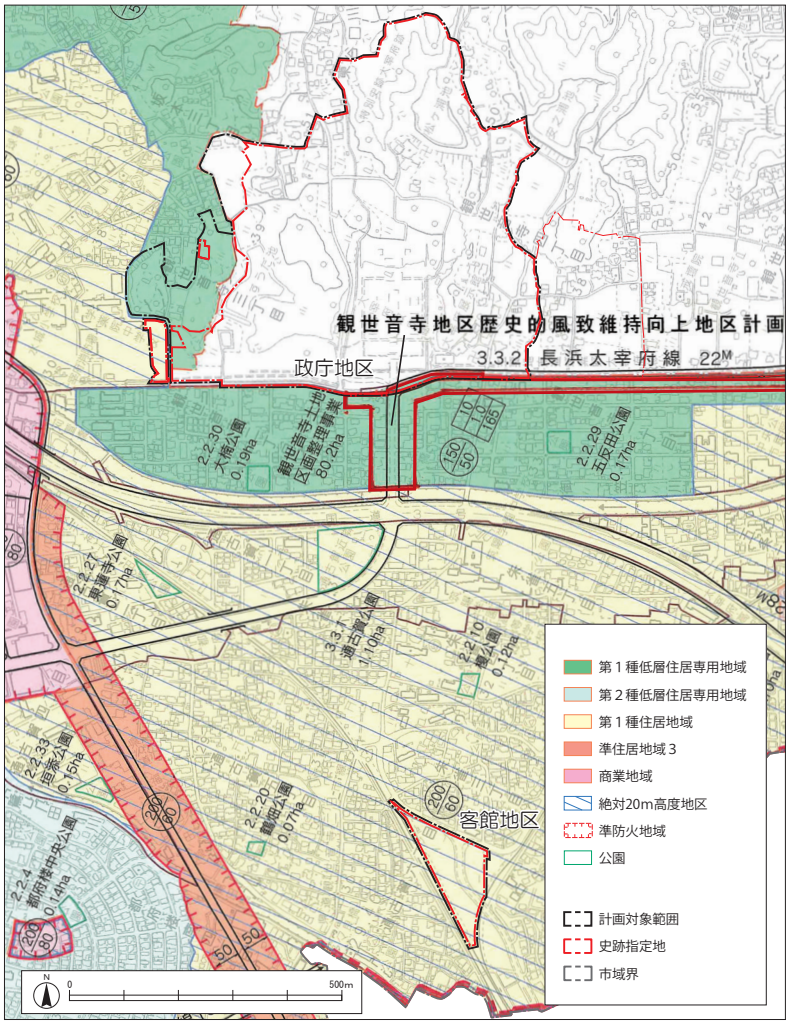

図35：都市計画法に基づく地域地区の指定／都市計画総括図

（２）自然公園法

市内北部の宝満山一帯と四王寺山一帯が「太宰府県立自然公園」の指定を受けています。

太宰府県立自然公園は、福岡県を代表する自然の風景地として、県知事の指定によるものです。宝満山（標高829m）及び三郡山系を含む地域であり、各地に城跡、寺社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園として、昭和25（1950）年5月13日に指定されました。その範囲は本市と飯塚市・宮若市・大野城市・筑紫野市・久山町・宇美町・篠栗町・須恵町、総面積は16,568haに及びます。

政庁地区は、史跡指定地の殆どが自然公園普通地域に指定されています。自然公園法に基づき「工作物の新築、改築、増築」「鉱物や土石の採取」「河川、湖沼の水位・水量の増減」「広告物の設置・表示」「水面の埋立等」「土地の形状変更」の各種行為を行う場合には事前の届出が必要です。

なお、客館地区は、「太宰府県立自然公園」には含まれていません。

表２：太宰府県立自然公園区域（普通地域）の概要

地域区分	説明	行為規制の概要
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）。	事前届出制

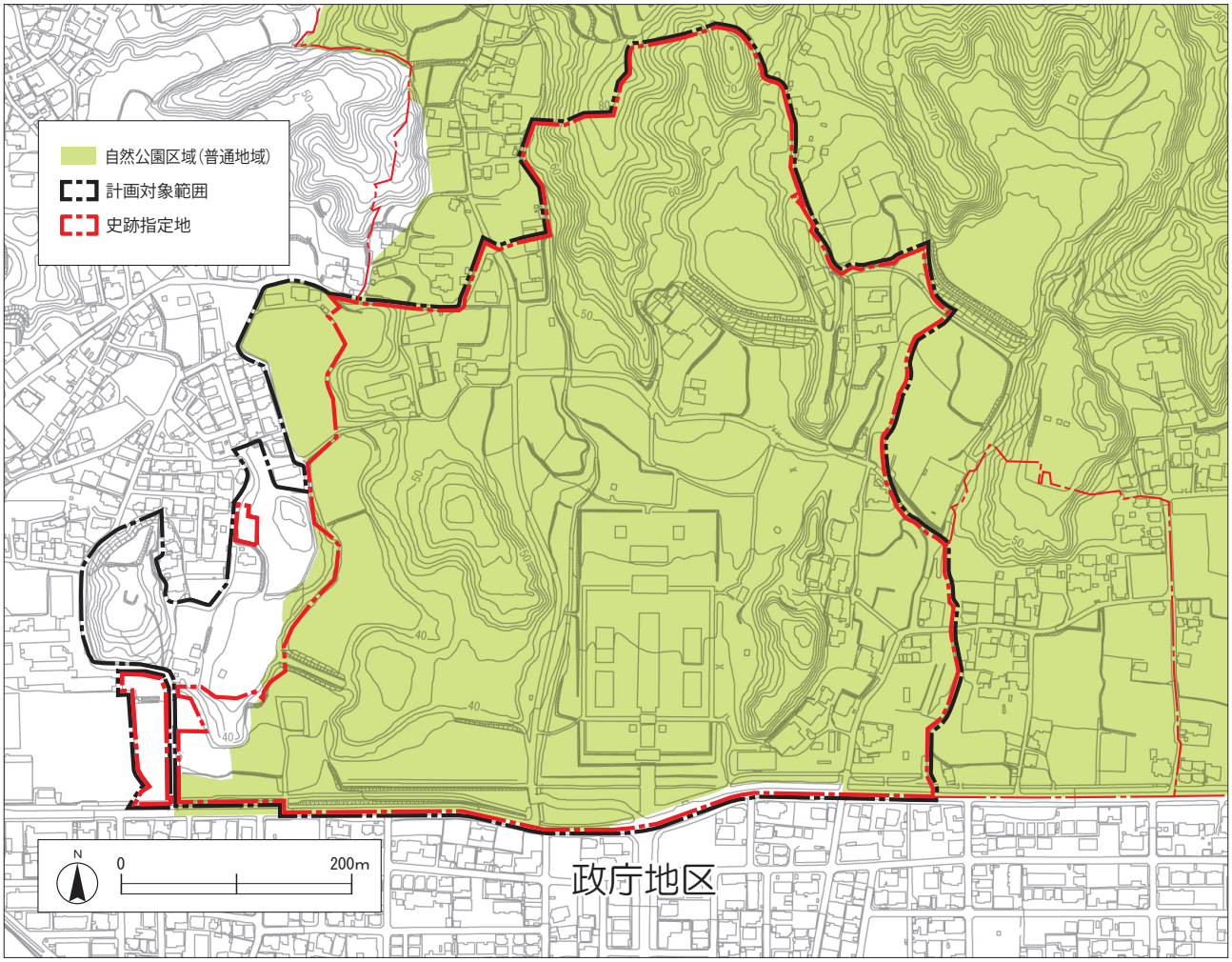

図36：太宰府県立自然公園区域（普通地域）／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』　一部加筆

（３）森林法

政庁地区には、森林法に基づく保安林と地域森林計画の民有林が存在します。

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。これら森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。政庁地区北側の一部が保安林に指定されています。

地域森林計画に定められる民有林は、その伐採面積に応じて、隣地開発の許可申請、事前相談、届出書の提出が必要となります。月山、松ヶ浦池とすうだ池周辺がその対象となっています。

なお、客館地区は、森林法の規制は適用されていません。

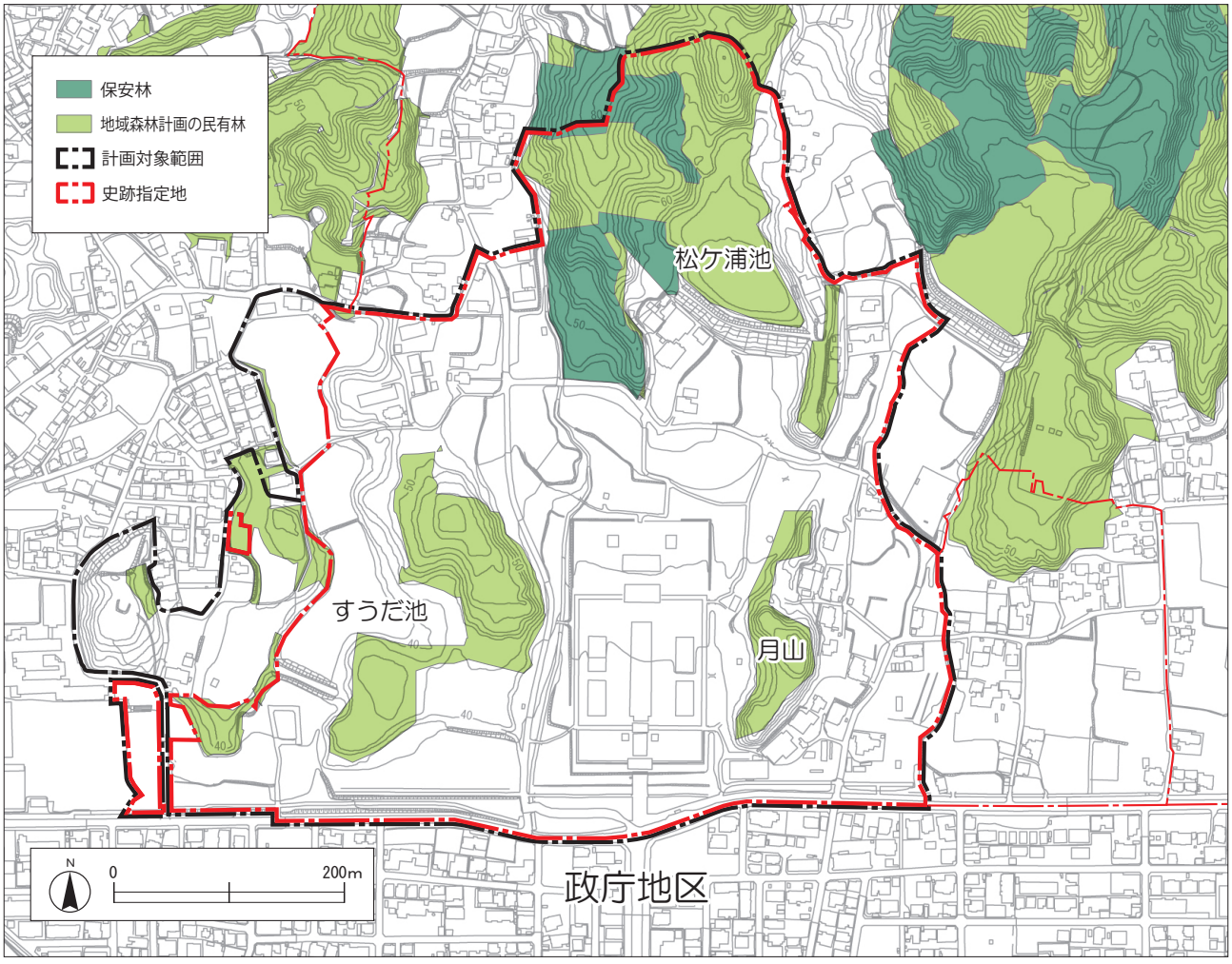

図37：保安林と地域森林計画の民有林／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』　一部加筆

（４）土砂災害防止法

政庁地区の月山と松ケ浦池東側が、急傾斜地の崩壊の特別警戒区域と警戒区域に、そして太宰府市学業院中学校の北側の一部が警戒区域に指定されています。月山東の住宅がこの特別警戒区域に含まれており、一部で蛇篭（じゃかご）による土留めが行われています。また、土石流については、松ケ浦池の北側、坂本の集落一帯が警戒区域に指定されています。

なお、客館地区は、上記警戒区域等には含まれていません。

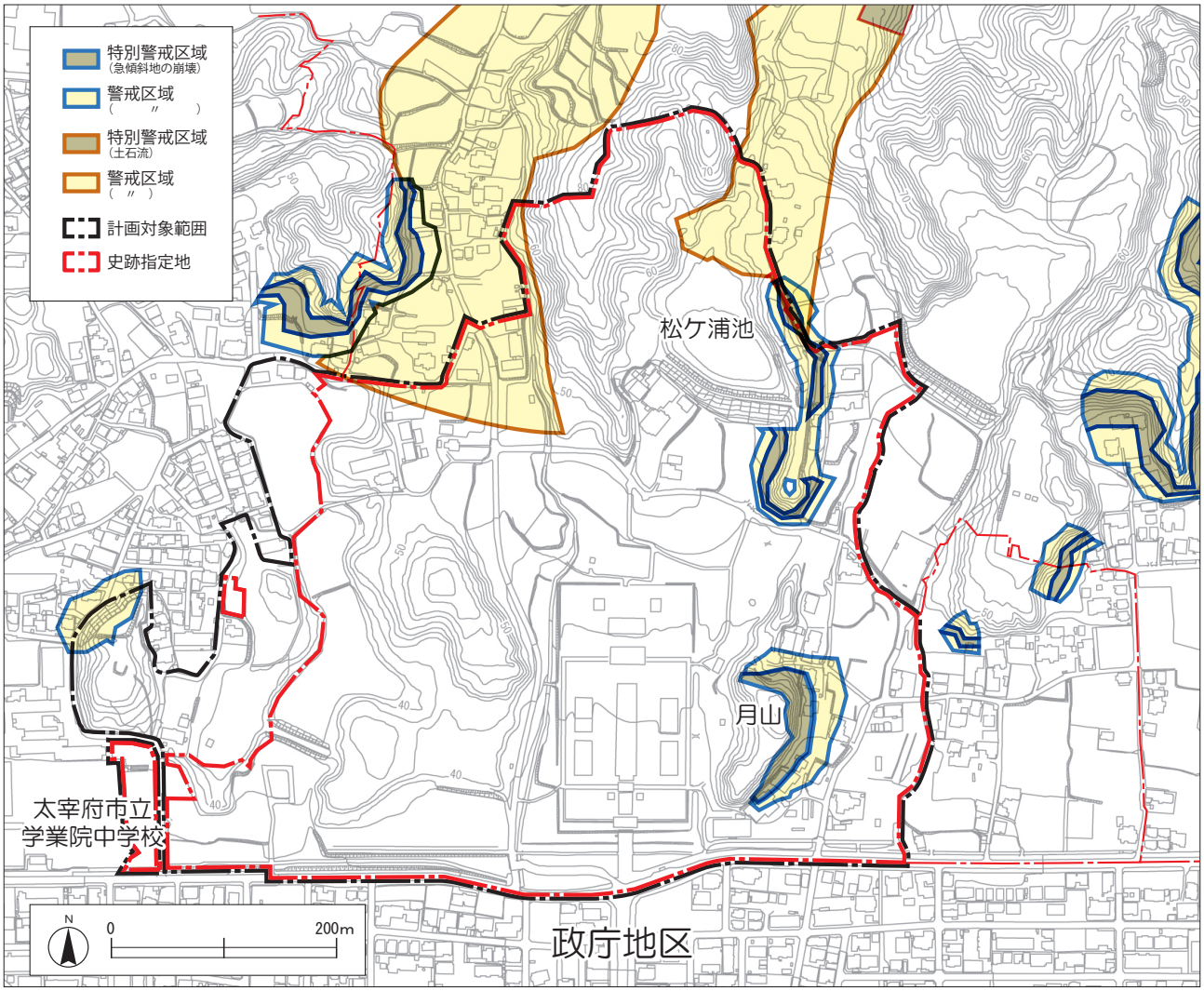

図38：対象範囲内の特別警戒区域・警戒区域／太宰府市ハザードマップ

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の最新の情報は福岡県県土整備事務所砂防課のホームページで公開されています。詳しくはこちらをご覧ください。

（福岡県県土整備部砂防課ホームページ　http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/）

4-3 観光経済施策

本市には、太宰府天満宮を中心に国内外から年間約900万人の観光客が訪れていますが、史跡の活用や、宿泊施設の整備の推進等により、市内での滞留時間を延ばすと共に、観光客の消費行動を促進していくことが求められています。

平成29年度中に、本市では観光基本計画を策定します。前述の日本遺産の認定に伴う取り組みをはじめ、海外からの来訪者の受け入れに向けた取り組みを更に推進して行く予定です。

5．保存活用の経緯と現状

5-1 保存管理の経緯と現状

5-2 活用の経緯と現状

5-3 整備の経緯と現状

5-4 調査研究の経緯と現状

5-5 管理運営の経緯と現状

写真14：史跡指定地の平面復元（後殿跡）

5．保存活用の経緯と現状

ここからは、市教育委員会の取り組みを中心とした本史跡の保存活用の経緯を保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営の項目に分けて整理します。

5-1 保存管理の経緯と現状

中世以降遺跡化した本史跡（とくに政庁地区）は、埋没することなく地上に礎石が露出していたため、長く人々の目に触れて記憶に残ってきました。

江戸時代に福岡藩が礎石の測量や保存を行ったことは、この史跡の保存管理上の出来事として注目されます。しかし、幕末になると公的な規制が緩み、礎石の盗難が進みました。しかし多くは田畑に利用されていた場所なので、地下遺構を削る損害はありませんでした。

大正10（1921）年に史跡指定を受けて以後は、行政が史跡の保存管理を担当することになりました。指定当初は水城村で、昭和30（1955）年からは合併して太宰府町、昭和57（1982）年からは太宰府市として国、福岡県等と協力し、地元行政として本史跡の保存管理に取り組んできました。水城村の時点で政庁跡に関しては私有地の公有化の推進、史跡指定地内の道路の移転、園路整備等が国に対しての補助要望としてあがっており、史跡の保存管理と公開に対しての意識の高さがうかがえます。

高度経済成長期を迎え、太宰府にも面的に広がりを持つ大きな開発の波が訪れました。開発の波から史跡を守るために昭和38（1963）年、国の文化財保護委員会が大宰府関連の遺跡を面として保護する指定拡張について検討をはじめます。太宰府町と福岡県教育委員会に住民代表や学識経験者等を巻込み、賛成・反対の意見が幾度となく交わされた後、昭和41（1966）年に指定拡張、同年11月地元住民の反発も経て、昭和45（1970）年に示されたのが『太宰府地区史跡の保存・管理計画』です。

太宰府町（昭和57（1982）年からは太宰府市）は同計画等を踏まえ、日常的な維持管理から、公有化、追加指定、現状変更行為の制限等の保存管理に取り組んでいます。

日常的な維持管理は、草刈り、草取り、樹木剪定等から毀損箇所の点検、広場の管理まで多岐に渡り、市と保存協会の協力で取り組んでいます。保存協会は、政庁跡とその周辺の見廻りを行い、市はその他を含め史跡指定地内の日常的な見廻りについて地元から史跡の見廻り監視員を雇用して取り組んでいます。

地元住民の協力により史跡指定地は78.4%（平成28（2016）年3月31日現在）まで公有化が進み史跡の保存が行える一方、市の管理面積が拡大しています。市の管理費用は増大し、十分な対応ができていない状況となっています。

なお、地元住民の高齢化にともなう負担の増加や草刈り等に関する委託の煩雑化などの問題が生じています。

政庁跡を中心に自然が残り、整備地と一体となった良好な景観を形成しています。しかし、多くの自然が残ることから、地面を掘るイノシシやモグラが増加し地下遺構への影響が危惧されています。特にイノシシの増加は、史跡指定地の景観を形成する農地にも侵入し農作物等への被害が

表３：昭和 45（1970）年通告『太宰府地区史跡の保存・管理計画』

区　分			A 地区	B 地区	C 地区
性　格			大宰府跡、学校院跡など遺跡・遺構の存在がすでに確認されている地域	学校院跡、観世音寺子院跡など遺跡・遺構が未確認である地域	A、B 地区に含まれる住宅区域
保存管理	方　針		土地の公有化を促進し、早急に環境整備を行なう。 よって現状変更は原則として認めない。	地形の変更をともなわず、遺構、環境をそこなわない範囲において、現状変更を認める。その場合、必要あるものは、緊急に事前の発掘調査を行ない、遺跡・遺構が確認された場合は、土地の公有化をはかる。 その他緊急の場合もこれに準ずる。	既存（昭和 41 年 11 月文化財保護委員会指定決定時）の建物・施設の改築、修理あるいは一部の増築を認める。
	現状変更の取扱いに関する基準	家屋の新築	認めない。	原則として木造家屋とする。	
		樹木の伐採　植樹	環境をそこなわない範囲において認める。	A 地区と同じとする。	
		果樹園等の造成	認めない。	原則として認める。	
		土石の採取	認めない。	原則として認めない。	
学術調査			一定の計画のもとに順次学術調査を行なう。	必要に応じて事前調査を行なうほか、計画的な学術調査を行なう。	
環境整備			積極的に史跡公園化する。発掘調査によって明らかとなった遺跡・遺構は復元して公開するとともに、周囲を整備し、出土品等の保存展示施設を別途に設ける。	買いあげて公有化した地域については A 地区と同じとする。	

（注）表における A・B・C 地区の区分は別図に示すとおりとする。

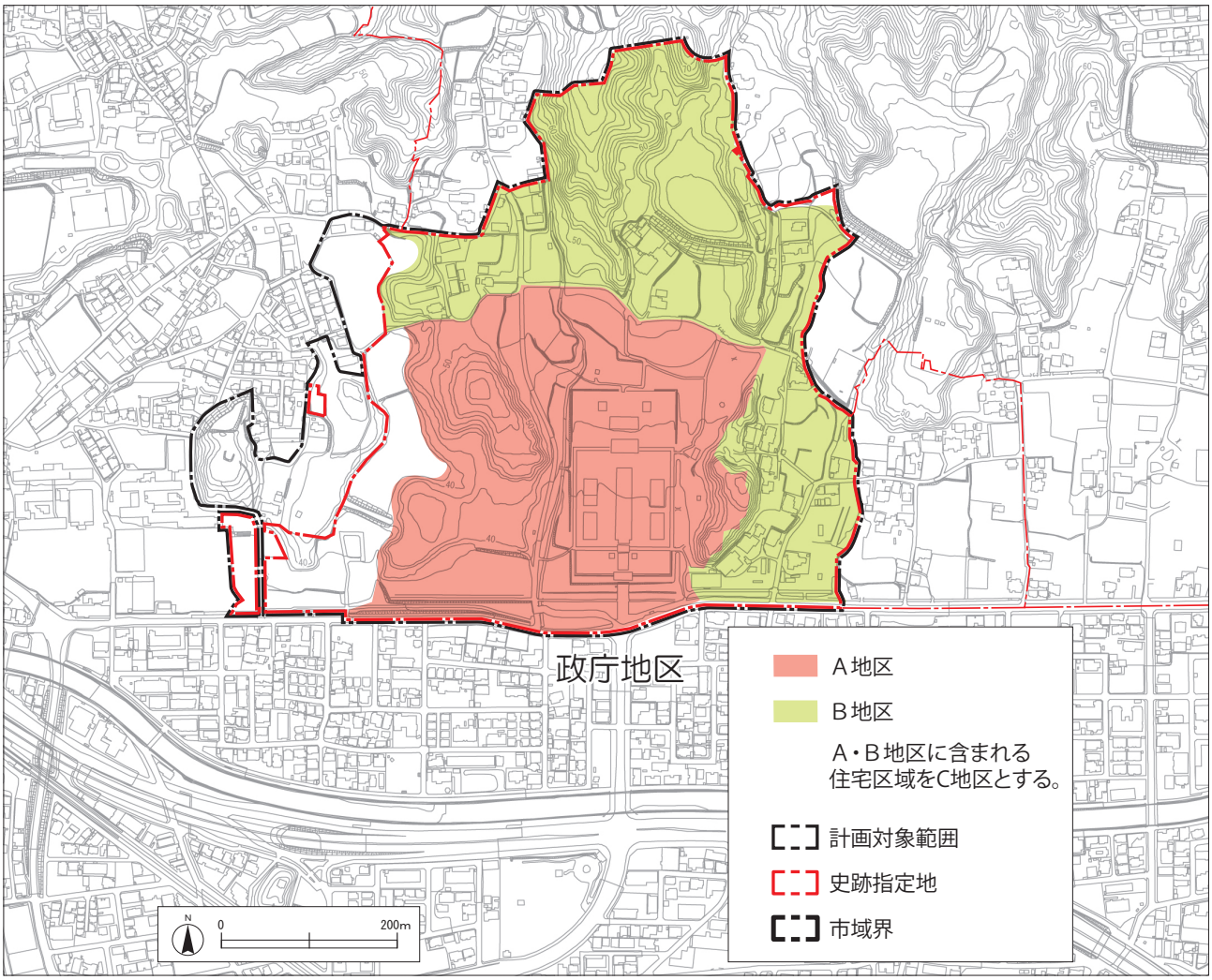

図39：昭和45年通告『太宰府地区史跡の保存・管理計画』の上記表におけるA・B・C地区の区分と計画対象範囲

多発する状況となっています。また、草刈り等と同様に木竹の管理についても十分な対応が出来ていない箇所が存在し、地下遺構や景観、地形の維持への影響が危惧されています。

本史跡には多くの人々が生活し、史跡と共存しながら史跡を現在へ守り伝えてきました。しかし、空き家も見られ、地域コミュニティーが縮小しています。そのため史跡指定地の景観にとって重要な農地の維持においても影響が出てきています。これらの集落は古くから形成されてきたため、住宅、道路、水路、上下水道管、ガス管、電柱など生活に欠かせない建築物、工作物の老朽化等が進んでいるほか、近年発生する豪雨等に伴い急傾斜地の崩落なども危惧されています。

近年、史跡指定地の利用は、市民や多様な来訪者による日常的な利用のほか、多様なイベントによる利用が増加し、遺構や景観への影響が危惧されています。

建築物や工作物の建替え、改修、イベントによる仮設物の設置など史跡の現状を変更する場合は、文化庁長官による許可が必要となります。

『太宰府地区史跡の保存・管理計画』に基づく現状変更行為の許可申請がはじまるのは昭和46（1971）年です。平成27（2015）年の9月までの約50年間で約460件を数えます。公共からの申請が42%を占め、各種団体20%、個人18%、宗教法人11%、企業9%と続きます。建築・開発行為、樹木の伐採、生活インフラの整備、イベント利用における仮設物設置等に関して申請が出されています。以前は申請から許可が下りるまで2〜3カ月要していましたが、地方分権により、市の教育委員会が処理する範囲が拡大する中で、内容によっては1〜2週間で許可が下りるようになっています。

史跡内にはサイン（案内、解説、誘導）や便益施設、標識などが多くの設置物があります。これらを台帳化し管理の基礎とすべきですが、現状ではできていません。

史跡指定地外の保護を要する範囲については、都市計画法や景観法を所管する関係部局との連携により、その規制誘導に努めています。

5-2 活用の経緯と現状

顕彰活動として、明治時代初期に政庁地区正殿跡の基壇部に、地元有力者や学者により、顕彰のための石碑が建立されました。

その後、大正期に史跡指定されましたが、当時は私有地の田畑が多く、史跡として活用しづらい状況でした。これはその後の整備によって、史跡公園的な整備を推進し、オープンスペース的な利用がなされてきました。現在、本史跡では、朝の散歩、夕涼み、犬の散歩等、政庁跡を中心に日常的に多くの人々が訪れるようになっています。

一方、本史跡は全国でも61しかない特別史跡の1つで、教科書への掲載や、日本遺産の構成文化財としても全国的に名前を知られています。そのため修学旅行を含め、全国各地より史跡見学や観光地として人々が訪れています。ただ、史跡の価値から考えるとまだ十分な周知が図られているとは言えない現状です。

保存協会から委嘱をうけた市民が史跡解説員として、市内史跡等を解説しています。本史跡では解説の申し込みが多く、史跡解説員の活躍の場が増加しています。近年では、海外からの来訪

者も増えており、史跡解説員の中には英語や韓国語を習得し対応されている方もいます。

しかし、近年の発掘調査によって新たに発見された内容などを十分に情報発信できていない現状があるほか、増加する国内外からの多様な来訪者への情報発信も十分とは言えません。また、日常的な利用においても、利用者のマナーの低下がみられ、他の利用者等からの苦情も増加しています。

更に、史跡指定地の利用も多様化し、史跡指定地周辺の路上駐車の増加や交通渋滞、イベント設営に伴い、復元整備箇所への影響が発生しているほか、イベント開催に伴う騒音等も問題となっています。

また、史跡へ学校の生徒やツアー客が大型観光バスで訪れますが、十分な駐車スペースがないため十分に対応できていません。自家用車での来訪者も増加しており、多目的広場は時間中はおおよそ満車状態です。

近年、大規模災害の発生が危惧される中、本史跡においても平成15（2003）年に発生した豪雨災害時には、被災土砂の仮置き場として利用されました。一方、今後の非常災害時にどう対応していくか等については検討が不十分です。

イベントとして代表的なものに、「太宰府市民政庁まつり実行委員会」が行っている「太宰府市民政庁まつり」があります。会場は、第9回（平成2（1990）年）に学業院中学校から本史跡の政庁地区に移り、第19回（平成12（2000）年）に「市民まつり」から「太宰府市民政庁まつり」に名称が変わりました。市民まつりの会場が政庁に移ったのも、その後名称に政庁が入ったのも、政庁跡のPRを意図していたものです。「太宰府市民政庁まつり」は、現在、おおよそ5万人以上の来訪がある大きなイベントになっています。そのため、史跡への影響も多大であり、保存と史跡見学の面からイベントの意義や規模について再考する時期にきています。

平成19（2007）年からは、企業関係でのイベント開催時の仮設物設置に伴う現状変更申請が増えています。イベントの主催は、新聞社、ラジオ局、鉄道会社等であり、ウォーキングイベント等が多くを占めています。

5-3 整備の経緯と現状

昭和25（1950）年に、水城村は、国から本史跡の保存整備のための費用補助を受け、史跡指定地の整備を行っています。この整備事業は3ケ年の計画として昭和25（1950）年～昭和27（1952）年にかけて行われました。これらの計画では、史跡中の私有地（田畑、家屋、宅地）の買収や、政庁跡から蔵司、月山（辰山、築山）へ通じる道路新設、県道から坂本集落へ通じる農道の新設が取り上げられています。この時点での問題点と将来への課題が出ていることが注目されます。太宰府町としては、県による整備が始まる前、昭和41（1966）年から張芝、植栽、解説サインの設置等に取り組んでいます。

県は、昭和45（1970）年に示された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』を踏まえ、史跡整備の推進を目的に『大宰府歴史公園基本構想／昭和47（1972）年』、『大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画／昭和48（1973）年』、『大宰府歴史公園整備後期5ヶ年計画／昭和53（1978）年』を策定、昭和47年度～昭和58年度にかけて、これら構想や計画に基づき史跡整備の推進を図ってきました。昭和49（1974）年には、一部FRP（繊維強化プラスチック）による礎石の復元を行ってい

ます。これら整備により現在見える本史跡の全体像が整えられています。

本史跡の復元整備は、回廊及び前面築地に始まり、脇殿、後殿築地、南門、中門、内庭整備、北門、政庁建物跡が行われています。政庁跡の建物は大きく3期に分かれますが、天慶4（941）年の藤原純友（ふじわらのすみとも）の乱による焼失後に再建されたⅢ期の遺構が、復元整備の根拠に採用されています。Ⅰ期遺構は上層のⅡ・Ⅲ期が良好に残っている場合は確認できません。また、Ⅱ・Ⅲ期の遺構が確認できる場所では、Ⅲ期の遺構、特に礎石はⅡ期の遺構の礎石を抜きとって使っているためか、Ⅱ期の礎石は確認できない場合が多いと言えます。またⅢ期の遺構の下にⅠ・Ⅱ期の遺構が残っているため、整備にあたってはⅢ期の遺構を表すことにしたと考えられます。当時は、確認された遺構を、原則、平面復元するものでした。

県は、史跡の復元整備と並行して、昭和47年度より、単独事業として公衆トイレ、四阿、焼炉、くず入れ、ベンチ、遊歩道、水飲み場等の整備、解説サインの設置等も行っています。

昭和58年度以降は、市が中心となって、県が整備した便益施設等の改修や新たな追加設置、住民の生活に必要な生活インフラの整備、災害普及等に取り組んでいます。

政庁跡は、現在、建物などを復元整備しなかったこともあり、緑に囲まれた広大な空間が広がり、市民に身近なオープンスペースとして親しまれる存在になっています。政庁跡周辺や歴史の散歩道沿道には、四阿、公衆トイレ等の便益施設も整備され、人々が滞在しやすい環境が整えられています。昭和54（1980）年に政庁跡の南東部、月山丘陵の南側にあたる場所に、政庁跡遺構保存覆屋建築工事を開始して、昭和55（1980）年に、同施設は大宰府展示館として開館し、以後、本史跡周辺での情報発信や管理の拠点となりました。

現在、県が整備し30年以上が経過したこともあり、老朽化に伴う毀損や史跡指定地の利用による毀損、便益施設等の老朽化が目立ってきました。また、史跡整備の意図を適切に伝える工夫も不十分です。更に、整備地内には管理用道路がなく、管理用車両が平面復元箇所を通行する状態となっているため、史跡指定地の管理に支障が生じています。

日本語がわからない外国の方、障がい者などの多様な人々に対応した施設整備も不十分です。

整備地内に設置された解説サイン等には、近年の発掘調査成果など新たな情報が反映されておらず、外国語表記等にも十分対応できていません。平成25（2013）年には、解説サインの盤面が劣化して読めなくなったものについて、改修を行いました。解説サインは調査した地点すべてに置かれているわけではありません。また、サイン関連について、設置場所、設置意図、設置時期などの台帳整備が遅れています。

平成12（2000）年、市議会で政庁跡脇殿のFRP製復元礎石について割れたり変形しており、危険であるという指摘があったため、市文化財課により花崗岩製の復元礎石へ入れ替える整備工事を行いました。

政庁跡の正殿や南門については、建物復元の要望が以前からあります。しかし、現在の政庁跡では緑に囲まれた良好な風景を維持しており、来訪者にも好評です。そのため現状に政庁跡に復元建物は必要ないと考えます。

現在、大宰府展示館が、ガイダンス施設の役割を担っていますが、元々、遺構の覆屋施設として建てられた施設であるため、ガイダンス施設としての機能としては十分とはいえない状況です。

整備地内に植樹されている樹木においては、日当たりの悪さから、てんぐ巣病に感染したソメイヨシノが多数見られるなどの問題が生じています。

大宰府関連史跡の整備事業については、平成6年度から大宰府史跡整備指導委員会の指導・助言の下、行っています。

客館地区については、平成28（2016）年3月に『大宰府跡客館地区整備基本構想』を策定しています。

5-4 調査研究の経緯と現状

昭和47（1972）年4月に九州歴史資料館が発足し、本史跡をはじめとする大宰府関連史跡に関する調査研究の主体となりました。

九州歴史資料館は、大宰府史跡調査研究指導委員会（昭和59（1984）年に「大宰府史跡発掘調査指導委員会（昭和43（1968）年に設置）」から改名）の指導・助言の下、今日まで本史跡の発掘調査等に取り組んでいます。

太宰府町が本格的に発掘調査に着手したのは、昭和54（1979）年からです。昭和55（1980）年にはじめて文化財担当技師が採用されました。

本史跡の発掘調査はこれまで九州歴史資料館が担当してきましたが、近年では災害復旧における発掘調査や、環境整備に向けた発掘調査にあたって、県との協議の上、本市が担当するケースも増えています。

これまでの発掘調査により出土した遺物は、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所および市坂本事務所に保管され、県、市ともに独自での管理となっています。両施設は老朽化が著しく史跡指定地の景観にも影響を与え、周辺住民からも移転を求める意見が出されています。

5-5 管理運営の経緯と現状

管理運営は当初より保存協会と手を携えて行ってきました。ここで、保存協会について説明を行います。

昭和48（1973）年6月に福岡県の大宰府史跡整備対策委員会が策定した「大宰府歴史公園整備前期5ケ年計画」の中に「財団法人大宰府史跡保存協会（仮称）」の設立がもりこまれました。同年9月には福岡の主要企業の取締役、太宰府天満宮宮司、太宰府町長が設立発起人に名を連ねる設立趣意書が出されると、昭和49（1974）年3月には設立発起人会が開催、6月に「財団法人古都大宰府を守る会」設立申請書が福岡県教育委員会に提出され、7月には法人設立登記に至っています。

太宰府町は、同会の設立後、昭和52（1977）年2月に福岡県・「財団法人古都大宰府を守る会（現保存協会の前身）」と史跡整備地の維持管理について覚書を交わしました。更に、昭和55（1980）年4月「財団法人古都大宰府を守る会」と大宰府展示館運営委託の契約を締結しています。

また、「財団法人古都大宰府を守る会」は、同年10月「太宰府町立大宰府展示館（政庁跡遺構保存覆屋）」が開館すると、会の事務局を太宰府町役場から大宰府展示館内に移しています。

以後、同会では、「太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保護及び活用を図る」ことを目的に、史跡整備地の維持管理事業をはじめ、史跡の保存及び調査研究、普及啓発事業を行っています。

会の名称は、平成6（1994）年3月に「財団法人古都大宰府を守る会」が「財団法人古都大宰府保存協会」に変更されました。更に、平成26（2014）年4月に「公益財団法人古都大宰府保存協会」に変更しています。保存協会は、現在も大宰府展示館、史跡整備地の維持管理、史跡の保存広報普及等について大きな役割を果たしています。

保存協会の下では、大宰府史跡解説員（史跡解説ボランティア）や、万葉植物植栽ボランティア「ゆずるはの会」も活躍しています。大宰府史跡解説員は、大宰府展示館等を拠点に、大宰府史跡の歴史や魅力を案内、解説しています。外国からの来訪者向けに英語や韓国語での解説も行っています。万葉植物植栽ボランティア「ゆずるはの会」は、史跡指定地を巡る人々が、四季の花を楽しめるように、万葉植物を植え、手入れ等を行っています。

一方、草刈り等の日常的な保存管理に関しての委託業務が煩雑化しています。広大な史跡指定地の管理運営にあたっては、従来保存協会が中心となり、地元住民の雇用拡充を目的に作業に当たってきましたが、近年では（公社）太宰府市シルバー人材センター、月山の会（事務局都市計画課）をはじめその他市民団体等と連携する機会も増えています。それら各種団体との更なる横断的な情報共有が必要です。

現在、史跡に係る土地の買収、管理及び整備計画等については、太宰府市史跡対策委員会と適正な計画の立案とその実施の促進に向けた審議を行っています。

また、市指定文化財の学術的評価と、保存活用に関する事項については、太宰府市文化財専門委員会による審議等を行っています。

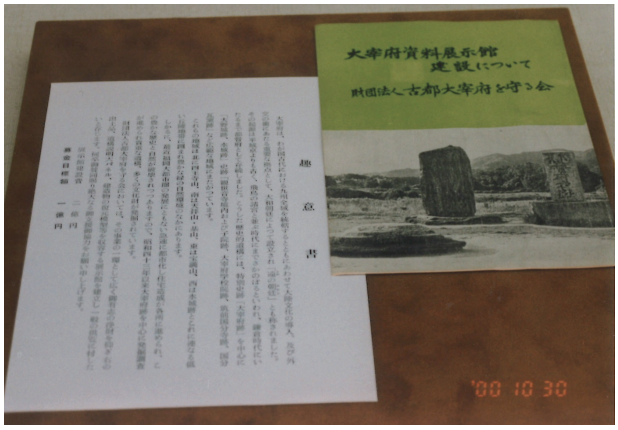

写真15：大宰府展示館建築趣意書

写真16：政庁跡の草刈り作業

写真17：万葉植栽ボランティア「ゆずるはの会」による史跡指定地内の美観保持活動

写真18：大宰府史跡解説員による史跡の広報普及活動

６．保存活用に関する課題

6-1 保存管理に関する課題

6-2 活用に関する課題

6-3 整備に関する課題

6-4 調査研究に関する課題

6-5 管理運営に関する課題

写真19：子ども達が訪れる大宰府跡

6．保存活用に関する課題

本史跡の保存活用に関する課題を、保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営毎に整理します。

6-1 保存管理に関する課題

本史跡の保存管理に関する課題を以下に整理します。

（1）現状を変更する行為について

本史跡の確実な保存を行いながら未来へ伝えていくため、住民や事業者に、史跡指定地における現状変更行為についての正確な情報を伝え、理解を得る方策を進めることが必要です。

●住宅の建て替え等への対応

史跡と住民生活の共存をはかるために、住宅の建て替え等の現状変更については、史跡内の地区分けを行い、それぞれの地区に相応しい基準を定めて、対応を進めていくことが必要です。

住宅建築にともなうセットバックについては、文化財保護法と建築基準法との間で、法的な不整合がでているため、史跡の保存と住民の生活を向上させる取組みをバランスをとりつつ進め、これらの問題を解消することが必要です。

●工作物の再整備等への対応

史跡指定地内の工作物の把握・新規設置・再設置について、史跡指定地内の全体のバランスに配慮し、管理を進めていくことが必要です。

●地形の変更への対応

土砂災害を起こすと予想される地域については、人命と史跡の保存を考えた施策を講じていく必要があります。

●木竹の伐採・植栽等への対応

史跡内の植栽環境・林床環境等の適切な維持を目的として、木竹等の計画的・積極的な管理行為を推進していくことが必要です。

●耕作への対応

史跡指定地の景観保全を図る上で水田・畑地は重要な役割を果たしています。そのため、農地が荒廃化することに歯止めをかけることが求められています。

●道路や水路等の改修・補修への対応

長年使われてきた道路・水路等が耐用年数を超えており、今後利用していくうえでの安全性を考えると、自然環境に配慮しつつ計画的な補修・改修等を進めていくことが課題です。

●イベント利用の大型化に伴う仮設物設置等への対応

史跡指定地のオープンスペースを利用したイベントが大型化、長期化している傾向にあります。

史跡の保存活用のバランスがとれたイベントを行うために、関係部署、団体で協議をしていくことが課題です。

●史跡指定地外に存在する遺構への対応

史跡指定地外の地下遺構については、調査による地下遺構の把握に取り組みますが、遺構が確認された場合は、まず遺構の保存方法等について協議をすすめていくことが必要です。その際、調査成果により、遺跡の価値が高いと認められた場合は史跡として指定を目指していくことが必要です。

（２）史跡指定地内の諸要素の一元的な管理

日常利用の把握を始め、整備に関する管理台帳、樹木台帳、サイン、工作物等に関する台帳を作成することが必要です。

（３）草刈り、草取り、樹木剪定及び片付け等の負担増への対応

草刈り、草取り、樹木剪定等の保存管理行為を必要とされる場所に十分に行えるようにしていく必要があります。

史跡内の草刈り等については、シルバー人材センター等の公益法人やNPO等に代表される地域の人材を更に活用していく方策が必要です。

史跡指定地内の田畑に関しては、持続的可能な耕作を模索していくことが必要です。

（４）イノシシやモグラの獣害への対応

獣害対策は市全体の問題のため、庁内の関係部署と連携をとりながら、被害防止対策を強化していくことが必要です。

6-2 活用に関する課題

本史跡の活用に関する課題を以下に整理します。

（１）情報発信の推進

史跡の発掘調査により新たな成果が得られることや、調査研究の積み上げによる研究成果は史跡の持つ歴史的価値を高めるものとして、市民、来訪者等に十分理解できるように伝えていくことが必要です。

（２）多様化した来訪者への対応

近年、中国をはじめとする日本へ来訪する外国人観光客の爆発的増加の影響で、太宰府市への外国人観光客は増加の一途を辿っています。また、日本遺産の構成文化財に認定されたこともあり、今後、海外からの来訪者は増加傾向になると推測できます。海外向けに本史跡の価値や特徴をわかりやすく伝える解説サインの充実や、ICT（Infomation and Communication、Technology)技術（情報通信技術）を利用した情報媒体等の充実を行っていくことが必要です。

（３）多様な利用への対応

様々な利用が図られてきた本史跡にあって、改めて本史跡にふさわしい活用について検討し、その推進に取り組んでくことが必要です。

また、史跡の公開、教育・広報普及活動への利用と、観光やイベントへの利用を相互補完的になるように調整を図っていけるように協議し、情報を共有していくことが必要です。

（４）来訪者のマナー向上

本史跡は他の史跡と比べても、日常的に多くの来訪者による利用が盛んです。それゆえに利用者同士や地元住民とのトラブルを未然に防ぐためのマナーアップへの取り組みが課題です。

6-3 整備に関する課題

本史跡の整備に関する課題を以下に整理します。

（１）老朽化への対応

経年劣化や過剰使用により、既存整備箇所に損傷した箇所が目立っているため、補修や再整備にむけた取り組みの推進が必要です。

●毀損箇所の点検と修理

遺構が劣化しやすい箇所や史跡指定地の湿地化している箇所については、再整備にあたって、それらの解消のために現地のモニタリング等を行い、その結果を踏まえ、整備計画をたてることが必要です。

●老朽化した便益施設等の改修

整備から年月が経っており、施設の老朽化や損傷が見られます。現在まで補修や再整備を行って対処している箇所もありますが、未だに手つかずの箇所も多く、全体的に再整備することが必要です。

●植栽管理計画の策定

史跡指定地内の植栽は、古代からの植生構成に戻していく地区や、万葉植栽など古代大宰府をイメージさせる四季折々の植栽の検討を行っていく地区、観光客向けの桜や紅葉等が植えられた地区等の地区分けを整理したうえで、古代大宰府をイメージさせる全体的な植栽管理計画の策定が必要です。

●管理用園路の整備

遺構の保存の上、来訪者の動線等に配慮した管理用園路の確保が必要です。

（２）価値の顕在化への対応

本史跡の価値を顕在化することを目的とした再整備や新たな整備が求められています。

●整備意図を伝える工夫

過去の整備計画等を踏まえ、現代の調査研究成果を元にした整備計画の策定が必要であり、その際には整備の意図をわかりやすく伝える工夫が課題です。

●回遊しやすい環境づくり

史跡内の回遊環境を点検確認した後、回遊性とともに多様な来訪者の安全性を確保するバリアフリー等を念頭に置いた整備を必要としており、それらの整備箇所を繋ぐ園路整備等の回遊ネットワークの形成の推進が必要です。

●ガイダンス施設の整備

大宰府史跡を中心とした大宰府関連史跡の成果を公開普及するガイダンス施設を、本史跡に新設していくことが求められています。整備にあたっては、遺構の覆屋施設である大宰府展示館と新規ガイダンス施設との関係性・位置づけ、方向性について、十分検討してお互いに補完する関係を築いていくことが必要です。

また、客館地区については、太宰府の玄関口としての役割が求められ、施設の是非、内容については関係機関や住民との協議が求められています。

●解説サイン等の設置・更新と台帳化の推進

解説や案内のためのサインについては、研究の進展による新しい成果による内容更新や、設置状況を踏まえた計画的な付け替え等が必要で、その際は多国語を用いて外国からの来訪者にも史跡を理解してもらえるようにしていくことが必要です。また、サイン関連については必要な情報を記載した台帳を整備していく必要があります。

●整備での建物復元について

今後、客館跡を含めて復元建物を建てることを計画する際には、十分な協議を行い、周辺整備と歩調を合わせていく必要があります。

●新しい環境整備の検討

ICT技術等を使った新しい技術を用いた新視点からの整備の検討が必要です。また、その際には国際的な観光客に対応する多言語化を念頭に置く必要があります。

（３）利便性の向上

史跡への多様な来訪者を受け入れるために、史跡見学の利便性の向上が課題です。

6-4 調査研究に関する課題

本史跡の調査研究に関する課題を以下に整理します。

（１）調査研究から活用までの一体的な体制づくり

本市として、史跡の調査研究で成果を出し、その成果を整備に生かしていく仕組みや体制、そして調査成果を、公開普及していく調査研究施設（博物館等）の設置が必要です。調査研究施設

（博物館等）が市内各所で設置される場合は、それぞれの資料館、博物館との連携を十分に検討していく必要があります。

（２）保管された遺物等の取り扱い

前述したガイダンス施設の整備と併せ、未公開遺物を順次整理して公開していく取り組みや、調査研究施設（博物館等）の設置、史跡指定地内の遺物保管施設を史跡指定地外に移転推進していくことが必要です。

6-5 管理運営に関する課題

本史跡の管理運営に関する課題を以下に整理します。

（１）委託業務等の煩雑化の解消

草刈り、草取り、樹木の剪定・間伐及び片付け等の委託行為は、できるだけシンプルな仕組みや体制の構築を行っていくことが必要です。

（２）横断的な連絡調整と情報共有の推進

本史跡の管理運営には、市が管理委託を行っている保存協会に加えて、様々な市民団体、市の関係各課が関係していますが、横断的な連絡調整と情報共有の仕組みや体制の構築を行っていく必要があります。

（３）景観保全の仕組や体制の構築

広大な史跡指定地を持続的に管理運営していく上で、史跡指定地の景観の維持のために必要とされる農地の保全や、空き家対策をはじめとした、従来の文化財保護行政の観点からだけでは、対応に苦慮する今日的な課題がわかってきました。これら諸問題について、市内部の関連部署との協議・調整や、市民、市民団体等との協働の推進により、対応できる仕組みや体制の構築を行っていくことが必要です。

（４）新たな仕組づくり

全国的な課題になっている持続可能な管理運営について、国・県・全国史跡整備市町村協議会（以下、全史協）等との連携を強め、史跡保護の新たな仕組みづくりが必要です。

7．保存活用の方針・計画

7-1 大宰府跡の価値

7-2 目指す方向

7-3 保存管理計画

7-4 活用方針

7-5 整備方針

7-6 調査研究方針

7-7 管理運営方針

写真20　：大宰府跡の日常の様子

7．保存活用の方針・計画

1章～6章を踏まえ、本史跡の価値と目指す方向、及び目指す方向の実現に求められる保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営の基本方針等を設定します。

7-1 大宰府跡の価値

本史跡には、日本史上でも重要な古代大宰府の歴史や、大宰府の遺跡そのものが現地に残されている「歴史的価値」があります。また、大宰府は、遺跡化した後にも、地上に礎石等が残っていたこともあり、中世以降現在まで人々の意識に残り続けています。それにより大宰府を守ってきた人と遺跡の関係が示す「人と遺跡が共存する価値」があります。また、古代大宰府が置かれた地形や豊かな自然が残される本史跡は、古代大宰府を思い起こさせる風景が育まれ、多くの人々に親しまれています。これを「風景の価値」とします。これらの価値は史跡全域で確認でき、相互に関連補完をしながら、本史跡の価値を形成しています。

【歴史的価値】

本史跡は、古代国家にあって大陸・朝鮮半島との外交を掌り、西海道（九州）諸国の政治行政を管轄した役所の中枢の遺跡で、大宰府関連史跡の中でも中心的な存在です。

特筆すべきは、古代大宰府の遺構が地下だけでなく、政庁跡や蔵司跡において地表に露出して存在することです。

わが国の古代における政治・外交を知る上で極めて重要な遺跡が残されるだけでなく、その一部を実際に見ることができる本史跡は、他には類を見ない高い歴史的価値を有しています。

【人と遺跡が共存する価値】

本史跡は、中世以降、遺跡として認識され、遺跡と人々の生活が乖離せず、遺跡を取り囲むように人々の生活が長く続いてきました。

本史跡に関しては中世、近世、近代、現代へと保存や顕彰等についての様々な記録が残されており、史跡指定地の中にはそうした人と遺跡の共存の歴史を今に伝える文化遺産も数多く残されています。

人と遺跡が共存する歴史と、その歴史を今に伝える文化遺産が数多く存在することは、全国の史跡の中でも珍しく、本史跡を語る上で欠かせない価値です。

【風景の価値】

本史跡は、今日までの追加指定による面的な保存によって、四王寺山から連なる起伏豊かな自然地形が維持されています。

政庁跡に立つと、北には大野城が築かれた四王寺山、南には基肄城（きいじょう）が築かれた基山（きざん）を見ることができます。また、政庁跡の東西には四王寺山から連なる月山と蔵司周辺の丘陵が自然地形として残されています。大宰府政庁が、四王寺山の麓に広がる地形を巧みに活かして築かれた特徴を今に伝え、古代大宰府が感じられる貴重な場所となっています。

大宰府跡には多くの人々が訪れており、そうした人々の姿がある古代大宰府の風景は本史跡の大切な価値の一つです。

7-2 目指す方向

本史跡は、古代大宰府の遺跡が人々の暮らしの中で守り、伝えられてきた希有な史跡です。本史跡の価値を将来に守り、伝えていくためには、市民や関係機関等とその価値を共有し、長期に渡る保存活用に継続して取り組んでいくことが求められます。

本計画では、市民や関係機関等との協働による持続可能な保存活用に向けて、目指す方向として「古代大宰府が感じられる心地よい空間」を掲げます。

「古代大宰府が感じられる心地よい空間」に向けた本史跡の保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営に取り組み、その実績を積み重ねていくことで本史跡の価値を守り、高めていきます。

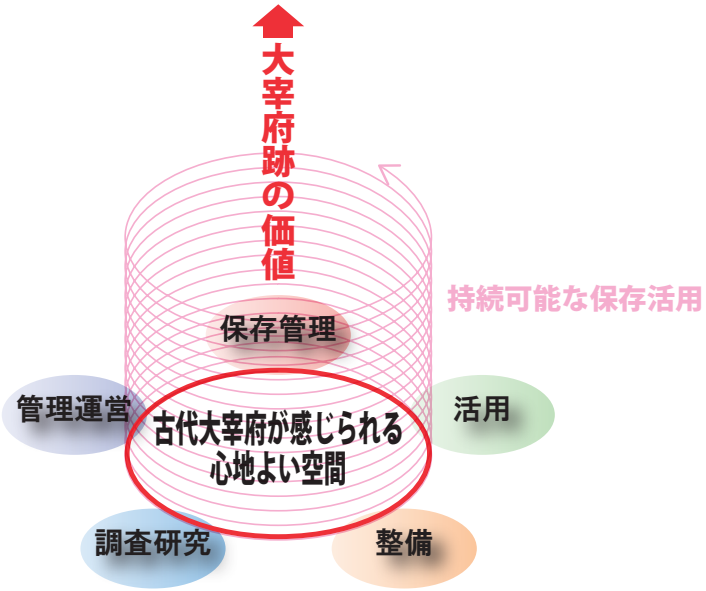

図40：目指す方向のイメージ

●保存管理の目指す方向

歴史的価値の確実な保存を目指します。加えて、人と遺跡が共存する価値や風景の価値を守り、高める取り組みを推進します。

●活用の目指す方向

本史跡の価値を広く伝え、多様な人々が古代大宰府を感じ、楽しむことのできる活用方法の充実に取り組みます。

●整備の目指す方向

保存と活用の調和を図り、古代大宰府が感じられる心地よい空間の整備に取り組みます。

●調査研究の目指す方向

継続的な調査研究を行い、その成果を保存・活用・整備に活かし、また広く公開・普及していきます。

●管理運営の目指す方向

保存協会、国、県、九州歴史資料館、周辺市町等の関係機関と連携し、市民や市民団体等の協力を得て、保存管理、活用、整備、調査研究の一体的な推進に取り組みます。

7-3 保存管理計画

（１）保存管理方針

古代大宰府が感じられる本史跡の実現に向けて、歴史的価値の確実な保存と、人と遺跡が共存する価値や風景の価値を守り、高める取り組みの推進を目指し、時代の要請等に的確に対応した保存管理に取り組みます。

（２）保存管理計画

保存管理に向けて、構成要素を明確化し、各構成要素について保存管理の方法を設定します。

更に、地区区分を設定した上で、現状変更行為の取り扱い、追加指定及び公有化に関する方向性を設定します。

１）構成要素の明確化　→　２）保存管理の方法

３）保存管理の地区区分　→　４）現状変更行為の取扱
５）追加指定及び公有化の方針

１）構成要素

本史跡の価値を踏まえ、大宰府跡の構成要素を以下に整理します。

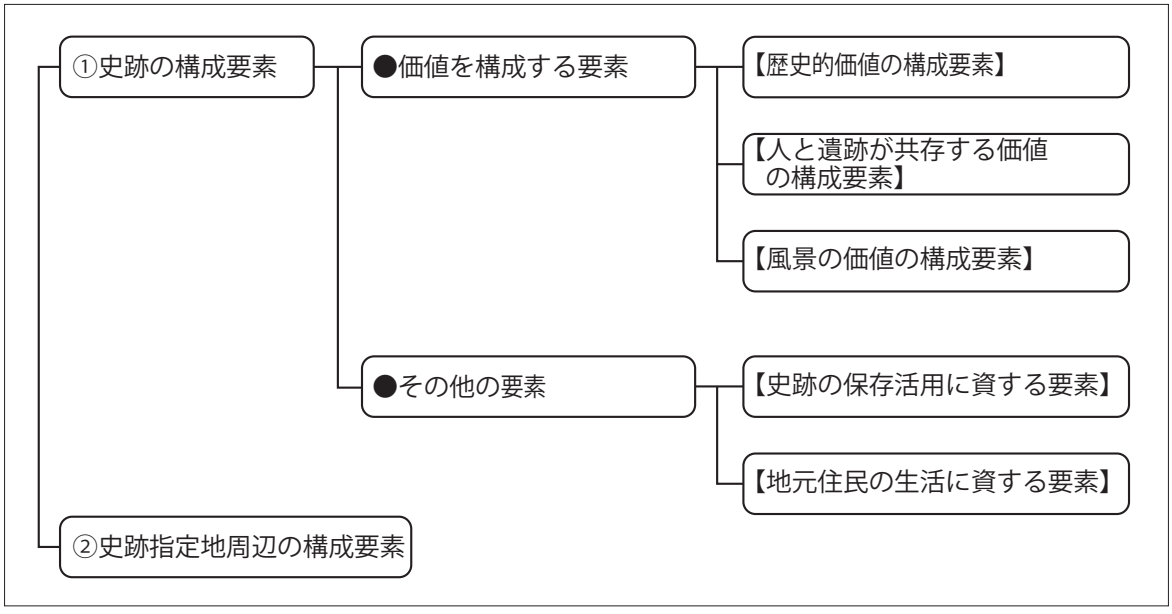

図41：構成要素の体系

①史跡の構成要素

●価値を構成する要素

「歴史的価値の構成要素」と「人と遺跡が共存する価値の構成要素」、「風景の価値の構成要素」に分類します。

【歴史的価値の構成要素】

古代大宰府の遺跡で構成される要素です。

【人と遺跡が共存する価値の構成要素】

人と遺跡の共存の歴史を今に伝える要素です。

【風景の価値の構成要素】

史跡指定地に育まれた風景を構成する要素です。

●その他の要素

「史跡の保存活用に資する要素」と「地元住民の生活に資する要素」に分類します。

【史跡の保存活用に資する要素】

史跡の保存と活用の両立に資する要素です。

【地元住民の生活に資する要素】

地元住民が生活する上で必要な要素です。

②史跡指定地周辺の構成要素

大宰府跡に隣接する要素です。

表４：構成要素

史跡の構成要素	価値を構成する要素	歴史的価値の構成要素	＜政庁地区＞ 政庁跡の第Ⅰ期遺構、第Ⅱ期遺構、第Ⅲ期遺構
			＜政庁後背地区＞ 政庁地区の政庁跡後方に展開する建物跡群
			＜月山地区＞ 「時山（ときやま）」の遺称地
			＜月山東地区＞ 柵列に囲まれた区画跡、掘立柱建物跡群
			＜蔵司地区＞ 大型建物跡、掘立柱建物跡群
			＜来木地区＞ 鋳造関連の炉跡群、建物跡群、鋳造関連工房跡、瓦窯跡
			＜客館地区＞ 大型建物跡（北棟、南棟）、倉庫跡、建物跡群、井戸跡、大宰府条坊跡
		人と遺跡が共存する価値の構成要素	文化遺産（※9-2史跡指定地内の文化遺産リストに掲載）
		風景の価値の構成要素	政庁跡から見える四王寺山、基山・天拝山・月山等の山林、政庁跡の植栽
	その他の要素	史跡の保存活用に資する要素	建築物（大宰府展示館、便益施設、トイレ、四阿） 工作物（案内サイン、解説サイン等） 仮設物（市坂本事務所、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所）
		地元住民の生活に資する要素	建築物（住宅、社寺、バス停） 工作物（柵、街路灯、電柱等） 農地、道路、水路、ため池
史跡指定地周辺の構成要素			政庁跡：大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡、大宰府政庁周辺官衙跡、大宰府条坊跡、住宅地 客館跡：大宰府条坊跡、住宅地、西鉄天神大牟田線・太宰府線

２）保存管理の方法

遺構の保存と景観保全に向けた保存管理の方法を設定します。

保存協会・国・県・九州歴史資料館等の関係機関、庁内の関係部局、住民・市民・市民団体と市教育委員会の情報共有・連携・協力により、保存管理の推進に取り組みます。

情報共有・連携・協力にあたっては、構成要素のデータベースを作成します。

表５：保存管理の方法

史跡の構成要素		保存管理の方法
歴史的価値の構成要素	＜政庁地区＞ 政庁跡の第Ⅰ期遺構、第Ⅱ期遺構、第Ⅲ期遺構	○歴史的価値を構成する遺構は、確実な保存に取り組みます。 →遺構に影響を及ぼすと考えられる現状変更の行為に対しては、発掘調査の成果に基づき、遺構の保存に取り組みます。必要に応じて、状況把握の調査を適切に実施します。 →史跡の見廻り監視員の週2～3回の見廻りに加えて、市教育委員会による月1回程度の見廻りを行い、異常が発見された場合は、その対処を行います。災害発生後は、可能な限り早期に、市教育委員会による見廻りを行います。 →損傷を確認した場合は、記録を行い、適切な修理・復旧に取り組みます。軽微な損傷を確認した場合は、文化財保護法第１２７条第1項に基づく復旧届を提出し、国・県と協議の上、速やかな修理・復旧に取り組みます。著しい損傷を確認した場合は、文化財保護法第33条に基づく届出を行った後、第125条に基づく現状変更の許可を受け、国・県と協議の上、修理・復旧を行います。 →獣害の軽減については、関係部局との情報共有や連携強化に取り組みます。 →古代大宰府の歴史的価値を高めるイベントの開催を推奨します。イベントの開催に伴う仮設物の設置等については、遺構の保存を徹底します。
	＜政庁後背地区＞ 政庁地区の政庁跡後方に展開する建物跡群	
	＜月山地区＞ 「時山」の遺称地	
	＜月山東地区＞ 柵列に囲まれた区画跡、掘立柱建物跡群	
	＜蔵司地区＞ 大型建物跡、掘立柱建物跡群	
	＜来木地区＞ 鋳造関連の炉跡群、建物跡群、鋳造関連工房跡、瓦窯跡	
	＜客館地区＞ 大型建物跡（北棟、南棟）、倉庫跡、建物跡群、井戸跡、大宰府条坊跡	
人と遺跡が共存する価値の構成要素	文化遺産 （※9-2史跡指定地内の文化遺産リストに掲載）	○『太宰府市民遺産活用推進計画』に基づき、市民による文化遺産の見守りや太宰府市民遺産としての育成に取り組みます。
風景の価値の構成要素	政庁跡から見える四王寺山、基山・天拝山・月山等の山林、政庁跡の植栽	○『景観計画』を参考として、景観の保全に取り組みます。 →景観に影響を及ぼすと考えられる現状変更の行為に対しては、『景観計画』の景観形成の方針や基準を参考とし、景観の保全に取り組みます。 →眺望点となる政庁跡の維持管理にあたって、保存協会と連携し、草刈り等の実施に取り組みます。 →山林は、月山の会をはじめ関係団体と連携し、間伐や枝打を行います。 →植栽は、保存協会と連携し、間伐、枝打、植替を行います。ソメイヨシノは、古代大宰府の風景に配慮し、ヤマザクラ等への植替を検討します。 →イベントの開催にあたっては、景観の保全について指導します。
史跡の保存活用に資する要素	建築物（大宰府展示館、便益施設、トイレ、四阿） 工作物（案内サイン、解説サイン等） 仮設物（市坂本事務所、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所）	○来訪者の利便性に配慮した保存管理に取り組みます。 →建築物や工作物については、毀損等が確認された場合、史跡指定地にふさわしい改修に取り組みます。 →大宰府展示館については、ガイダンス施設の整備検討と併せ、本来の覆屋施設としての役割を果たすように努めます。 →市坂本事務所、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所については、調査研究施設（博物館等）の設置検討と併せ、その移転等を目指します。 →蔵司地区に残される不要となった建築物や工作物は、除却します。
地元住民の生活に資する要素	建築物（住宅、社寺、バス停） 工作物（柵、街路灯、電柱等） 農地、道路、水路、ため池	○地域コミュニティの維持に配慮した保存管理に取り組みます。 →建築物や工作物については、現状変更行為の基準に則って、遺跡の保存や景観の保全に取り組みます。 →水路については、蛍などの生態系に配慮しつつ、維持管理に取り組みます。 →道路については、道路幅員の維持や整備に対する検討に取り組みます。 →営農者の協力を得て、農地の維持を目指します。 →関係部局と連携し、獣害被害の軽減に取り組みます。

３）保存管理の地区区分

本史跡の保存管理に向けて、Ⅰ～Ⅳ地区を設定します。

①Ⅰ地区：大宰府政庁跡の範囲

古代大宰府の遺構が存在し、一部は表面に露出しています。政庁跡は平面的に復元整備され、太宰府市、大宰府関連史跡、本史跡を象徴する地区です。

②Ⅱ地区：既存の史跡整備範囲及び重要な遺構が確認された範囲、古代大宰府が設置された当時の地形を良く残す範囲

古代大宰府跡を構成する重要な施設の遺跡が確認されている範囲です。政庁後背地区、月山地区、月山東地区、蔵司地区、客館地区（一部を除く）が古代大宰府が感じられる空間を構成しています。

③Ⅲ地区：人と遺跡が共存する範囲

住宅や農地、ため池、水路、道路、社寺等をはじめ、住民の暮らしが営まれる集落等を含む地区です。

④Ⅳ地区：保護を要する範囲

本史跡に関係する重要な遺構の存在が確認されており、確実な保護のため、将来の史跡指定を目指す範囲です。今後追加・拡張する可能性があります。

４）現状変更行為の取扱

大宰府跡の価値を守り未来につなぐため、史跡指定地内において現状を変更する行為を行う場合には、文化財保護法第125条第1項に基づき、文化庁長官の許可が必要となります。

円滑な現状変更行為の取扱に向けて、現状変更行為の取扱基準等を設定します。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断します。

①現状変更行為の取扱基準

史跡指定地のⅠ地区、Ⅱ地区、Ⅲ地区を対象に、円滑な現状変更行為の取扱に向けて、現状変更行為の取扱基準等を設定します。これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断します。現状変更行為の取扱について、疑義が生じた場合や現状変更行為の取扱基準に該当しない行為が生じた場合は、その都度、市教育委員会が文化庁及び県教育委員会の指導のもと協議調整を行います。

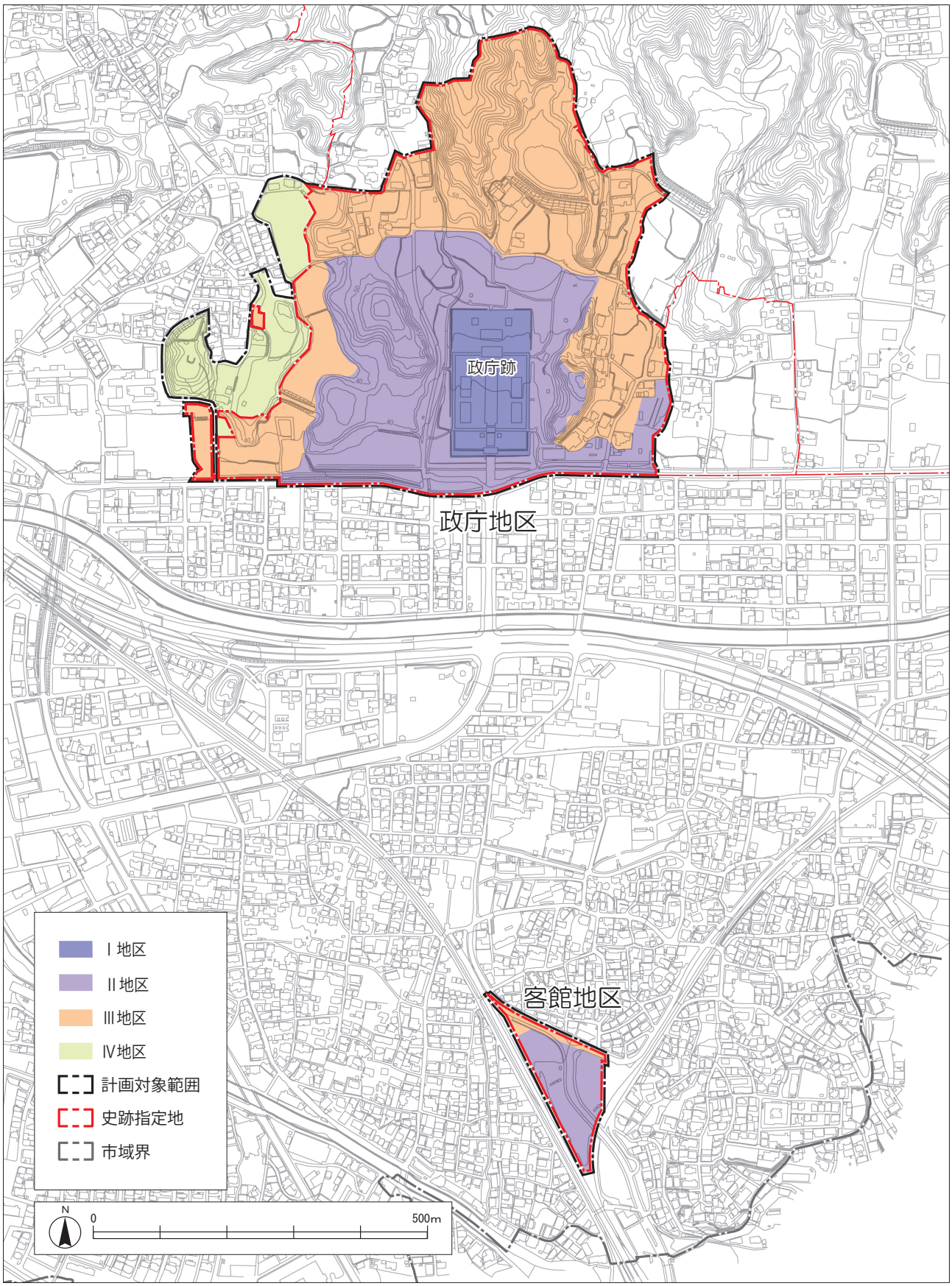

Ⅰ地区：大宰府政庁跡の範囲
Ⅱ地区：既存の史跡整備範囲及び重要な遺構が確認された範囲、古代大宰府が設置された当時の地形を良く残す範囲
Ⅲ地区：人と遺跡が共存する範囲
Ⅳ地区：保護を要する範囲

図42：地区区分

表６：現状変更行為の取扱基準（政庁地区）

<table>
<tr><th></th><th>Ⅰ地区</th><th>Ⅱ地区</th><th>Ⅲ地区</th></tr>
<tr><td>発掘調査</td><td colspan="3">調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。</td></tr>
<tr><td>史跡整備</td><td colspan="3">遺構の保存に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。</td></tr>
<tr><td>建築物の新築・改修・除却</td><td colspan="2">遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う新築・改修・除却は認める。</td><td>・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う新築・改修・除却は認める。
・従来からの地目が宅地であり、遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、新築を認める。
・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、改修・除却を認める。</td></tr>
<tr><td>工作物の設置・改修・除却</td><td colspan="2">遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う設置・改修・除却は認める。</td><td>遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、設置・改修・除却を認める。</td></tr>
<tr><td>地形の変更</td><td colspan="3">・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う造成や地形復元は認める。
・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、災害復旧、住民や来訪者の安全確保を目的に行う造成等は必要最低限の範囲において認める。</td></tr>
<tr><td>木竹の伐採・植栽</td><td colspan="3">遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、木竹の伐採・植栽を認める。
なお、枝打や枯損木の除却は維持管理行為として取り扱い、現状変更行為の手続きは必要としない。</td></tr>
<tr><td>農地の耕作</td><td>―</td><td colspan="2">・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、農地の耕作を認める。
・景観に影響を与える農作物の耕作については、市教育委員会と協議を行う。</td></tr>
<tr><td>道路・付帯施設の整備</td><td colspan="2">・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う散策路、管理用道路・付帯施設の新設は認める。
・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、道路・付帯施設の改修・除却は認める。</td><td>・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う道路、散策路、管理用道路・付帯施設の新設は認める。
・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、道路・付帯施設の改修・除却は認める。</td></tr>
<tr><td>水路・ため池の整備</td><td>遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う水路の新設・補修は認める。</td><td>・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う水路の新設・補修は認める。
・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、水路の新設、既存水路の維持・補修は必要最低限の範囲において認める。規模等については、市教育委員会と協議を行う。</td><td>・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、地方自治体が行う水路の新設・補修、ため池の補修は認める。
・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、水路の新設、既存水路やため池の維持・補修は必要最低限の範囲において認める。規模等については、市教育委員会と協議を行う。</td></tr>
<tr><td>仮設物の設置</td><td colspan="3">遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、設置を認める。</td></tr>
<tr><td>行事・イベントの開催</td><td>遺構に影響を与えない、景観との調和を図る、見学環境に著しい影響を与えない条件を付して、大宰府跡の価値を高め周知する行事・イベントの開催を認める。利用期間は可能な限り短い期間とする。</td><td colspan="2">・遺構に影響を与えない、景観との調和を図る、見学環境に著しい影響を与えない条件を付して、大宰府跡の価値を高め周知する行事・イベントの開催を認める。
・行事・イベントの期間、場所、範囲等については、市教育委員会との協議を行う。</td></tr>
</table>

表７：現状変更行為の取扱基準（客館地区）

	II地区	III地区
発掘調査	調査目的を達成する上で必要最低限の範囲であり、遺構の保存に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う発掘調査は認める。	
史跡整備	遺構の保存に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う史跡整備は認める。	
建築物の新築・改修・除却	遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う新築・改修・除却は認める。	・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う新築・改修・除却は認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、新築・改修・除却を認める。規模等については、市教育委員会と協議を行う。
工作物の設置・改修・除却	遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う設置・改修・除却は認める。	遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、設置・改修・除却を認める。
地形の変更	・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う造成や地形復元は認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、災害復旧、住民や来訪者の安全確保を目的に行う造成等は認める。	
木竹の伐採・植栽	遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、木竹の伐採・植栽を認める。 なお、枝打や枯損木の除却は維持管理行為として取り扱い、現状変更行為の手続きは必要としない。	
農地の耕作	―	
道路・付帯施設の整備	・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う散策路、管理用道路・付帯施設の新設は認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う道路・付帯施設の新設・改修・除却は認める。	・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う道路、散策路、管理用道路・付帯施設の新設は認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、地方自治体が行う道路・付帯施設の新設・改修・除却は認める。
水路の整備	・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、地方自治体が史跡の保存活用を目的に行う水路の新設・補修は認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、水路の新設、既存水路の維持・補修は必要最低限の範囲において認める。規模等については、市教育委員会と協議を行う。	・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、地方自治体が行う水路の新設・補修、ため池の補修は認める。 ・遺構に影響を与えない、かつ景観の維持向上を図る条件を付して、水路の新設、既存水路やため池の維持・補修は必要最低限の範囲において認める。規模等については、市教育委員会と協議を行う。
仮設物の設置	遺構に影響を与えない、かつ景観との調和を図る条件を付して、設置を認める。	
行事・イベントの開催	・遺構に影響を与えない、景観との調和を図る、見学環境に著しい影響を与えない条件を付して、大宰府跡の価値を高め周知する行事・イベントの開催を認める。 ・行事・イベントの期間、場所、範囲等については、市教育委員会との協議を行う。	

②市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務

文化財保護法施行令第5条第4項に定められる行為は、文化庁長官に代わり市教育委員会が処理を行います。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断します。

表８：市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務の一覧（文化財保護法施行令第5条第4項）

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

③現状変更の許可を要しない行為

史跡の現状変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、又は保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第125条第1項に基づき、現状変更の許可を要しません。なお、これらの行為に該当するか否かは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断します。

なお、該当する行為に対しても、遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いします。

表９：現状変更の許可を要しない行為（文化財保護法第125条第1項）

維持の措置 特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
	史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
	史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	
保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合	

５）追加指定及び公有化の方針

本史跡の保存管理にあたって、史跡指定地外の追加指定、史跡指定地内の公有化に関しては、所有者等の理解を得て、適切な対応に取り組みます。

①追加指定の方針

Ⅳ地区は、史跡指定地外の保護を要する範囲であり、発掘調査の成果を踏まえ、追加指定の推進に取り組みます。

なお、本計画の計画対象範囲外についても、重要な遺跡が見つかった場合は、調査研究等を踏まえ、条件が整った段階で、追加指定を目指します。

②公有化の方針

本史跡の保存活用に向けて、計画的な公有化に取り組みます。特にⅠとⅡ地区は本史跡の中枢の地区として積極的に公有化を進めます。Ⅲ地区に関しては地権者からの要望を太宰府市史跡対策委員会で集約、協議、決定し、公有化を推進します。

現状変更行為の制限等で土地の所有者の生活に支障があると判断された場合は、土地の所有者や太宰府市史跡対策委員会等との協議を踏まえ、公有化を行います。

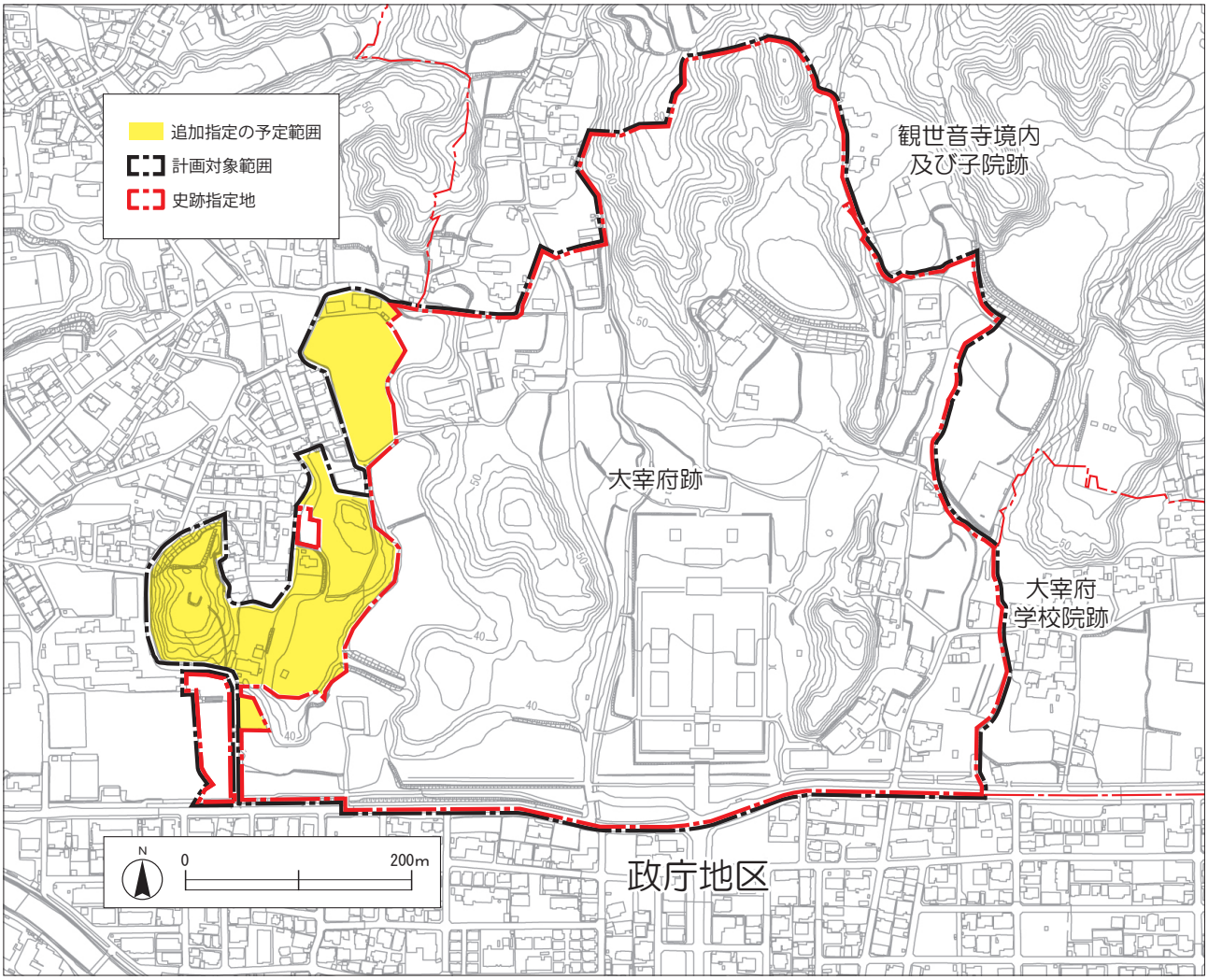

図43：追加指定の予定範囲（Ⅳ地区）

7-4 活用方針

市民や来訪者が愛着を持って本史跡に接してもらえることを願い、「歴史的価値」、「人と遺跡が共存する価値」、「風景の価値」を一体的に活かしていく方策を考え、計画し、実行し、史跡と人の結びつきを高めていきます。

本史跡の価値を共有する住民や市民団体等と協力し、多様な視点による来訪者に対する積極的な情報発信に取り組みます。

また、学校教育と連携するとともに、地元住民・市民に本史跡の価値を知ってもらうための継続的な活用策の充実に取り組みます。

遺構の確実な保存と景観保全を前提とし、史跡指定地の多様な利用を推進します。

7-5 整備方針

本史跡の保存を第一に、古代大宰府が感じられる空間の創出に向けた計画的な整備に取り組みます。また、近年増加している修学旅行客や海外からの来訪者の受け入れにも配慮し、ガイダンス施設やアクセス環境を整えるとともに、人々の回遊を促す散策ネットワークの形成に向けて、統一された解説サインの整備、ICT技術やユニバーサルデザイン等を取り入れた整備に取り組みます。

政庁地区は、植栽の管理状況や毀損箇所等を総合的に把握し、既存整備箇所の再整備に取り組みます。その周辺部は、調査研究成果をもとに政庁跡と一体となった計画的な整備に取り組みます。

客館地区は、平成28（2016）年3月に策定された『大宰府跡客館地区整備基本構想』に掲げる基本理念「つながりの場の核となる客館跡」に基づき、遺構の万全な保存と、価値の伝達と成長により、歴史や文化、空間、人々をつないでいく場の再生を目指した整備・活用を行っていきます。

7-6 調査研究方針

市を主体として国、県、九州歴史資料館等と連携し、本史跡の価値を高める調査研究の推進に取り組みます。

大宰府の研究を進める上で、学術的課題を解決することはもちろん、その後の史跡指定拡張ならびに整備を推進する上での情報収集を前提とした総合的な調査を行います。

学術調査のためには、それを行う組織や支援体制とともに人材が必要となるため、それら必要なシステムの構築を推進するとともに、多角的な調査研究を行う調査研究施設（博物館等）の実現に取り組みます。

また、市坂本事務所や九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所に保管された出土遺物においても、調査研究のための管理方法や公開方法の検討に取り組みます。

7-7 管理運営方針

国、県、九州歴史資料館、関係部局、保存協会を含む各種団体等との役割分担を明確にし、一元的な管理運営の仕組み・体制の構築に取り組みます。

獣害対策、農地の保全や地域コミュニティの維持等の個別課題については、関係部局を中心に、各種団体等との連携を密にし、解決にむけて検討を行います。

8．今後の取り組み

8-1 推進プログラム

8-2 計画の見直し

写真21：地元作業員による維持管理の風景

8. 今後の取り組み

7章を踏まえ、現段階で想定される今後の具体化に向けた取り組みを設定します。

8-1 推進プログラム

今後、具体化が求められる取り組みを推進プログラムとして設定し、保存協会、国、県、九州歴史資料館等と連携し、その推進に取り組みます。

推進プログラムに位置づけた取り組みについては、計画→実行→評価→改善の循環による具体化を基本とします。

市教育委員会は、本計画に基づき、各取り組みの実行を図り、必要な段階で進捗状況の評価を行います。評価を行った後、進捗が良くない取り組み等については、問題点を分析し、改善を行い、必要に応じて、計画の見直しに反映していきます。

なお、これら取り組みの推進にあたっては、事業に従事するための人員確保が重要です。文化財技師や学芸員の他、日常管理の人員を含め、その拡充を目指します。

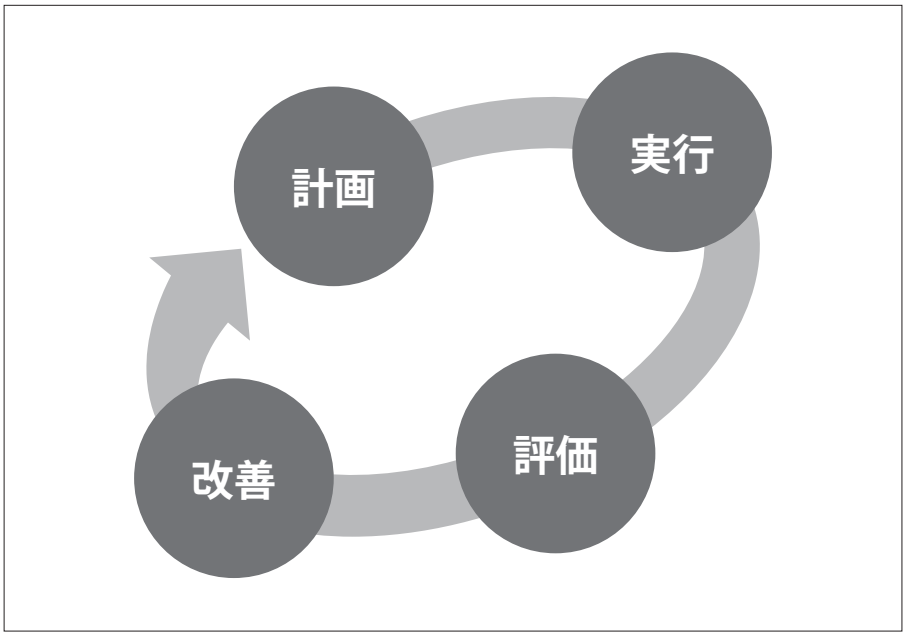

図44：計画の推進イメージ

8-2 計画の見直し

今後の進捗等を踏まえ、計画の見直しを検討します。見直しにあたっては、必要に応じて、太宰府市史跡対策委員会に意見を求めます。

		短期	中長期
		平成29(2017)年～	～平成49(2037)年
保存管理	草刈り、草取り、樹木剪定及び片付け等の対策	問題点の調査、維持管理方法の検討、計画の立案と関係者間の共有　等	
	イノシシやモグラの獣害対策	保存協会や関係各課との連携による駆除の実施　等	
	現状変更行為の取り扱い	計画の運用→必要に応じ基準等の見直し	
		4m未満道路に関する調査・協議	対策の実施
	史跡指定地内の諸要素の一元的な管理	台帳の検討～作成	台帳の運用～見直し
活用	情報発信の推進	保存協会や関係部局等との協議、計画の立案と共有　等	保存協会や観光部局等との連携による取り組みの推進
	多様化した来訪者への対応	保存協会や関係部局等との協議、計画の立案と共有　等	保存協会や観光部局等との連携による取り組みの推進
	多様な利用への対応	保存協会や関係部局等との協議、計画の立案と共有　等	保存協会や学校教育、観光部局等との連携による取り組みの推進
	来訪者のマナー向上	保存協会や関係部局等との協議、計画の立案と共有　等	保存協会や観光部局等との連携による取り組みの推進
整備	老朽化への対応	本史跡にふさわしい整備等の検討と推進 都市計画担当との連携による歴まち事業等を活用した整備	整備計画等に基づく本格的再整備
	価値の顕在化への対応	本史跡にふさわしい復元整備等の検討と計画立案 都市計画担当との連携による歴まち事業等を活用した整備	整備計画等に基づく本格的再整備
	利便性の向上	都市計画担当との連携による歴まち事業等を活用した整備	整備計画等に基づく本格的再整備
調査研究	調査研究から活用までの一体的な体制づくり	県、九州歴史資料館等との協議、体制の立案と共有　等	調査研究等の推進
	保管された遺物等の取り扱い	県、九州歴史資料館等との協議、体制の立案と共有　等	公開活用等の推進
管理運営	委託業務等の煩雑化への対応		仕組や体制の構築と運用
	横断的な連絡調整と情報共有の推進	保存協会や関係部局との協議、仕組や体制の立案と共有　等	仕組や体制の構築と運用
	景観保全の仕組や体制の構築	保存協会や関係部局との協議、仕組や体制の立案と共有　等	仕組や体制の構築と運用
	新たな仕組づくり	全史協・国・県等との連携強化、仕組や体制の立案と関係者間の共有等	仕組や体制の構築と運用

市教育委員会による調査、あり方の検討、計画立案と関係者間の共有等

市教育委員会による計画の実行、評価、改善等

関係部局等との連携による取り組みの推進

図45：推進プログラム

9. 参考資料

9-1 現状変更申請の分析

9-2 史跡指定地内の文化遺産リスト

9-3 地元座談会記録（要旨）

9-4 地元報告会記録（要旨）

9-5 パブリック・コメント

9-6 文化財保護法（抜粋）

9-7 文化財保護法関連法令（抜粋）

9-8 関連法令リスト

写真22：月山東官衙跡

9. 参考資料

9-1 現状変更申請の分析

保存管理の根幹となるのが現状変更行為の制限です。昭和45（1970）年に示された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』に基づき、本史跡で現状変更行為の届出がはじまるのは昭和46（1971）年4月19日です。平成27（2015）年の9月までの約45年間で約460件を数えます。公共からの申請が42%を占め、各種団体20%、個人18%、宗教法人11%、企業9%と続きます。以下、届出の傾向を分析しています。

●公共からの申請

公共からの申請は、県と市（町）に分けられます。

県からの申請は、昭和40～50年代に集中しています。平成に入ってからは九州歴史資料館からの発掘調査に伴う申請が増えています。一方、平成元（1989）年の主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）の景観整備は福岡県那珂土木事務所（現：那珂県土整備事務所）からの申請です。県からの申請の中には教育委員会以外からの申請も含まれています。

市（町）からは、水路・道路・トレイの改修や案内サインの建て替え等に関する申請が多く出されています。その他、上下水道の敷設、柵・案内サイン・カーブミラー等の設置、災害復旧、イベントにおける仮設トイレの設置等が申請されています。教育委員会だけでなく、道路、上下水道等の整備に伴う申請も含まれています。

●各種団体からの申請

各種団体からの申請は、殆どが政庁跡におけるイベント開催時の仮設物設置に伴うものです。平成2（1990）年の太宰府市民まつり実行委員会がはじまりです。

申請が多い団体は、太宰府市民政庁まつり実行員会関係（26件）、保存協会関係（14件）、水城小校区「体育の日の行事」実行委員会（13件）、福岡外国人学生支援の会（9件）です。この他、イベント開催に係る許可申請を行った団体は20団体を数えます。

保存協会からの許可申請は、主に史跡指定地の維持管理に係る樹木植栽、物置や落葉収集場の設置等に対するものです。

●個人からの申請

個人からの申請は、主に住宅工事に関するものです。住宅の増築や改築の申請が最も多く、その他には建物解体、車庫の設置、ブロック塀やフェンスの設置、石垣の積替、給水菅引込工事等が挙げられます。住宅の増築や改築は、43件中30件が昭和期に出されたものです。住宅の多くが建て替えや改修の時期を迎えていると考えられます。

●宗教法人からの申請

宗教法人からの申請は、約50件のうち半数が太宰府天満宮です。秋思祭の開催にあたっての仮設物設置に関する申請であり、平成2（1990）年から続いています。

続いて多いのが日菅寺と仏心寺からの申請です。日菅寺からは納骨堂新築・開山堂移築、庭園整備、住宅建築、外壁工事等が、仏心寺からは寺院増築、住宅除却工事、建物改築、駐車場建設、擁壁延長工事、石垣設置等が複数年に分けて申請されています。

●企業からの申請

企業からの申請は、多くが電柱の建て替えや新設とイベント開催に伴う仮設物設置です。

平成18（2008）年まで電柱の建て替えや新設が多くを占めていましたが、平成19（2007）年からイベント開催時の仮設物設置に伴う申請が増えています。イベントの主催は、新聞社、ラジオ局、鉄道会社等であり、ウォーキングイベント等が多くを占めています。

9-2 史跡指定地内の文化遺産リスト

名称	登録番号	所在場所
旧小字標石 前	F0023	坂本３丁目
旧小字標石 辻	F0026	坂本３丁目
旧小字標石 大楠	F0059	観世音寺２丁目
旧小字標石 蔵司	F0060	観世音寺３丁目
旧小字標石 不丁	F0061	観世音寺２丁目
旧小字標石 日吉	F0078	観世音寺１丁目
旧小字標石 月山	F0079	観世音寺４丁目
旧小字標石 住ヶ元	F0080	観世音寺４丁目
旧小字標石 大裏	F0122	観世音寺３丁目 都府楼跡北辺
旧小字標石 松ケ浦	F0123	観世音寺４丁目
万葉歌碑 大伴旅人 (世の中は…)	F0024	大字坂本 都府楼跡北辺
万葉歌碑 大弐紀卿 (正月立ち…)	F0027	観世音寺４丁目 (都府楼跡史跡指定地内)
万葉歌碑 大伴旅人 (やすみしし…)	F0067	観世音寺４丁目
万葉歌碑 小野老 (あをによし…)	F0068	観世音寺４丁目
史蹟太宰府阯碑	F0064	観世音寺４丁目
都府楼之址是壱町碑	F0065	観世音寺４丁目
都府楼道路開通記念碑	F0066	観世音寺４丁目
史蹟大宰府阯境界碑	F0069	観世音寺４丁目
太宰府碑	F0071	観世音寺４丁目
都督府古趾碑	F0072	観世音寺４丁目
太宰府址碑	F0073	観世音寺４丁目
帯塚碑	F0075	観世音寺４丁目
史跡大宰府址境（界）碑	F0076	観世音寺４丁目
坂本八幡宮	F0025	坂本３丁目 (坂本八幡宮)
蔵司　稲荷堂	F0028	観世音寺３丁目
庚申塔	F0077	観世音寺４丁目
観音堂	F0124	観世音寺４丁目
大宰府跡	F0133	観世音寺４丁目
客館跡	―	朱雀３丁目
玉石垣支柱とトウカエデ	F0070	観世音寺４丁目
時の記念日の行事	F0127	観世音寺４丁目 (政庁跡正殿前)
坂本のダブリュウ	F0128	観世音寺４丁目
坂本区のほんげんぎょう	F0141	観世音寺４丁目 坂本八幡宮前の梅林

9-3 地元座談会記録（要旨）

（１）第１回

日　時：平成28（2016）年11月10日（木）19：00～20：30
場　所：観世音寺公民館
参加者：地元住民20名　　太宰府市：文化財課（江坂、髙橋、沖田）
株式会社埋蔵文化財サポートシステム：香西、池田

《議事》

①住んでいて良いところ、不自由なところ

【良いところ】

散歩など日常的な史跡指定地の活用を行うなかで、「歴史への興味が出る」、「史跡指定地を取り囲む緑地景観や風景が良い」との意見が出された。

【不自由なところ】

〈現状変更行為について〉

史跡指定地内での現状変更行為に対する許可申請手続きの煩雑さや必要な期間、許可申請が必要な行為の基準が分かり難いなどの意見が出された。

〈住民の減少について〉

公有化に伴う住民の減少により地域コミュニティが維持できない等の懸念や、住民減少への対応への疑問や対応策などの意見が出された。

〈イノシシ被害について〉

近年、イノシシによる被害が多発しており、イノシシの駆除についての意見が出された。

〈草刈り等について〉

公有化された範囲において雑草地化しており草刈り等の対応が不十分である。また、草刈り後の草の処分についても場所により不十分であり、火災の原因につながるなどの意見が出された。他には史跡指定地内の維持管理のためにも空家対策が必要との意見が出された。

〈イベントについて〉

イベントに伴う騒音や史跡景観の阻害に対する意見が出された。

〈仮設の調査事務所について〉

現在、史跡指定地内に所在する発掘調査事務所に対し、史跡景観を阻害し、老朽化から台風等による災害の危険が危惧され、移設してほしいとの意見が出された。

②現在お住まいの住宅の建替えや改築の計画について

家屋の老朽化により建替え等を考えているが、周辺環境の要因から住み続けるには不安があるなどの意見が出された。

③現在の耕作についての問題点

イノシシによる被害が増加しているなどの意見が出された。

④観光客について（近隣での渋滞問題等）

花見時期や年末年始の渋滞が著しく、地元住民の通行への問題が出ている他、歩行者への安全確保などを危惧する意見が出された。

⑤その他の意見

史跡指定地内で公有化された農地を市民農園などとして貸出、維持管理することはできないのか、史跡指定地を観光資源として活用し、市の財政向上につなげる事業を計画できないのかなどの史跡指定地の有効活用についての意見が出された。

（２）第２回

日　時：平成28（2016）年12月26日（月）19:00～20：30
場　所：観世音寺公民館
参加者：地元住民13名　　太宰府市：文化財課（江坂、髙橋、沖田）
　　株式会社埋蔵文化財サポートシステム：木村

《議事》

①保存活用計画について

保存活用計画の概要について説明、質疑応答を行う。

②現状変更の取扱について

現状変更行為の概要説明及び平成28（2016）年4月1日施行の法改正にともなう取扱いについての説明、本計画における地区区分ごとの取扱基準の概要について説明、質疑応答を行う。

③その他の意見

〈仮設の調査事務所について〉

現在、史跡指定地内に所在する発掘調査事務所に対し、史跡景観を阻害し、老朽化から台風等による災害の危険が危惧され、移設してほしいとの意見が再度出された。

〈駐車禁止の仮設物について〉

公有地での不法駐車に対する杭、ロープなどの仮設物について史跡景観などに影響を与えているため早期に対応してもらいたいとの意見が出された。

〈大宰府政庁跡の利用について〉

日常的にみられる犬の散歩について利用者のマナーが悪く、犬の排泄物の処理など政庁跡だけでなく周辺の農地においても影響が出ている。また、政庁跡で見られる紙飛行機を飛ばしている集団については、周辺の利用者の状況などを配慮していないと思われ注意喚起やマナー向上を行うよう声掛けをしてほしいとの意見が出された。

9-4 地元報告会記録（要旨）

日　時：平成29（2017）年2月15日（水）19:00～20：30
場　所：観世音寺公民館
参加者：地元住民11名　　太宰府市：文化財課（城戸、江坂、髙橋、沖田）

《議事》

①保存活用計画のパブリックコメントについて

パブリックコメントについて説明をおこなった。

②保存活用計画の全体の説明

保存活用計画全体の流れを説明して、質疑応答をおこなった。

③計画 7. 保存活用の方針・計画での現状変更行為の取扱基準の詳細について

現状変更行為の取扱基準について、地区区分を元に説明をおこなった。住民からは、史跡の景観を大事にするならば、仮設収蔵庫を早急に移転すべきではないかという意見が出た。

9-5 パブリック・コメント

（1）目的

保存活用計画について、市民に幅広いご意見をいただき、より良い計画策定の参考とするため。

（2）実施期間

平成29（2017）年2月16日（木）～3月17日（金）

（3）実施方法

広報でお知らせし、市内公共施設5箇所（市役所（1階）、いきいき情報センター（2階）、市民図書館（1階）、太宰府市文化ふれあい館（1階）、太宰府館（1階））及びホームページによりパブリック・コメントを募集した。

（4）意見提出者数及び意見数

提出方法	人数	意見数
持参	2人	2人

（5）実施結果について

提出された意見書に対する回答については、市ＨＰにて公開する。

9-6 文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）
最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章　総則

（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）
第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
２　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
３　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）
第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）
第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

・・

第三章　有形文化財
第一節　重要文化財
第一款　指定
（指定）
第二十七条　文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。
２　文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

・・

第二款　管理
（管理方法の指示）
第三十条　文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）
第三十一条　重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
２　重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつぱら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
４　管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）
第三十二条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
２　重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
３　重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

・・

（滅失、き損等）
第三十三条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

・・

第三款　保護
（管理又は修理の補助）
第三十五条　重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。
２　前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
３　文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。
（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条　重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
２　前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
３　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。
（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条　文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。
２　文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
３　前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
４　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（文化庁長官による国宝の修理等の施行）
第三十八条　文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
一　所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
二　国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
２　前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条　文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措

置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
3　前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。
2　文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。
3　前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条 及び第六条 の規定を準用する。

第四十一条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
2　前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
3　前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
4　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）
第四十二条　国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。
2　前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
3　補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
4　文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
5　納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
一　当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
二　前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
三　第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)
四　第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
6　前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
7　第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項 に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項 に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）
第四十三条　重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2　前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
3　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
4　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

・・

（管理又は修理の受託又は技術的指導）
第四十七条　重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
2　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
3　前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
4　重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

・・

第五款　調査
（保存のための調査）
第五十五条　文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。
一　重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
二　重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
三　重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
四　特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
2　前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
3　第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
4　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六款　雑則
（所有者変更等に伴う権利義務の承継）
第五十六条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
2　前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
3　管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第二節　登録有形文化財
（有形文化財の登録）
第五十七条　文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
2　文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。
3　文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

・・

（登録有形文化財の登録の抹消）
第五十九条　文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。
2　文部科学大臣は、登録有形文化財について、第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。
3　文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。
4　前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。
5　第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規

定を準用する。
６　第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

・・

（登録有形文化財の現状変更の届出等）
第六十四条　登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。
２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
３　登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

・・

（登録有形文化財の現状等の報告）
第六十八条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

・・

第六章　埋蔵文化財

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）
第九十三条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

・・

（国の機関等が行う発掘に関する特例）
第九十四条　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
２　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
３　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
４　文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
５　前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項 に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）
第九十五条　国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。
２　国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）
第九十六条　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
２　文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
３　文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
４　第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
５　第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
６　第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
７　文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
８　文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
９　第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
１０　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

・・

（文化庁長官による発掘の施行）
第九十八条　文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
２　前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
３　第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）
第九十九条　地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
２　地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
３　文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
４　国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

・・

第七章　史跡名勝天然記念物

（指定）
第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
２　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
３　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
４　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
５　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
６　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）
第百十条　前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
２　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
３　第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）
第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
２　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環

境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）
第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
2　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
3　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
4　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）
第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
4　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
2　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）
第百十九条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
2　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条　所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）
第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）
第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
3　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）
第百二十三条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
2　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）
第百二十四条　国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）
第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
3　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
4　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
7　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）
第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）
第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）
第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要が

あると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
3　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）
第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
2　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）
第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
3　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（登録記念物）
第百三十二条　文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
2　前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。
第百三十三条　前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

. . . . . .

第十二章　補則

第二節　国に関する特例
（重要文化財等についての国に関する特例）
第百七十二条　文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3　第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
4　第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
5　地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

. . . . . .

第三節　地方公共団体及び教育委員会
（地方公共団体の事務）
第百八十二条　地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
2　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
3　前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

. . . . . .

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第百八十四条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。
一　第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
三　第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
四　第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
六　第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
2　都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
3　都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
4　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項 に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
一　第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状

変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可　第四十三条第五項又は第百二十五条第五項
二　第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行　第五十五条第三項又は第百三十一条第二項
三　第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令　同条第九項
5　前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
6　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
7　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
8　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

9-7 文化財保護法関連法令（抜粋）

文化財保護法施行令

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）
最終改正：平成二八年三月二五日政令第七八号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項 、第八十条の二 及び第八十三条の三第一項（同条第二項 において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法 の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項 の規定に基づき、この政令を制定する。

. . . . . .

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第五条
4　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項 に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号 の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
二　法第百三十条（法第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）及び第百三十一条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項 の規定による許可の申請に係るものに限る。）

. . . . . .

都市計画法

（昭和四十三年六月十五日法律第百号）
最終改正：平成二八年六月七日法律第七二号

第二章　都市計画

第一節　都市計画の内容
（地域地区）
第八条　都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。
一　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

9-8 関連法令リスト

○景観法
○地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律
○都市計画法
○自然公園法
○森林法
○土砂災害防止法
○太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例
○太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則

特別史跡大宰府跡保存活用計画

発行日　平成 29（2017）年 3 月 31 日

編　集　**太宰府市教育委員会文化財課**

〒 818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

TEL 092-921-2121　FAX 092-921-3667

E-mail:bunkazai@city.dazaifu.lg.jp

発　行　太宰府市